

第53回定時総会

於：アクロス福岡

福岡市中央区天神1丁目1番1号

平成14年5月25日(土)午前10時



福岡県司法書士会

目 次

【1】 第53回定時総会次第	3
【2】 来賓名簿	6
【3】 顕彰者名簿	7
【4】 平成13年度事業報告関係	
会長総括報告	11
業務部報告	12
委員会報告	17
業務日誌	32
【5】 平成13年度収支決算報告関係	
1. 平成13年度一般会計決算報告及び収支差額金処分案 承認の件	41
2. 平成13年度職員退職引当金特別会計決算報告承認の 件	49
3. 平成13年度運営基金特別会計決算報告承認の件	50
4. 平成13年度営繕準備金特別会計決算報告承認の件	51
5. 平成13年度財務調整積立金特別会計決算報告承認の 件	52
6. 平成13年度成年後見制度推進基金特別会計決算報告 承認の件	53
7. 平成13年度会館特別会計決算報告及び剰余金処分案 承認の件	54
8. 平成13年度共済特別会計決算報告承認の件	58
9. 平成13年度収益事業損益計算承認の件	66

【6】 会則・規則等改正関係

10.	福岡県司法書士会共済会規程廃止の件	69
11.	福岡県司法書士会会則（第3条等）一部改正の件	70
12.	福岡県司法書士会共済会清算事務規則制定の件	72
13.	福岡県司法書士会用紙販売規則制定の件	77
14.	福岡県司法書士会役員等選挙規則廃止の件	79
15.	福岡県司法書士会会則一部改正（第25条等）の件	80
16.	福岡県司法書士会役員等選挙規則制定の件	84
17.	福岡県司法書士会補助者規則一部改正の件	108
18.	福岡県司法書士会会則一部改正（第81条等）の件	116

【7】 平成14年度事業計画関係

19.	平成14年度事業計画決定の件	119
-----	----------------	-----

【8】 平成14年度予算関係

20.	平成14年度一般会計予算決定の件	127
21.	平成14年度職員退職引当金特別会計予算決定の件	130
22.	平成14年度運営基金特別会計予算決定の件	130
23.	平成14年度営繕準備金特別会計予算決定の件	131
24.	平成14年度財務調整積立金特別会計予算決定の件	131
25.	平成14年度成年後見制度推進基金特別会計予算決定 の件	132
26.	平成14年度会館特別会計予算決定の件	133
27.	平成14年度共済特別会計予算決定の件 (平成14年4月1日から平成14年5月25日まで)	134
28.	平成14年度用紙販売特別会計予算決定の件 (平成14年5月26日から平成15年3月31日まで)	136
29.	平成14年度共済積立金清算特別会計予算決定の件 (平成14年5月26日から平成15年3月31日まで)	137

第53回定時総会議事次第

第1部 開会セレモニー

1. 開会の辞
2. 物故者黙祷
3. 会長挨拶
4. 顕彰
 - 1) 福岡法務局長表彰
 - 2) 日本司法書士会連合会会長表彰
 - 3) 福岡県司法書士会会長表彰
 - 4) 福岡県司法書士会会長褒賞
5. 来賓祝辞
6. 祝電披露

第2部 議事

1. 議長選出
2. 副議長選出
3. 議事録署名人の選出
4. 議案審議
5. 閉会の辞

第3部 懇親会

博多東急イン2階 高砂の間

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 乾杯
4. 閉会の辞

平成14年5月25日定時総会議題

- 報告第1号 平成13年度事業報告の件
- 第1号議案 平成13年度一般会計決算報告及び収支差額金処分案承認の件
- 第2号議案 平成13年度職員退職引当金特別会計決算報告承認の件
- 第3号議案 平成13年度運営基金特別会計決算報告承認の件
- 第4号議案 平成13年度営繕準備金特別会計決算報告承認の件
- 第5号議案 平成13年度財務調整積立金特別会計決算報告承認の件
- 第6号議案 平成13年度成年後見制度推進基金特別会計決算報告承認の件
- 第7号議案 平成13年度会館特別会計決算報告及び剰余金処分案承認の件
- 第8号議案 平成13年度共済特別会計決算報告承認の件
- 第9号議案 平成13年度収益事業損益計算承認の件
- 第10号議案 福岡県司法書士会共済会規程廃止の件
- 第11号議案 福岡県司法書士会会則（第3条等）一部改正の件
- 第12号議案 福岡県司法書士会共済会清算事務規則制定の件
- 第13号議案 福岡県司法書士会用紙販売規則制定の件
- 第14号議案 福岡県司法書士会役員等選挙規則廃止の件
- 第15号議案 福岡県司法書士会会則一部改正（第25条等）の件
- 第16号議案 福岡県司法書士会役員等選挙規則制定の件
- 第17号議案 福岡県司法書士会補助者規則一部改正の件
- 第18号議案 福岡県司法書士会会則一部改正（第81条等）の件
- 第19号議案 平成14年度事業計画決定の件
- 第20号議案 平成14年度一般会計予算決定の件
- 第21号議案 平成14年度職員退職引当金特別会計予算決定の件
- 第22号議案 平成14年度運営基金特別会計予算決定の件
- 第23号議案 平成14年度営繕準備金特別会計予算決定の件
- 第24号議案 平成14年度財務調整積立金特別会計予算決定の件
- 第25号議案 平成14年度成年後見制度推進基金特別会計予算決定の件
- 第26号議案 平成14年度会館特別会計予算決定の件
- 第27号議案 平成14年度共済特別会計予算決定の件
(平成14年4月1日から平成14年5月25日まで)
- 第28号議案 平成14年度用紙販売特別会計予算決定の件
(平成14年5月26日から平成15年3月31日まで)
- 第29号議案 平成14年度共済積立金清算特別会計予算決定の件
(平成14年5月26日から平成15年3月31日まで)

第53回定時総会進行予定表

5月25日 土曜日

時刻	区分	時間	内容
9:20			受付
10:00	開会 セレモニー	55分	開会 * 開会の辞 * 会長挨拶 * 物故者黙祷 * 表彰等 * 来賓挨拶等
10:50		10分	来賓退場
11:00	本会議	60分	* 議長選出等 * 事業報告 * 議案についての提案理由の説明
12:00	昼休み	60分	休憩
13:00	本会議	260分	* 議案についての提案理由の説明
15:00			* 議案に対する質疑・答弁・討論
16:50			* 採決
17:20		5分	議長団降壇
17:25	閉会	5分	閉会式
18:00			懇親会

* この表は、総会議事のおおまかな予定時間帯です。

* 正確・詳細なものは当日司会及び議長から説明があります。

来 賓 名 簿

(敬称略 順不同)

職 名	芳 名	職 名	芳 名
福岡法務局長	安達敏男	福岡県弁護士会 会長	藤井克己
福岡法務局 民事行政部長	工藤昭吉	福岡県公証人 会長	大霜兼之
〃 総務管理官	富永環	日本司法書士 連合会会長	北野聖造
〃 庶務課長	土井健	福岡県土地家屋 調査士会会長	下川健策
〃 民事行政調査官	大石直彰	九州北部税理士 会会長	久原久
〃 総務課長	田邊正知	福岡県不動産 鑑定士協会会長	内田信行
〃 不動産登記部門 首席登記官	谷山幸雄	福岡県行政書士 会会長	岩本重和
〃 法人登記部門 首席登記官	北島凡夫	福岡県社会保険 労務士会会長	小川茂
〃 供託課長	西村範幸	日本公認会計士協 会九州部会長	小島庸匡
〃 総務係長	鈴木雅利	日本弁理士会 九州部会会長	安倍逸郎
福岡地方裁判所 所長	近藤敬夫	福岡県社会福祉 士会会長	臼井宏史
〃 事務局長	松元和博	福岡県宅地建物 取引業協会会長	向井功
〃 民事首席書記官	高木伸郎	顧問 衆議院議員	山崎拓
福岡家庭裁判所 所長	八束和廣	〃 衆議院議員	太田誠一
〃 事務局長	古賀正孝	〃 衆議院議員	麻生太郎
福岡地方検察庁 検事正	鈴木芳夫	〃 衆議院議員	古賀誠
福岡地方検察庁 事務局長	村山和雄	〃 元衆議院議員	三原朝彦
福岡県知事	麻生渡	〃 弁護士	國武格
福岡市長	山崎広太郎		

顕彰者名簿

福岡法務局長(管区局長)表彰			
(40年以上勤続会員)			
北九州支部	永池幸雄	柳川支部	月形重幸
北九州支部	小役丸一男	柳川支部	城戸喜久雄
大牟田支部	牛島辰生	飯塚支部	山本強市
福岡法務局長表彰			
(30年以上勤続会員)			
赤坂支部	豊嶋稔	舞鶴東支部	山本利明
宗像支部	井上征夫	飯塚支部	笹田伸子
日本司法書士会連合会長表彰			
(30年以上勤続会員)			
赤坂支部	豊嶋稔	舞鶴東支部	山本利明
宗像支部	井上征夫	飯塚支部	笹田伸子
日本司法書士会連合会長表彰			
(連合会理事)			
舞鶴東支部	三河尻和夫		
日本司法書士会連合会長表彰			
(司法書士会会長)			
東福岡支部	柳原幸生		
日本司法書士会連合会長感謝状			
(制度改革推進室室員)			
東福岡支部	柳原幸生		
九州ブロック司法書士会協議会長感謝状			
(役員・業務部長2年以上在職)			
東福岡支部	柳原幸生	舞鶴中央支部	中村正義
舞鶴北支部	萩林和則		

福岡県司法書士会長表彰

(20年以上勤続会員)

久留米支部	原 口 栄 博	大牟田支部	溝 田 隆 一
北九州支部	溝 口 一 輝	赤坂支部	成 瀬 正 治
赤坂支部	村 山 壽 人	東福岡支部	萩 尾 陸 奥 明
甘木支部	服 部 知 久	飯塚支部	井 上 正 登
舞鶴北支部	大 林 幹 夫	八女支部	下 川 高 海
北九州支部	河 野 純 一	東福岡支部	木 村 隆 晴
飯塚支部	野見山 隆 利	行橋支部	田 代 裕 一
舞鶴北支部	久保田 清	北九州支部	中 村 道

福岡県司法書士会長感謝状

(50年以上勤続会員)

舞鶴中央支部	竹 下 虎 男	西福岡支部	大 谷 脩
舞鶴東支部	村 松 央	舞鶴東支部	杉 原 実
行橋支部	大 秋 豊	舞鶴東支部	緒 方 義 立
北九州支部	古 賀 正		

褒 賞

法 務 大 臣 表 彰 受 賞			
舞鶴北支部	下 川 真 一		
福岡法務局長(管区局長)表彰受賞			
北九州支部	永 池 幸 雄	柳川支部	月 形 重 幸
北九州支部	小 役 丸 一 男	柳川支部	城 戸 喜 久 雄
大牟田支部	牛 島 辰 生	飯塚支部	山 本 強 市
福 岡 法 務 局 長 表 彰 受 賞			
赤坂支部	豊 嶋 稔	舞鶴東支部	山 本 利 明
宗像支部	井 上 征 夫	飯塚支部	笹 田 伸 子
日 本 司 法 書 士 会 連 合 会 長 表 彰 受 賞			
赤坂支部	豊 嶋 稔	舞鶴東支部	山 本 利 明
宗像支部	井 上 征 夫	飯塚支部	笹 田 伸 子
舞鶴東支部	三 河 尻 和 夫	東福岡支部	柳 原 幸 生

平成13年度 事業報告

1. 総括報告

2. 各部報告

- (1) 総務部
- (2) 経理部
- (3) 企画部
- (4) 広報部
- (5) 研修部

3. 委員会等報告

- (1) 綱紀委員会
- (2) 高度情報化対策委員会
- (3) 青少年法律講座実行委員会
- (4) 消費者問題対策委員会
- (5) 相談業務実行委員会
- (6) 民事法律扶助サポート委員会
- (7) 会館問題検討委員会
- (8) 司法書士業務責任賠償保険検討委員会
- (9) 制度改革委員会
- (10) 商事法務委員会
- (11) クレジットサラ金110番事業
- (12) 巡回法律相談事業

4. リーガルサポート報告

5. 業務日誌

6. その他 統計資料等

- (1) 会員数補助者数
- (2) 会議等出席状況
- (3) 業務報告書比較増減表

1. 総括事業報告

この一年を振り返って
(執行体制を中心に)

会 長 下 川 真 一

念願の「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案」が4月24日参議院本会議において全会一致で採決され、諸手続を得て成立の運びとなりました。

施行日は平成15年4月1日であります。まさに「新・司法書士」の誕生です。

昨年、執行部役員の改選があり、新執行部のもとで事業を遂行し、予定された事業は充実した中で実施されたと確信しております。担当役員各位、ご支援、ご協力を頂きました会員の皆さんに深く感謝申し上げます。

今日の社会情勢は急激な変化を遂げ、私達の司法書士制度を取り巻く環境に大きな変革の波が押し寄せていることは会員の誰もが感じていることでしょう。

時代は確実に司法書士の変革を促しております。

このような厳しい現状を踏まえ、どう執行体制を効果的かつ、有効に実現し、組織のもてる力をどのように発揮出来るのかを考えてみました。

まず、主な視点は、あらゆる情報の共有と、会員と会との意見交換の場、会員の意見が反映されるような執行体制の確立、会員のための会であることの自覚と、その組織づくりに向けての課題等、之らを背負って奔走した一年でした。

その中で、

- ① 会員への情報伝達
- ② 諸規則の整備
- ③ 執務協議会への対応
- ④ 役員等選挙規則制定（本総会に議案提出）
- ⑤ 補助者規則の一部改正（本総会に議案提出）
- ⑥ 共済会規程廃止（本総会に議案提出）
- ⑦ 会議等の見直し

など、ご批判、ご意見は感受するにせよ、執行部のこの一年の事業の成果の一部を列記してみました。

総会に向け、積極的なご議論、ご意見、情報をお待ち申し上げます。

執行体制は徹底的な討論をもとに進められ、コンセンサスを得ながら、ゆるぎない執行方針を決定し、実践活動に結びつけることが基本です。

明日の司法書士制度と福岡県会のため、会員と執行部と共に考え、向後一年、一生懸命努力してまいります。

2-(1) 総 務 部

部 長 荻 林 和 則

本年度は、1.規則等の整備、2.情報伝達の電子化、3.会員への情報伝達及び会員からの情報伝達のA4版化、以上3つを柱に事業に取り組んで来た。ご承知のとおり総務部は、他の部に属しない業務全てを抱えているので、ここに紹介しない業務があたかも山の裾野のごとく存在している。機会があれば紹介したい。

1. 規則等の整備

規則等の整備に関しては、とりあえず福岡県司法書士会の全ての規則・細則等の収集から始めた。

会則規則集の第1分冊及び第2分冊には、会員に取って必要と思われるものが掲載してあり、その他に経理・共済・事務局等に関する規則細則が存在していたのでこれら整理をした。これらの細則等についても、早晚会員用のホームページに掲載するなどして、会員の皆さんにお知らせしたい。

又、会員からの指摘により、本会は職務上請求に関わる規則を制定していない事が判明したので、早速総務部で作成し、理事会で承認を頂いた。これは全会員に配付している。

2. 情報伝達の電子化

これまでのペーパーによる情報伝達からインターネットによる情報伝達を確立する為に、まず会長、副会長、部長、事務局長からその実行に移した。会議の招集通知の発送、会議資料の収集等その他意思の伝達手段としてメールを普段に利用している。

このメール網は、日司連代議員及び理事会構成員に順次拡大しているが、一部にまだコンピュータを導入されておられない方もおられ、始めたばかりである。これから普及させていきたい。

会員への情報伝達手段として「会員用ホームページ」を、会員間の情報伝達手段としてメーリングリストを開設した。FAXと組み合わせることにより不十分ではあるが会員への情報伝達をスピーディーにそして大量に送ることが出来るようになったものと考えている。

3. 会員への情報伝達及び会員からの情報伝達のA4版化

情報伝達の電子化と平行して、ペーパーによる情報伝達は、当面これまで通り行う必要があるので、今年度会員から事務局等への情報伝達及び事務局等から会員への情報伝達は、時代の流れに沿ってA4版化を推進した。ただ、補助者に関する書類等大量の印刷物が残存しているものは、資源の無駄遣いの観点から、B版を使用しているものも若干ある。

2-(2) 経理部

部長 板垣佳博

経理部は、会則第2条（福岡県司法書士会の目的）の達成及び第3条（同事業）の遂行を円滑にするための、経理に関する一切の事業を行なうことを目的としており（本会経理部規則第2条）、主に予算の執行や各月決算及び期末の決算並びに予算編成等の業務を遂行してきたが、特に独自の課題として、13年度において事件数割会費の採用維持の可否、証紙貼付制度の見直しに着手した。

1. 事件数割会費（応能会費）、証紙貼付制度について

13年度各支部の執務協議会において、標記について、少なくない問題点の指摘がなされたこともあり、経理部としてこの課題に取り組むこととした。

ただ、会費制度の手直しという課題は、問題性が大きいため、会員の広汎な議論の集約を得る必要があり、慎重に時間をかけて作業を進めたい。

現在、以下の作業を取り進め中であり、14年度中には、一定程度の成果を得たいと考える。

- (1) 全国の単位会における会費制度の動向及び他の専門職団体の会費制度の調査により、制度検討のための参考資料を得る。
- (2) 広く会員の意見を聴取する方策を取る。

2. 経理部関係業務日誌

(1) 監査会

中間監査1回目 平成13年8月22日

中間監査2回目 平成13年12月12日

最終監査 平成14年4月16日

(2) 経理部会 平成14年2月20日

(3) その他担当者会議

平成13. 6. 1（引継ぎ）平成14. 3. 27（顧問税理士との協議）

同4. 9（決算・予算関係）同4. 15（決算・予算関係）

以上

2-(3) 企画部

部長 仰木伸介

1. 部会開催日

(H13) 7/3 8/7 9/25 11/6 (H14) 1/8 2/4 3/4

2. 今期の主な事業

- (1) 会員のパソコン利用推進システムの企画立案
- (2) 執務協議会の企画
- (3) 青少年法律講座の検証
- (4) 消費者問題に対する対応
- (5) 相談業務の在り方に関する検討
- (6) 新人研修会の企画
- (7) 業務に関する調査統計
- (8) 北九州博覧祭「エアービッキー 78.5」の支援
- (9) 新人配属修習マニュアルの企画、立案

3. 事業報告

本年度は新体制により前項の事業を実施したが、特に報告すべき事項は次のとおりである。

①会員のパソコン利用推進システムについて

全会員に対してアンケートを実施し事務所の実態調査を行った。この統計資料は、高度情報化対策委員会が支援策を検討するうえでの基礎資料となった。

②執務協議会の企画

本年度は「情報提供と会員との意見交換の場」と位置づけられたことにより、実施方法の在り方を検討した。本年度の執務協議会実施については全体的に好評であったが、まだまだ改善改良の余地は多く、本年度の意見を次年度の執務協議会に反映していく所存である。

③青少年法律講座の検証について

今後の事業継続にあたっての問題点の抽出、改善案の検討を行った。本事業を制度広報的に位置づけるのではなく、青少年に対する予防司法のための事業ととらえ、開催数にこだわることなく実施すべきとの方向性を確認した。また、配布する無料レジュメも今後は有料化（実費）することとした。

④その他

その他の事業としては、相談業務委員会と連携し、相談業務の在り方について継続的な協議を行った。また、新人研修会の研修内容については、組織説明を簡略化し、若手会員の生の声を聞いてもらう等の工夫を加え実施したが、受講者には概ね好評であった。

新体制としての初年度の事業であり、戸惑うことも多く、十分な事業執行が行えたとは言えないが、本年度の事業から得た貴重な経験を糧として、次年度の事業執行にあたりたい。

2-(4) 広報部

部長 福山良弘

1. 広報部会…原則として月1回開催した。

平成13年 4/2・5/1・6/19・7/3・7/11・8/7
8/10・9/7・9/10・10/5・10/9
11/2・11/9・12/7・平成14年1/11
2/8・2/18・2/22・3/11

2. 対外広報

- (1) 10月6日(土)法の日全国一斉無料相談会の取り組みについて
新聞広告についてなるべく目立つように、原則2色刷りにした。
20支部20会場にて実施

期間中の相談件数 総数 257件

①相談の内訳 相続…115件・クレジットサラ金問題…33件
訴訟手続き…28件・不動産その他…51件

②PR活動 市政便り 118人
新聞 78人

- (2) 毎年2月に実施している「相続登記はお済ですか月間」の取り組みについて
新聞広告についてなるべく目立つように、原則2色刷りにした。

福岡ブロック 筑紫 2月16日(土)…相談11件

南筑ブロック 久留米 2月23日(土)…相談24件

筑豊ブロック 行橋 2月23日(土)…相談11件

北九州ブロック小倉・八幡井筒屋2会場 2月16日(土)…相談11件

- (3) ホームページに「裁判えっ日記」の連載を始めた。

- (4) 法学部を有する大学等へ会報を毎号送付するようになった。

3. 内部広報について

会報「ふくおか」を毎月発行した。今年度からA4版に改めた。

4. その他の事業

広報部事業の中には、テレホン相談として、高齢者相談、常設無料相談、クレ
サラ相談等がある。青少年法律講座は、国民に対する司法教育の一環であると位
置付け今後も継続したい。また、青年会が取り組んでいる巡回法律相談はニーズ
のあるところへ自ら出向いて行う相談活動として高く評価できるものである。広
報活動の一環として参考にしたいものである。

以上、広報部は国民の司法に対する多様なニーズを踏まえ、今後も司法書士制
度のPR活動に精力的に取り組んで行きたい。

2-(5) 研 修 部

部 長 加 藤 憲 一

1 部会等会議開催日

(1) 部会

平成13年7月12日、8月31日、9月11日、10月30日、
平成14年3月11日

(2) 配属指導員会議

平成14年2月4日

2 会議内容

(1) 部会

- ①各人の役割分担について
- ②13年度の研修テーマについて
- ③特別研修会について
- ④ブロック研修室との連携について
- ⑤研究小部会（登記・訟務）について
- ⑥単位認定規則、配属研修規則制定について
- ⑦14年度開催研修会について

(2) 配属指導員会議

会議の目的は、研修指導員の心構えや指導内容の均一化をはかるためである。

3 13年度開催研修会の内容

(1) 業務研修会

①要件事実の基礎

千葉地方裁判所総括判事 西口 元 先生

②13年改正商法、成年後見概論、オンラインによる登記申請 福岡県会会員、日司連総合研究所所員

③著作権法の基礎

弁護士 水谷直樹 先生

(2) 特別研修会

平成13年8月～平成14年4月

福岡市、北九州市の両市で開催された。

講義内容は、民事訴訟法の基礎から要件事実の基礎にいたるものである。

講師は、弁護士 中尾哲郎先生と加藤研修部長が担当した。

3-(1) 綱紀委員会

委員長 中村正義

当委員会は会則第45条第2項により会長の調査委嘱により活動を開始する委員会で、初動において受動的であるが、その活動は直接会員の人権に関わるものであり、全委員がその職務に関しては法律や会則その他関連法令の解釈・適用については中立・公正を要求される重要な委員会であるという認識のもとに取組んでいる。

本年度、下記2件の委嘱があったので、この調査結果及びその経過を報告する。

1. 2001年（平成13年）10月12日会長発検討事項

本会に設置された注意勧告専門部会、綱紀委員会、苦情処理委員会、会員間及び会員と依頼者間の紛議仲裁調停委員会（設置検討中）の職務分担の基準、役割及びこれら各委員会の関係に付き、本格的な検討に入る前の事前調査として綱紀委員会の立場からみた考え方を述べて欲しいという要請であった。

同年10月25日全委員の承認を得て、中村正義、萩尾陸奥明、武田哲幸の3名で小委員会を設置、萩尾陸奥明委員を委員長に前後3回の小委員会で協議を重ね、各委員の意見も加え、同年12月12日会長宛報告書（別紙提出済）を提出した。なお、同事案の爾後の考察については、本年度県会に新設された司法書士制度全体を直接検討する制度改革委員会において継続され、検討されている。

2. 綱紀事案について

福司総発第159号（平成14年2月15日）司法書士非違事案の調査委嘱会員1名につき、司法書士法第10条（業務範囲を超える行為の禁止）に該当するのではないかとの調査委嘱があった。

平成14年3月15日、自午後5時、至6時30分まで会館3階会議室において委員10名中9名出席（内1名委員長委任）して委員会を開催。事案については小委員会を設置して継続調査することを決定。武田哲幸、中村正義、萩尾陸奥明、早野幸弥の4名で小委員会を組織し、小委員長に武田哲幸委員を選出した。

事案については現在継続調査中。

3-(2) 高度情報化対策委員会

委員長 仰木伸介

1. 事業報告

本年度は、従来設置されていた「パソコン通信委員会」の名称を「高度情報化対策委員会」と変更し、新たな体制で委員会が発足した。

今期、当委員会では、会員がIT社会に対応していくために、インターネットを利用した情報伝達システムの構築と会員の事務所におけるパソコンの利用を推進していくための方策と具体的実施方法を検討した。このテーマについては、過去設置された委員会においても検討されてきたことであるが、本会として、どこまで会員個人の問題に関わるかは意見の分かれるところであり、本年度も検討の段階で委員会活動を終了し、具体的実施は次年度に譲らざるを得なかった点は、大いに反省すべき点であった。

①本会の情報伝達システムについて

総務部において、会員専用ホームページ、メーリングリストの基盤整備が完了した。会員が日常的にこれらのシステムを活用してもらうためには、メーリングリストへの登録推進、ホームページでの公開情報の企画等が必要となるので、積極的な提言を行っていく予定である。

②会員の事務所のパソコン利用推進について

オンライン申請も具体性を帯びてきており、平成16年度にはオンライン申請の一部開始が予想される現状にある。登記申請のオンライン化対応は、登記制度を通じて国民の権利保全に寄与してきた司法書士制度にとって、これまで培われてきた信頼を維持していくためにも早急な対応が望まれる点である。

しかし、事務所のオンライン対応は、各会員の自主性によるところが大きく、県会としての支援策にも限界があることは否めない。

企画部のアンケート調査によれば、事務所のパソコン設置は順調に進んでいると思われる。また、パソコンを申請書作成のみに利用している会員は少なく、Eメール、HP閲覧等のインターネット活用は順調に進んでいると言える。しかし、オンライン対応は十分とは言えず、県会としても可能な限りの支援が必要と思われる。

そこで、次年度は、各支部に担当者を4～5名配置し、導入後の操作（Eメール、ワード、エクセルの基本操作、HP接続、ダウンロード等）に関して、1会員あたり4時間程度の操作指導を行う方向で検討中である。担当者が少ない支部については、委員会からの直接のサポートも行う予定である。なお、有料制も検討したが、会員によるサポートのため、有料化した場合には被サポート会員に十分納得の得られるサポートが行えるか疑問があり、無用なトラブルを避けるためにも無料サポートを実施する予定である。

3-(3) 青少年法律講座実行委員会

委員長 原 田 大 輔

	日 時	開 講 先	担当講師 (敬称略)	対象人数
南 部 ブ ロ ッ ク	13.12.13	帝京短大	池 端 龍 男	100名
	14. 2. 15	明光学園	岡 良 宣	200名
	14. 2. 15	大牟田高校	井 上 裕 一	550名
	14. 2. 20	三池工業高校	竹 本 安 伸	300名
福 岡 ブ ロ ッ ク	14. 1. 19	九州女子高校	仰 木 伸 介	500名
筑 豊 ブ ロ ッ ク	14. 2. 20	西田川高校	山 下 信 二	270名
北 九 州 ブ ロ ッ ク	14. 1. 21	門司高校定時制	原 田 大 輔	50名
	14. 2. 6	若松商業高校	徳 永 慎 一	210名
	14. 2. 6	若松商業高校	徳 永 慎 一	210名
		(※同一日に、2コマ開講)		

平成13年度の活動報告は以上のとおりです。

平成14年度も開講先の御紹介や講師の御担当など引継ぎ実行委員以外の会員の皆様の御協力をお願いしなければなりません、どうぞ宜しくお願い致します。

3-(4) 消費者問題対策委員会

委員長 谷崎哲也

1. 本委員会の目的

県下全ブロック・全支部との協調をはかりながら、
全会員が積極的に消費者問題に取り組める体制つくること

2. 具体的活動

①消費者問題の研究

(特定商品取引法、割賦販売法、消費者契約法、金融商品販売法)
各分野の法律の専門知識の習得と研修会等での会員への報告
現在、各法律ごとに研究が進行中

②会員への消費者問題に関する意識の伝達

(全会員への消費者問題に対する情報の伝達と消費者問題に対する
積極的な取り組みの推進)
各ブロックへの消費者問題に関する情報の伝達
各支部での小規模なゼミ形式での消費者問題の基本的な研修会の
開催を検討中

③対外活動

(裁判所、行政機関、その他関係団体との協議等)
裁判所及び消費者センターとの協議会は継続的に開催する予定
今後、福岡地裁各支部での協議会及び簡易裁判所との協議会、
その他各団体との情報交換・勉強会等の開催を検討中

④個人債務者再生

(推薦者名簿更新作業、研修会の開催、事例検討会の開催等)
司法書士の関与による個人債務者再生手続きの推進
推薦名簿の更新要件等の検討中
研修会及び事例検討会は最低3ヶ月に1回は開催予定
(平成14年は既に2回開催済)
上記研修会・事例検討会を通じて、各会員が個人再生手続きに
積極的に関与できるような体制作りを検討中

⑤社団法人全国消費者生活相談員協会九州支部交流会に初めて参加。 消費者問題の現状と課題について意見交換した。

3-(5) 相談業務実行委員会

委員長 稲 負 敬 三

当委員会の発足の目的は、従来、福岡県司法書士会が行ってきた様々な相談業務活動を、その目的や現状と照らし合わせて、再編成することでした。

これまでの相談業務活動は、その時々々の社会問題により、多くの会員の尽力によって、個別に始められており、その活動は市民や会員に対してすばらしい効果をあげてきました。

しかし、その反面、多種多様の相談業務活動が、福岡県司法書士会の事業として進められていることで、会員の皆様に対して、その活動が、どのような目的で行われ、どのような会員によって運営され、具体的にどのように執行されているのかが、整理されておらず、解りにくいものとなっており、そのうえ、相談員の任期や費用負担について、公平性を欠く状況に陥る恐れが出てきました。

このような状況の中で、それぞれの相談活動事業を再編成する必要性が生じてきたのですが、一言に「再編成」と言っても、「どのような視点で編成し直すのか」という課題を明確にしなければなりません。更にその「視点」を選択するためには、「司法書士会の相談業務活動はどのようなビジョンで行っていくのか」「今後の司法書士の相談業務はどの様にあるべきなのか」という壮大なスケールの課題について意見の一致を見なければ着手できませんでした。

しかし、相談員としての任期が満了しているにもかかわらず、次の担当者が決まらないことで、他の業務や活動を犠牲にして県の相談活動に協力して戴いている一部の会員の方々に、これ以上、迷惑を掛けることはできませんでした。

このような状況の中で、当委員会では5回の会議と説明会を経て次のような結論に達しました。それは、司法書士による相談業務を「今後の司法書士の業務の中核となる事項」として捉え、従来、司法書士のサイドで勝手に分類してきた各相談事業を、「①相談する市民の立場に立って、登記、裁判、クレサラ、企業法務等と分類することはやめて、法律相談事業として全ての事項について相談を受ける体制を確立すること。」

「②「相談事業の目的は、司法書士制度の広報」との考えを払拭し、相談された問題を解決することを目的とする」との、二つの視点で各相談事業を再編成し、平成13年10月1日より、テレフォン相談事業をリニューアルすることとし、現在に至っております。

今後の当委員会の活動としては、相談の件数の増加に従って、各相談を解決するためのマンパワーの充実や、地域に関係なく市民が法律相談を公平に受けられるようにすること、更に相談業務が司法書士の業務の中核となる事項である以上、法律家として当たり前とも言える「相談事業の有料化」を視野に入れて、更に議論し、企画し、活動を進めていきたいと考えております。

会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

3-(6) 民事法律扶助サポート委員会

委員長 秋 根 喬

法律扶助サポート委員会は、書類作成援助を行なう会員との連絡調整と法律扶助協会支部との協力体制の構築を主たる目的として設置された。司法書士が国民のニーズに応え、民事法律扶助の発展に寄与するために、法律扶助制度の啓蒙と利用に際しての円滑な事務処理のサポートを行なっている。

扶助協会福岡支部では、現在、司法書士会から運営委員 1 名と審査委員 4 名が任命され、民事法律扶助の業務に携わっている。

平成 13 年度の書類作成援助の実績は、福岡においては、総件数 32 件で、内訳は自己破産 27 件、民事再生 2 件、特別調停 2 件、及び婚姻無効確認 1 件であった。書類作成援助の割当件数は 68 件であったので、5 割以下の実績となった。12 月から自己破産の場合の収入について第 2 次基準が凍結されたこともあり致し方ないというところもある。しかし、全国では、割り当てられた件数 1000 件をクリアしているので、福岡の場合、はたして第 2 次基準の凍結だけが原因だったのどうかを検討して、14 年度の対策を講じる必要がある。

厳しい経済情勢の下で、弁護士が行なう代理援助事件でも、自己破産事件がかなりのウエートを占めている。ここしばらくは、自己破産事件に積極的に取り組み、法律扶助の適用事件を増やしていかなければならないであろうが、本来的には法律扶助制度の在りようとしてそれでいいのかとの疑問、批判を払拭できない面が存在する。

今後は、経済的弱者の司法へのアクセスを確保するための法律扶助制度をより有効なものにしていくために、司法書士が如何に裁判事務に取り組んでいくかが課題になってくる。簡裁代理権の獲得、成年後見制度における代理活動と司法書士が法律事務にかかわる場面は着実に増加し、日常的なものとなっている。今年度は、書類作成援助の割当枠をバラエティにとんだ事件で消化できるようにサポート活動を強化していきたい。

3-(7) 会館問題検討委員会

委員長 広橋和男

平成14年3月7日に委員会を開催し、会館や事務局の利用状況、今後の問題点について検討しました。

現在、会館の3、4階会議室は各部会や委員会、研修会等で毎日のように使用されています。平日の午後5時以降は会議室の確保が困難な状況にあります。このため、やむなく会館外で会議が開催されていることが判明しました。

今後も特別研修等で益々会議室使用が増えることが予想されることから、会議室増設のための方法を種々検討しました。

改築による方法では多くは望めないだろうとの意見でした。

1階部分の利用方法についての意見もありました。

事務局の利用についても、手狭ではあるものの、当面は事務局内のスペース部分に棚等を作って有効利用すべきであるとの意見でした。

以上報告します。

3-(8) 司法書士業務責任賠償保険検討委員会

委員長 藤 島 多 賢

1. 結 論

私達は、「司法書士である専門職能として、研修等による内実を高めることも重要であるが、制度としての最低限の責任体制（保険加入）の確立は、プロフェッション集団にとり欠かすことの出来ない基本的なシステムである。」ということを再認識すべきである。

又、今後とも保険加入及び運用にあたっては時代の流れに沿って弾力的な対応を心がけるべきである。

2. 当委員会に与えられた諮問事項は以下のとおり

- [1] 司法書士業務責任賠償保険の現状を分析し、保険契約内容改訂の準備をすること。なお、成年後見の分野も含めるよう改訂できないかも検討すること。

<検討結果>

現在の保険加入状況は、県会員約700名中566名（約80%）であるが、当保険は任意加入制度であるので、約20%の会員が無保険で業務に携わっているという結果が出ている。

又、成年後見事務処理に伴う損害賠償については、現段階では保険適用はない。ただ（社）リーガルサポートの社員にあっては、団体保険加入している。

- [2] 今後簡易裁判所代理権を獲得した場合の保険制度を検討し、適当な保険を提言すること。

<検討結果>

保険会社（安田火災・東京海上火災）の回答によれば現在の保険では、補償の対象となっていない。ということであるので当委員会としては、司法書士特約条項第2条中に「簡易裁判所における訴訟代理業務」を追加して貰うよう要請した。

[3] 全会員に対し、強制加入制度とすることの可否を検討すること。

<検討結果>

任意加入制度とともに強制加入制度をとっている単位会がある。大阪会・横浜会・九州では大分会・鹿児島会などである。

当委員会としても一部強制加入部分と一部任意加入部分との併用型を含め、全会員が保険加入すべきである。との結論に達した。

<着眼点>

現在のように司法書士試験に受かり登録・入会さえすれば、たとえ資力がなくとも、あるいは保険に入らずとも何千万円・何億円という他人の財産の運命にかかわる業務を行い得るということは、制度として著しく不備であると言わざるを得ない。事故に伴う司法書士自身の経済的破綻並びに依頼者に対する賠償不能といった事態は、司法書士制度への信頼を大きく損ねることになる。

新しい保険制度（全員保険加入とする制度）は、依頼者の利益を守る主眼とし、また国民の財産を保全する職能の業務であるとの認識に立ち、司法書士であるならば、責任の実質的裏付となる保険に当然加入しているとするものである。

[4] 無過失賠償としての司法書士業務責任賠償保険制度について検討して頂きたい。

<検討結果>

現在の保険は、過失責任とする賠償保険であり、司法書士に過失のない（例えば、取引直前に登記内容を確認したが、登記完了後に仮差押・差押等が登記されていた。）場合には保険会社は保険対応しない。

よって、無過失賠償保険制度は実現が難しいと思われる。

【5】 御諮問外事項として各保険会社への質問及びその回答。

質問事項	保険会社	
	安田火災	東京海上
③保証書の保証の場合—会員と配偶者又は一親等の親族・補助者が保証人となる場合は保険の対象とすべきではないでしょうか？そうすれば保険が高くなるのですか？—現行は非現実的である。	特約を定めて追加料金等を設定して前向きな検討が可能。	できない。会員同士で現実にやっていただくしかない。
④平成14年11月加入よりカウントして、「無事故被保険者の保険料を割引く」という取扱は可能ですか？	できない。	会の中の個人差を設ける集金形態については関与しない。
⑤司法書士賠償責任保険とオプションで受託物賠償保険が割安で加入できないでしょうか？その際の受託物とは、現金・手形・小切手	できない。別個の保険で対応。	同左
⑥青年司法書士協議会主催の無料相談会において、相談ミスにより依頼者から損害賠償を求められた場合保険は出ますか？	業務と言い得るものであれば可。相談者の個性が特定されればよい。	受託があれば可 司法書士法2条の範囲内において
⑦県会主催の場合はどうですか？	同上	同上
⑧ホームページで相談を受けた場合はどうですか？	同上	同上
⑩仮に平成13年11月に更新し、平成14年2月17日に司法書士を廃業した。その後平成16年10月に損害賠償請求を受けた場合は保険対応できますか？何年間保障されますか？	廃業後特約あり（5年）	同左

3-(9) 制度改革委員会

委員長 秋 根 喬

何を目的とする委員会か、性格付けもはっきり認識しないまま、2001年12月3日に第1回委員会が開催された。

取り敢えず、共済制度が廃止されるので、その清算準備を行なうことが最初の仕事となった。制度改革委員会の部会的な位置付けで、制度改革委員会の委員の一部と共済委員会からの委員を加えて、共済制度清算準備委員会を急遽立ち上げ、共済制度を廃止するに際しての種々の問題点と提出された積立金を如何に分配するかについての検討を開始した。年末から本年3月まで9回に亘って集中的に論議し、残余財産分配と解散事務のために清算事務規則、共済解散後の用紙販売を本会事業として行なうための用紙販売規則を制定した。

解散時点では、会員の積立金に関しては、全額返還できるだけの資産は確保できそうであるが、それ以上にどれ位の運用益が確保できるかどうかで返ってくる金額が大きく違ってくる。その辺りを踏まえ、如何に公平で有利な分配するかを配慮して、作業に努めたが、バブル崩壊後の予測をはるかに超える経済不況の中で平成9年から予定利息が切り下げられていることもあって、複雑な作業を強いられた。結果として会員全部が満足できるものにはならなかったであろうが、それなりにきちんとした清算業務を遂行しうるものができたと考えている。

共済は、そもそも相互扶助の制度であり、運用がうまくいかなかったときは全員が痛みを分かち合うことが暗黙の了解事項であろう。残余財産が確定し、分配がすべて終了するまで、自己の利益だけ確保できればよいというような対応をされることなく、司法書士としての品位を保った上で清算業務へのご理解、ご協力を、宜しくお願いいたします。

3-(10) 商事法務委員会

委員長 下 永 佳 之

商事法務委員会は昨年の年末に委員 8 名で発足し本年 1 月 15 日に第 1 回の定例会を開催し、活動を開始しました。

当委員会に与えられたテーマは

1. 次々と改正される商法について、会員に必要な情報を提供する。
 2. 「企業法務」に司法書士がどう取り組むかを研究する。
- との 2 点です。

現在月 1 回の定例会で「改正商法」について研究を行っており、さっそく 3 月 18 日には「商法改正に関する特別研修会」を次のテーマで開催し、一応の成果をあげました。

1. 今後の改正商法の動向

講師 江島義昭

2. 4 月 1 日施行の商法改正

講師 岩下 透

来年度も引き続き当面は月 1 回の定例会を実施し、改正商法についての情報を研修会、会報、回覧等により会員に提供したいと考えています。

研修会については来年 4 月 1 日より施行される予定の「株式制度、会社の機関、会社の計算等についての改正」について今年同様実施したいと考えています。

その他、県会の業務研修会、ブロックの研修会についても必要に応じ、当委員会より講師を派遣したいと考えています。

3-(11) クレジット・サラ金110番事業

福岡県青年司法書士協議会
会長 徳永慎一

本年度、貴会との共催で実施したクレサラ110番について次のとおりご報告いたします。

はじめに

1999年より「クレジット・サラ金110番」を24時間体制に移行させて、すでに6回を数え、県会常設テレホン相談とともに、24時間体制による110番も確実に定着してきたことを実感するところである。

しかし、多重債務に関する問題を抱えた市民は増加する一方であり、自己破産の申立件数の増加も止まるところを知らない。

我々司法書士が、これら市民からの相談を一つでも拾い上げ、相談者の経済的更生に向けた支援を行っていくための、また、クレジット・サラ金問題が有する構造的な社会問題の解消に向けた重要な事業として今後もクレジット・サラ金110番に取り組んでいきたい。

1. 2001年6月2日、3日開催分

福岡会場・久留米会場の2会場において24時間体制での「クレジット・サラ金110番」を実施した。

これまでマスコミ及びテレホン相談会場近隣市町村を中心とした事前広報から、県下全市町村を対象にした事前広報への移行を試みた。結果として、マスコミによる取材報道がなかったため、相談件数は115件に留まり半減したが、「市町村に備え置いたチラシ・ポスターまたは広報誌への掲載によって110番開催を知った」という声も多く、市町村広報の方法次第で相当数の地域住民の目に入ることが実証された形となり、今後の巡回法律相談会開催における広報の方法としても着目すべき点であった。

相談件数の半減にともない、深夜の時間帯における相談電話が激減し、担当相談員の負担増（待機状態が長時間に及ぶため）が問題となった。また、個人再生手続を一つの目玉とし、個人再生手続に関する事前研修が不可欠であったが、今後も相談員研修は常に継続していかなければならないものであろう。

2. 2001年12月15日、16日開催分

今回相談会場として、これまでの福岡・久留米会場に加え北九州会場を新たに設置し、北九州地区における相談に対応するとともに、継続相談員の確保を含めた地元会員による引き継ぎができるネットワークの確立を喫緊の問題として取り組んだ。

その結果、北九州会場にマスコミ取材が入ったこともあり、336件の相談電話があり、北九州会場については、今後、電話回線増設の必要性も出てきた。

事前広報についても、前回同様、県下全市町村への広報を中心とし、各支部長協力の下、地元会員による広報を行った。

北九州会場の設置により、筑豊地区からの相談も相当数あり、当該地区を含めた県下全域での110番開催及び継続相談員確保について、今後早急に対応しなければならない。また、携帯金融等の無登録のいわゆるヤミ金融業者からの被害が深刻化しており、被害撲滅のために事件への個別対応と共に、早期に警察等との協力関係を築いていくことも今後の課題として残った。

また、県会事業に参加する相談員に関し、日当等の手当がなされていないことに関し、他の相談業務との公平を図るため、相当の措置を要するものとする。

3-(12) 巡回法律相談事業

福岡県青年司法書士協議会
会長 徳永慎一

本年度、県会の協力を受けて実施した巡回法律相談事業につき、次のとおり報告致します。

本年度も「法的サービスの平等」の実現を目指して、前年度に相談会を実施した自治体でのリピート開催を中心に、未実施の自治体にも相談会開催に対するアンケート（結果は末尾のとおり）等を実施して積極的に働きかけ、出来る限り広く多角的に相談会を開催していくことを念頭に置いて巡回法律相談事業に取り組んでまいりました。その結果、県内32ヶ所で相談会を実施し、延べ149名の相談員により、180名の市民からの相談に応えることができましたが、どの会場でも地元市民からの「また、開催してほしい。」「今度は何時ですか?」といったリピート開催を熱望する声を聞き、一方で法務局の統廃合等の影響もあって地域的要因による司法過疎が急激に進行しており、その解消に向けてより一層、本事業の必要性が増していることを改めて実感するところとなりました。

また、本年度は継続相談等の相談会後の対応も考慮して、開催地の地元会員にも数多く参加していただいております。今後の県会や支部の主導による定期的な相談会の開催につながればと期待しております。相談員同士の交流がはかれたことも大きな成果でありました。

相談会の運営については本年度も各自治体の担当部署を通して、その協力を受けながら実施してきましたが、相談会場でのアンケート結果等から社会福祉協議会（以下、社協という）が主体となって相談会を開催しているケースが多く見られましたので、今後は社協との協力態勢を築いていくことも必要でしょう。具体的にはすでに相談会を開催している社協については相談員として入る形で、開催されていない場合は開催に向けて社協の窓口と打ち合わせを進めていく方法により対応していくことで、毎年どころか毎月の定期開催も無理なく実現できる可能性があります。また、講演等の要望も多いので、相談会との同時開催等も検討する必要があります。

この他に、今後の課題として残るのが広報手段です。本年度は各自治体の広報紙への掲載（連携の地域全域を含む）を中心に、自治体によっては防災無線放送を通じて広報を行ってきましたが、新聞等にスポット的にでも告知記事を入れていただければ、その効果は計り知れませんので、報道機関との繋がりのある県会会員の協力や県会広報部との連携も模索しながら検討していければと思います。

最後になりますが、本事業を真に地域に定着した相談会とするためにも、早期に県会主催事業として、県会全会員がその担い手となることを切望して、報告を終わらせていただきます。

【県内全自治体に対する相談会開催に関するアンケート結果】

回答のあった自治体数	49自治体
現在、相談会を開催している自治体	40自治体
司法書士会の相談会に協力可能な自治体	44自治体
すぐにも開催を希望される自治体	6自治体
司法書士のパンフレットを希望された自治体	32自治体

4. 社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部

リーガルサポートふくおか 総務部長 藤井 真司

我々司法書士は登記業務については今後とも高い内容の執務を維持し、向上していかなければならないと考えていますが、それだけではなく、今後は司法書士制度が一般社会生活になくはならない存在になることが必要であると考えています。特に、生活に関する法律事務を取り扱うホームローヤーであることこそ必要であると考えます。成年後見制度はその有力な具体的方策の一つであり、現実には司法書士がリーガルサポートの名の下に現在の成年後見制度の一翼を担っていると看做してもよい状況も整いつつあります。

リーガルサポート福岡支部も設立以来、2年以上を経過し経験を積み重ねるに従って具体的な成果を上げていますが、本定時総会にあたって、リーガルサポート福岡支部の平成13年度の業務報告をさせて頂きたいと思っております。

1. 相談活動について

今年度も高齢者等常設無料電話相談、各エリアでの一斉相談会、巡回型相談会、全国一斉相談会等多くの相談会を開催してきました。特に全国一斉相談会においては県会と共催で実施したことも手伝って相談員数は全国1位、相談件数は2位という結果を出すことができました。これらの相談活動の成果として福岡市等、行政からの信頼を獲得するに至り、各区より個々の相談も増えており、申立てや後見人等の就任事例も既に出てきています。

2. 研究活動について

「市町村長の申立てについて」及び「任意後見における法人後見について」の二つのテーマについて研究し、発表してきましたが、いずれも各方面から多大な評価を頂き、特に法人後見においては本部が発表した「法人後見システム」案の中の主要な骨子を占めるに至っています。

3. 受託件数について

この資料作成中においては13年度の累計は出てはませんが、社員の成年後見に関する事件の受託数は増加しています。平成13年度において特筆すべきは家庭裁判所からも信頼を得て現実には後見人等の候補者推薦依頼が福岡支部にきていることと、2で挙げた法人後見システムを実際に使った実例が出始めていることです。

最後に、既に司法書士は成年後見事務において完全な代理権を取得していることを強調したいと思います。登記事務や裁判事務のような限定された範囲のものではないのです。是非、まだ社員ではない県会会員の方々もリーガルサポートに入社され、完全な代理権を体感して頂きたいと願います。

「やってみて 初めて解る 代理権」

5. 平成13年度 業務日誌

平成 13 年

4	3	民事再生研究会	9	福岡専門職団体共同相談会
	6	特別研修会	12	登録証交付式（1名）
	10	監査会	13	代議員会
11	12	全国会長会（日司連）	16	リーガルサポート本部定時総会
	12	常任理事会	21	日司連定時総会
	13	共済委員会	21	専門職団体委員との打合会
	14	理事会		行政相談（天神岩田屋）
	17	九B監査会	22	相談業務実行委員会
	19	登録証交付式（2名）	26	共済委員会
		〃 リーガルサポート事例検討会		〃 非司排除委員会
		〃 行政相談（天神岩田屋）		〃 綱紀委員会
	20	テレホン相談員研修会	28	常任理事会
	22	九B理事会（沖縄）	29	登録証交付式（1名）
	24	総務部会		〃 リーガルサポート幹事会
	25	民事法律扶助運営委員会	7	3
	26	リーガルサポート幹事会		S・フレルバートル駐日モンゴル大使表敬訪問（北九州博覧祭）
	28	九B選挙管理委員会		（会長、原田美穂会員）
5	1	広報部会		〃 広報部会
	2	登録証交付式（2名）		〃 企画部会
		〃 常任理事会	4	リーガルサポート・県会打合会
	14	選挙管理委員会	5	常任理事会
	15	常任理事会	7	理事会
	16	総会関係者打合会		〃 支部長会
	17	行政相談（天神岩田屋）		〃 合同役員会
	22	選挙管理小委員会	9	民事再生委員会
	25	登録証交付式（2名）	10	リーガルサポート・県会打合会
	26	リーガルサポート支部総会	11	保岡興治自由民主党司法制度調査会長との懇談会（会長、三河尻副会長）
		〃 第52回定時総会		〃 広報部会
	28	会長・副会長会議	12	登録証交付式（2名）
	30	理事会		〃 研修部会
	31	リーガルサポート幹事連絡会		
6	1	経理部会		
	2	九B総会（熊本市）		
	3	〃 クレサラ110番（相談会）		
	8	常任理事会		

14	業務研修会		
14～15	九B研修委員会	9	3 相談業務委員会
18	個人民事再生手続説明会		4 消費者問題対策委員会
19	行政相談（天神岩田屋）		5 住宅金融公庫との打合せ
23	リーガルサポート・県会打合せ		〃 巡回相談実行委員会（青年会）
26	相談業務実行委員会		6 常任理事会
27	リーガルサポート・県会打合せ		〃 福岡専門職団体幹事会・共同運営委員会
31	民事法律扶助サポート委員会		7 西日本新聞取材（司法改革）
8	1 福岡専門職団体連絡委員会		〃 全国一斉無料成年後見相談会
	〃 リーガルサポート・県会打合せ		10 広報部会
	〃 選挙制度改革委員会		〃 相談業務実行委員会
	2 常任理事会		11 研修小部会
	7 企画部会		12 県会・青年会意見交換会
	〃 広報部会		13 専門職連絡委員会
	8 個人再生手続説明会		〃 相談員勉強会
	〃 福岡専門職団体幹事会		14 九B事務引継会
	10 福岡専門職団体理事会		18 福岡専門職団体定期大会
	〃 青少年法律講座実行委員会		20 全国研修担当者会議（日司連）
	〃 広報部会		〃 相談業務実行委員会
	〃 登録証交付式（1名）		21 山崎拓政経懇話会（会長）
	16 リーガルサポート・県会打合せ		22 九B会員研修会
	〃 行政相談（天神岩田屋）		23 九B各県部長・非司排除委員長連絡協議会
	18 理事会		〃 九B理事会
	21 総務部会（小部会）		26 登録証交付式（2名）
	〃 総務部職務上請求書検討会		〃 相談員説明会
	22 監査会		27 選挙制度改革委員会
	24 選挙制度改革委員会		〃 相談員勉強会
	〃 相談員勉強会		〃 合同行政相談打合せ（九州管区行政評価局）
	25 個人再生研修会		28 常任理事会
	27 総務部会（小部会）		29 支部長会
	28 高度情報化対策委員会		〃 太田衆議院議員を囲む懇話会（会長他）
	30 リーガルサポート幹事会		
	31 公嘱総会		
		10	2 常任理事会

- | | | | |
|-------|-------------------------|-------|--------------------|
| 3 | 消費者問題対策委員会 | 14 | 桐友会（法務局西新出張所） |
| ㄥ | リーガルサポート巡回法律
相談実行委員会 | 15 | 行政相談（天神岩田屋） |
| 4～5 | 全国会長会（日司連） | 16 | 執務協議会（宗像支部） |
| 5 | 広報部会 | 19 | 司法書士試験合格者説明会 |
| ㄥ | 1日合同行政相談会（久留米） | 20 | 法務局退職者説明会 |
| 6 | 法の日無料相談会 | 21 | 制度改革委員会 |
| 9 | 広報部会 | 22 | 相談員勉強会 |
| 11 | 民事法律扶助サポート委員
会 | ㄥ | リーガルサポートビデオ研
修会 |
| 13 | 理事会 | 23～24 | 日司連中央研修会（福岡会
場） |
| 16 | 1日合同行政相談会（博多井
筒屋） | 26 | 綱紀小委員会 |
| 17 | 綱紀委員会（小委員会） | ㄥ | リーガルサポート・県会打合
会 |
| 18 | 非司排除委員会 | 27 | 日司連臨時総会 |
| ㄥ | 行政相談（天神岩田屋） | ㄥ | リーガルサポート幹事会 |
| ㄥ | リーガルサポート事例検討
会 | 28 | 登録証交付式（1名） |
| 20 | 福岡専門職団体ゴルフ大会 | ㄥ | 補助者委員会 |
| 20～21 | 青年会九B総会（北九州） | 29 | 消費者問題対策委員会 |
| 23 | 補助者委員会 | ㄥ | 相談業務検討委員会 |
| ㄥ | 1日合同行政相談会（小倉井
筒屋） | 121～2 | 九B研修委員会 |
| 24 | 共済委員会 | 3 | 制度改革委員会 |
| 25 | 相談員勉強会 | ㄥ | 法務局との打合会 |
| 27 | リーガルサポート研修会 | 4 | リーガルサポート事務局会
議 |
| 29 | リーガルサポート幹事会 | 5 | 常任理事会 |
| 30 | 登録証交付式（1名） | 7 | 広報部会 |
| ㄥ | 研修小部会 | 8 | 臨時理事会 |
| 11 | 1 非司排除委員会 | ㄥ | 支部長会 |
| ㄥ | 常任理事会 | 10 | 綱紀小委員会 |
| 6 | 企画部会 | 11 | 執務協議会（行橋支部） |
| 7 | 消費者問題対策委員会 | 12 | 監査会 |
| 8 | リーガルサポート事務局会
議 | 13 | 登録証交付式（4名） |
| 9 | 広報部会 | 14 | 福岡専門職団体理事・幹事
会 |
| 10 | 業務研修会 | ㄥ | リーガルサポート・県会打
合会 |
| 12 | 臨時常任理事会 | 15 | 新人研修会 |
| ㄥ | 登録証交付式（2名） | 15～16 | クレサラ110番相談会 |

17	制度改革委員会	30	リーガルサポート幹事会
20	行政相談（天神岩田屋）	31	選挙制度改革委員会
25	制度改革委員会		
25	相談員研修会	2	1 執務協議会（赤坂支部）
28	法務局年末の挨拶 （会長他）		4 企画部会
◇	仕事納め		◇ 配属研修指導員会議
			5 執務協議会（舞鶴東支部）
			◇ 制度改革委員会
平成14年			6 執務協議会（舞鶴中央支部）
1	4 仕事始め		◇ 執務協議会（大牟田支部）
	7 リーガルサポート事務局会議		7 常任理事会
	8 企画部会		◇ リーガルサポート事務局会議
	10 常任理事会		8 広報部会
	11 広報部会		◇ 全国民事再生制度担当者会議
	◇ 選挙制度改革委員会		◇ 執務協議会（田川支部）
	◇ 登録証交付式（1名）		9 政治連盟九州ブロック総会
12～13	臨時常任理事会		12 登録証交付式（1名）
	15 登録証交付式（2名）		◇ 執務協議会（舞鶴北支部）
	◇ 商事法務委員会		13 執務協議会（南福岡支部）
	16 制度改革委員会		14 執務協議会（柳川支部）
17～18	全国会長会（日司連）		◇ 消費者問題対策小委員会
	17 行政相談（天神岩田屋）		15 共済委員会
	◇ リーガルサポート事例検討会		◇ 相談業務実行委員会
	18 執務協議会（八女支部）		◇ 執務協議会（久留米支部）
	◇ 消費者問題対策委員会小会議		16 九州四国中国ブロック会長会 （沖縄）
	19 業務研修会		◇ 補助者研修会
	21 個人債務者再生研修会		17 保険検討委員会
	22 専門職連絡委員会		18 全国会長会（日司連）
	◇ 職員採用面接日（21名）		◇ 広報部会
	23 執務協議会（筑紫支部）		◇ リーガルサポート研修研究部会
	24 執務協議会（吉井支部）		19 共済制度清算準備委員会
	25 執務協議会（西福岡支部）		◇ 三団体打合会（調査士会・宅建協会・司法書士会）
	◇ 執務協議会（北九州支部）		20 経理部会
	◇ 執務協議会（甘木支部）		21 行政相談（天神岩田屋）
	◇ 少額裁判サポートセンター設置準備全国担当者協議会		◇ 会長・副会長会議
	26 理事会		
	28 研修部研究小部会（訟務）		
	29 執務協議会（飯塚支部）		
	◇ 執務協議会（東福岡支部）		

- 2 2 広報小部会
- ◇ 商事法務委員会
- 2 3～3/1 九B新人研修会（長崎市）
- 2 3～2 4 九B理事会（長崎市）
- 2 5 県会・共済委員会打合会
- ◇ 個人債務者再生研修会
- 2 7 専門職連絡委員会
- 2 8 五部長会
- ◇ 相談員研修会

- 3 4 企画部会
- 5 補助者委員会
- 6 共済制度清算準備委員会
- ◇ リーガルサポート巡回法律
 相談実行委員会
- 7 リーガルサポート事務局会議
- 8 執務協議会（直方支部）
- 1 1 広報部会
- ◇ 研修部会
- 1 3 登録証交付式（1名）
- 1 5 特別研修全国担当者会議（日
 司連）
- ◇ 商事法務委員会
- ◇ 綱紀委員会
- ◇ 共済委員会
- 1 6 理事会
- 1 7 九B研修委員会
- 1 8 商法改正特別研修会
- 2 0 総務部会
- 2 1 行政相談（天神岩田屋）
- 2 2 リーガルサポート事務局会議
- 2 3 政治連盟総会
- ◇ 支部長会
- 2 5 共済制度清算準備委員会
- ◇ リーガルサポート研修研究部
 会
- 2 6 リーガルサポート幹事会
- 2 7 福岡法務局長転任挨拶
- ◇ 福岡法務局民事行政部長転任
 挨拶

- ◇ 相談業務実行委員会
- 2 8 臨時常任理事会
- 2 8 福岡県弁護士会新役員就任挨拶

- （注）裁判事務特別研修会
 （北九州会場、福岡会場） 1 5 回

6-(1) 平成13年度会員数補助者数

1. 会員状況(平成14年3月31日現在)

A 総会員数 702名

B 動向

2. 補助者状況(平成14年3月31日)

A 総数 1,039名

B 動向

支部名	入会	退会	現在	増(+)	減(-)
舞鶴中央	9	5	54	(+)	4
舞鶴北	2	2	50		0
舞鶴東	9	7	70	(+)	2
赤坂	7	4	62	(+)	3
西福岡	4	4	42		0
南福岡	0	1	11	(-)	1
東福岡	2	1	28	(+)	1
筑紫	4	0	29	(+)	4
宗像	2	2	21		0
甘木	0	0	13		0
久留米	1	5	47	(-)	4
吉井	0	0	12		0
柳川	0	0	22		0
大牟田	1	0	22	(+)	1
八女	0	1	17	(-)	1
北九州	6	2	135	(+)	4
飯塚	0	0	21		0
直方	0	0	9		0
行橋	0	0	26		0
田川	1	0	11	(+)	1
計	48	34	702	(+)	14

支部名	承認	解職・退職	現在	増(+)	減(-)
舞鶴中央	8	14	51	(-)	6
舞鶴北	12	14	96	(-)	2
舞鶴東	23	18	103	(+)	5
赤坂	20	17	89	(+)	3
西福岡	14	12	71	(+)	2
南福岡	1	5	21	(-)	4
東福岡	3	3	38		0
筑紫	2	4	38	(-)	2
宗像	8	5	26	(+)	3
甘木	0	0	21		0
久留米	7	13	54	(-)	6
吉井	0	0	12		0
柳川	1	2	31	(-)	1
大牟田	3	5	32	(-)	2
八女	5	10	32	(-)	5
北九州	20	19	220	(+)	1
飯塚	6	7	36	(-)	1
直方	3	2	18	(+)	1
行橋	2	3	32	(-)	1
田川	0	2	18	(-)	2
計	138	155	1,039	(-)	17

C 年代別構成

20代	29名(3.9%)	70代	111名(17.2%)
30代	86名(11.6%)	80代	21名(3.1%)
40代	141名(19.6%)	90代	3名(0.5%)
50代	175名(24.0%)	計	702名
60代	136名(20.1%)	内男性	612名
		女性	90名

6- (2) 会議等出席状況

平成13年度

	開催回数	構成員	出席者	出席率	開催日
理 事 会	8	25	延 198	99%	下記の通り
支 部 長 会	4	20	延 79	99%	下記の通り
常 任 理 事 会	18	11	延 198	100%	下記の通り
総 会	1	696	535	77%	5月26日
第1回業務研修会	1	697	318	45%	7月14日
第2回業務研修会	1	698	392	56%	11月10日
第3回業務研修会	1	702	225	32%	1月19日
個人債務者再生研修会	1	696	218	31%	8月25日
補助者研修会	1	86	49	57%	2月16日
商法改正特別研修会	1	700	260	37%	3月18日
特 別 研 修 会	15		延 1,965		H13. 9~H14. 3

理 事 会 4/13・5/30・7/7(合同)・8/18・10/13・12/8・1/26・3/16

支 部 長 会 7/7(合同)・9/29・12/8・3/23

常 任 理 事 会 4/12・5/2・5/15・6/8・6/28・7/5・8/2・9/6・9/28・10/2・11/1

11/12・12/5・12/8・1/10・1/12~1/13・2/7・3/7・3/28

6- (3) 業務報告書比較増減表

	登 記	供 託	裁判所に提出する書類	合 計	1人当たり
平成 9年 (701人)	421,261 (内公嘱6,043)	844	3,009	425,114	606
平成10年 (695人)	382,215 (内公嘱4,455)	652	3,355	386,222	555
平成11年 (711人)	378,863 (内公嘱4,835)	611	5,425	384,899	541
平成12年 (711人)	360,367 (内公嘱4,303)	661	4,660	365,688	514
平成13年 (722人)	360,885 (内公嘱3,966)	552	4,504	365,941	506
前年比較 △ 減	518	△ 109	△ 156	253	△ 8

※会員数は、1月から12月までに脱会した者も含む

平成 13 年度 決算報告

平成13年度 一般会計決算書

自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

款	項	目	予算額	決算額	過不足額	摘要
前期繰越金	前期繰越金	前期繰越金	16,755,209	16,755,209	0	
会費入会金			133,969,000	140,135,700	6,166,700	
	会費		132,849,000	138,287,700	5,438,700	
		定額会費	92,529,000	93,761,700	1,232,700	@10,200×延べ2,086名 +@11,500×延べ6,303名
		事件数割会費	40,320,000	44,526,000	4,206,000	@120×371,050件
		入会時徴収金	1,120,000	1,848,000	728,000	
		入会金	900,000	1,485,000	585,000	@45,000×33名
		入会手続費	220,000	363,000	143,000	@11,000×33名
寄付金	寄付金	寄付金	1,000	0	-1,000	
雑収入	雑収入		1,220,000	1,380,069	160,069	
		雑収入(受取利息)	20,000	3,665	-16,335	
		雑収入(その他)	1,200,000	1,376,404	176,404	登録手数料、補助者手数料他
繰入金			0	0	0	
	財務調整積立金繰入金	財務調整積立金繰入金	0	0	0	
	運営基金等繰入金	運営基金等繰入金	0	0	0	
合計			151,945,209	158,270,978	6,325,769	

支出の部

款	項	目	予算額	決算額	過不足額	摘要
負担会費			50,783,500	50,521,490	262,010	
	連合会費		48,283,500	48,350,490	-66,990	
		連合会普通会費	33,360,000	27,195,500	6,164,500 (下注1)	@2,500×延べ2,075名 +@3,500×延べ6,288名
		連合会特別会費	13,464,000	19,702,490	-6,238,490 (下注2)	会館建設等特別会費 @300×延べ8,363名=2,508,900 @10×約363,519件;3,635,200 研修事業特別会費 @20×約363,519件;7,270,390 司法制度改革特別会費 @1,000×6,288名=6,288,000
		連合会共済会費	1,459,500	1,452,500	7,000	@700×2,075名
	九州ブロック会費	九州ブロック会費	2,500,000	2,171,000	329,000	
会議費			17,040,000	17,552,859	-512,859	
	会議開催費		12,440,000	13,015,099	-575,099	
		総会費	4,000,000	3,932,639	67,361	定時総会1回
		理事会費	2,800,000	3,057,385	-257,385	理事会6回、臨時理事会1回、合同役員会1回
		支部長会費	1,000,000	846,990	153,010	3回
		執行部費	1,740,000	2,546,765	-806,765	常任理事会18回1,790,910、登録証交付式 117,000、共済検討会合191,923、その他 会合164,750、その他282,182
		総務部費	400,000	331,600	68,400	部会費
		経理部費	100,000	86,800	13,200	部会費
		企画部費	700,000	686,200	13,800	部会費
		広報部費	700,000	650,000	50,000	部会費
		研修部費	700,000	628,120	71,880	部会費
		監査費	300,000	248,600	51,400	3回
	会議出席費		4,600,000	4,537,760	62,240	
		連合会会議出席費	1,200,000	1,491,100	-291,100	総会(定時1、臨時1)962,965、代議員会 77,600、その他会議450,535
		九B会議出席費	1,500,000	993,860	506,140	総会(熊本)683,860、役員会(佐賀) 993,860
		専門職団体連絡会費	1,300,000	1,240,200	59,800	負担会費300,000、定期大会参加会費 300,000、共同相談会312,200、 その他会議328,000
		各種会議出席費	600,000	812,600	-212,600	各種会議出席旅費・日当、祝儀等

(下注1)(下注2) 13年7月から徴収が開始された連合会の司法制度改革特別会費(1人あたり月1,000円)を、13年度予算編成上は連合会普通会費(@1,000×695名×9月=6,255,000円)に計上したが、実際の会計処理は、連合会特別会費に計上したので、この相当額分が対予算比で見かけ上の差額を生じたもの。

款	項	目	予算額	決算額	過不足額	摘要
事業費			40,860,000	34,964,850	5,895,150	
	会員名簿作成費	会員名簿作成費	630,000	630,000	0	
	執務協議会費	執務協議会費	2,500,000	3,120,000	-620,000	執務協議会支部助成@3,000×699名 =2,097,000、執行部出席旅費・日当 1,023,000
	委員会費		4,000,000	3,154,907	845,093	
		網紀委員会費	500,000	231,800	268,200	4回
		委員会活動費	3,500,000	2,923,107	576,893	相談業務実行委員会342,000、消費者問題 対策委員会324,000、選挙制度改革委員会 335,890、制度改革委員会370,200、その他 委員会1,551,017(法律扶助助成受入30万)
	研修費		6,600,000	3,678,593	2,921,407	
		会員研修会費	2,700,000	1,923,321	776,679	業務研修会1,684,312、個人再生研修会 193,510、商法改正研修会159,250、その他
		新人研修会費	900,000	378,219	521,781	集合研修費370,419、配属研修受入助成費 800,000(受入助成金85万円受入)、その他
		役員研修会費	500,000	35,880	464,120	
		補助者研修会費	200,000	165,487	34,513	会場費47,250、講師日当他90,000、その他
		研修対策費	2,100,000	1,070,000	1,030,000	ブロック研修室助成費1,100,000、各種研修会 参加助成470,000(単位制研修助成受入50万)
		図書費	200,000	105,686	94,314	金融法務事情、商事法務、登記情報、その他
	広報費		13,460,000	10,431,350	3,028,650	
		広報活動費	9,060,000	6,545,160	2,514,840	新聞広告(法の日)1,011,150、新聞広告(相続 登記)1,162,350、全国一斉無料法律相談会 1,147,500、北九州博覧会FMラジオ広報活動 842,000、多重債務電話相談367,000、青少 年法律講座250,000、その他
		会報発行費	4,400,000	3,886,190	513,810	会報印刷費2,904,720、編集会議費483,000 取材活動費298,470、原稿料200,000
	福利厚生費	福利厚生費	20,000	0	20,000	
	助成金		13,650,000	13,950,000	-300,000	
		日司連推進助成金	500,000	970,000	-470,000	日司連役員・委員、九州ブロック役員・委員助成金 (下注1)
		ブロック研修助成金	4,780,000	4,792,000	-12,000	@500,000×4ブロック+@4,000×698名
		支部活動助成金	4,170,000	4,188,000	-18,000	@6,000×698名
		公嘱登記協会助成金	300,000	300,000	0	
		青年会育成助成金	500,000	500,000	0	
		市民法律教室助成金	400,000	200,000	200,000	巡回法律相談
		成年後見制度推進基金	3,000,000	3,000,000	0	成年後見制度推進基金へ
	特別事業費		0	0	0	

(下注1)13年度予算編成時における日司連・九B関係の役員、委員の員数を7名と見込んでいたが、13年度中、特に日司連の役員・委員の就任が相次ぎ、該当役員等の員数は最終的に15名となり、予算超過の支出となった。

款	項	目	予算額	決算額	過不足額	摘要
運営費			38,519,660	38,241,871	277,789	
	事務費		5,606,500	5,460,864	145,636	
		通信費	1,300,000	1,662,781	-362,781	切手代499,660、会報発送料455,751、 電話料338,706、ファックス料91,897その他
		印刷費	2,200,000	1,864,126	335,874	コピーカウント料815,268、証紙印刷代399,000、封筒印刷代217,980、その他
		リース料	900,000	787,177	112,823	ファックス、コピー機、印刷機等リース料
		コンピュータ費	390,000	518,168	-128,168	コンピュータリース料・保守料、インターネット・パソコン通信サービス利用料他(コンピュータリース料・保守料総額1,795,807、うち共済使用80% 1,436,645)
		消耗品費	300,000	524,122	-224,122	事務用品99,507、職員制服180,642他
		旅費交通費	150,000	37,990	112,010	会議以外の交通費
		備品費	300,000	0	300,000	
		一括償却資産償却	66,500	66,500	0	高齢者等相談転送電話装置
	人件費		18,463,160	18,576,732	-113,572	
		職員給与手当	11,893,160	12,026,732	-133,572	総額21,186,407(うち共済7,631,868 [36%]、会館1,527,807[7%])
		役員委員費用弁償費	6,570,000	6,550,000	20,000	
	渉外費	渉外費	700,000	659,937	40,063	執行部対外活動費
	雑費	雑費	1,300,000	1,448,018	-148,018	弁護士顧問料157,500、税理士報酬210,000、 官報・新聞購読料164,424、ネームプレート代 144,060、会員・補助者バッジ78,870、その他
	会館特別会計元入	会館特別会計元入	3,000,000	3,027,807	-27,807	人件費1,527,807、運営費1,500,000
	共済特別会計元入	共済特別会計元入	9,450,000	9,068,513	381,487	人件費7,631,868、コンピュータ1,436,645
慶弔費	慶弔費	慶弔費	1,400,000	1,202,500	197,500	
積立金			1,000,000	1,000,000	0	
	職員退職引当積立金	職員退職引当積立金	1,000,000	1,000,000	0	職員退職引当金特別会計へ
	運営積立金		0	0	0	
		運営基金積立金	0	0	0	
		財務調整積立金	0	0	0	
	営繕準備金積立金	営繕準備金積立金	0	0	0	
予備費	予備費	予備費	2,342,049	0	2,342,049	
合計			151,945,209	143,483,570	8,461,639	
収支差額金			0	14,787,408	-14,787,408	
再合計			151,945,209	158,270,978	-6,325,769	

平成13年度 各支部別定額会費収入内訳

支 部 名	延 人 数	金 額
舞鶴中央支部	643	7,190,400
舞鶴北支部	597	6,670,500
舞鶴東支部	841	9,398,500
赤坂支部	743	8,310,500
南福岡支部	144	1,609,200
西福岡支部	512	5,721,600
東福岡支部	327	3,655,200
筑紫支部	313	3,502,000
宗像支部	249	2,781,600
甘木支部	156	1,743,300
久留米支部	591	6,596,300
吉井支部	144	1,609,200
柳川支部	264	2,950,200
大牟田支部	260	2,908,100
八女支部	213	2,379,300
北九州支部	1,596	17,839,200
飯塚支部	252	2,816,100
直方支部	108	1,206,900
行橋支部	312	3,486,600
田川支部	124	1,387,000
合 計	8,389	93,761,700

減価償却計算表

平成14年3月31日

減価償却資産の名称等	数量	取得年月	取得価格	期首残高	耐用年数	償却率	固定資産除却	当期償却	期末残高
全館消防設備	1式	S55.12	360,000	18,000	15	0.066	0	0	18,000
ミーティングテーブル	1	S60.4	345,000	17,250	8	0.125	0	0	17,250
ミーティングチェア	14	S60.4	700,000	35,000	15	0.066	0	0	35,000
テレビ・ビデオ	1式	S62.2	200,000	10,000	5	0.200	0	0	10,000
移動ラック (H-19型)	1式	S63.3	560,000	124,796	15	0.066	0	33,264	91,532
紙折機	1	H3.8	163,152	8,157	5	0.200	0	0	8,157
ワイヤレスアンブ	1式	H14.3	304,500	304,500	5	0.200	0	4,567	299,933
合計				517,703			0	37,831	479,872

貸借対照表

平成14年3月31日現在

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	528,945	預 り 金	176,045
普 通 預 金	13,957,588	小 計	176,045
電 話 加 入 権	195,823	基 本 財 産	331,195
什 器 備 品	479,872		
一 括 償 却 資 産	0	収 支 差 額 金	14,787,408
未 収 金	34,500	小 計	15,118,603
仮 払 金	97,920		
合 計	15,294,648	合 計	15,294,648

財 産 目 録

平成14年3月31日現在

摘 要	内 訳	金 額
(資 産 の 部)		
現 金		528,945
普 通 預 金	西日本銀行 赤坂門支店 福岡シティ銀行 赤坂門支店 福岡銀行 赤坂門支店	10,993,227 2,919,866 44,495
電 話 加 入 権	714-3721・3720 714-4234(FAX) 738-7050 (相談専用)	195,823
什 器 備 品	別紙減価償却計算表のとおり	479,872
一 括 償 却 資 産		0
未 収 金	会費未納 1名	34,500
仮 払 金		97,920
資 産 合 計		15,294,648
(負 債 の 部)		
預 り 金	登録手数料 職員他源泉所得税	52,000 124,045
負 債 合 計		176,045
正 味 財 産		15,118,603
負債及び正味財産		15,294,648

収支差額金処分案

1. 当期末処分収支差額金 14, 787, 408

2. 次期繰越収支差額金 14, 787, 408

上記のとおり報告します。

平成14年5月25日

福岡県司法書士会

会 長	下 川 真 一		
副会長	三河尻 和 夫	和 田 憲 行	
	広 橋 和 男	山 本 人 司	
理 事	荻 林 和 則	板 垣 佳 博	
	仰 木 伸 介	福 山 良 弘	
	加 藤 憲 一	吉 松 勝 義	
	朝 山 進 一	宗 秀 利 子	
	藤 井 真 司	中 村 文 也	
	山 下 興 次	馬 場 信 忠	
	藤 島 多 賢	奈良田 義 敏	
	岡 良 宣	角 田 敏 儀	
	細 川 真 二	野見山 儀 則	
	岩 崎 利 幸	宮 本 吉 則	

第2号議案

平成13年度 職員退職引当金特別会計決算書
自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	過 不 足 額	備 考
前 期 繰 越	10,429,531	10,429,531	0	繰越金
繰 入 金	1,000,000	1,000,000	0	一般会計より
雑 収 入	11,000	8,279	-2,721	受取利息
合 計	11,440,531	11,437,810	-2,721	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	過 不 足 額	備 考
職 員 退 職 金	0	1,504,800	-1,504,800	
予 備 費	11,440,531	0	11,440,531	
合 計	11,440,531	1,504,800	9,935,731	

総収入額 11,437,810円

総支出額 1,504,800円

差引金 9,933,010円 (次期繰越収支差額金)

貸借対照表

平成14年3月31日

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
普通預金 西日本銀行 赤坂門	766,707	退 職 金 引 当 金	9,933,010
定期預金 福岡中央銀行 本店	3,060,363		
定期預金 福岡シティ銀行 赤坂門	2,084,584		
定期預金 佐賀銀行 福岡	3,008,637		
定期預金 親和銀行 大名	1,012,719		
合 計	9,933,010	合 計	9,933,010

第3号議案

平成13年度 運営基金特別会計決算書
自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

科	目	予算額	決算額	過不足額	備考
前期繰越	繰越金	17,711,635	17,711,635	0	繰越金
繰入金		0	0	0	
雑収入		20,000	16,537	-3,463	受取利息
合	計	17,731,635	17,728,172	-3,463	

支出の部

科	目	予算額	決算額	過不足額	備考
予備費		17,731,635	0	17,731,635	
合	計	17,731,635	0	17,731,635	

総収入額 17,728,172円
 総支出額 0円
 差引金 17,728,172円 (次期繰越収支差額金)

貸借対照表

平成14年3月31日

科	目	金額	科	目	金額
(資産)			(負債)		
普通預金	西日本銀行 赤坂門	94,981	運営基金		17,728,172
定期預金	福岡中央銀行 本店	2,018,881			
定期預金	福岡シティ銀行 赤坂門	5,673,539			
定期預金	西日本銀行 赤坂門	6,616,271			
定期預金	福岡銀行 赤坂門	3,324,500			
合	計	17,728,172	合	計	17,728,172

第4号議案

平成13年度 営繕準備金特別会計決算書

自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

科	目	予算額	決算額	過不足額	備考
前期繰越	繰越金	10,163,449	10,163,449	0	繰越金
繰入	繰入金	0	0	0	
雑収入	雑収入	10,000	7,638	-2,362	受取利息
合	計	10,173,449	10,171,087	-2,362	

支出の部

科	目	予算額	決算額	過不足額	備考
繰出	繰出金	-	776,076	-776,076	応接セット・カーペット・照明
修繕	修繕費	0	642,600	-642,600	パネル修理・シャッター修理
雑費	雑費	0	1,680	-1,680	
予備	予備費	10,173,449	0	10,173,449	
合	計	10,173,449	1,420,356	8,753,093	

総収入額 10,171,087円

総支出額 1,420,356円

差引金 8,750,731円 (次期繰越収支差額金)

貸借対照表

平成14年3月31日

科	目	金額	科	目	金額
(資産)			(負債)		
普通預金	西日本銀行 赤坂門	498,725	営繕準備金		8,750,731
定期預金	福岡中央銀行 本店	4,222,250			
定期預金	福岡シティ銀行 赤坂門	2,011,881			
定期預金	佐賀銀行 福岡	2,017,875			
合	計	8,750,731	合	計	8,750,731

第5号議案

平成13年度 財務調整積立金特別会計決算書
自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	過 不 足 額	備 考
前 期 繰 越	22,546,861	22,546,861	0	繰越金
繰 入 金	0	0	0	
雑 収 入	26,000	18,743	-7,257	受取利息
合 計	22,572,861	22,565,604	-7,257	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	過 不 足 額	備 考
予 備 費	22,572,861	0	22,572,861	
合 計	22,572,861	0	22,572,861	

総収入額	22,565,604円
総支出額	0円
差引金	22,565,604円 (次期繰越収支差額金)

貸借対照表

平成14年3月31日

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
普通預金 西日本銀行 赤坂門	220,753	財務調整積立金	22,565,604
定期預金 西日本銀行 赤坂門	3,029,832		
定期預金 福岡銀行 赤坂門	3,064,729		
定期預金 佐賀銀行 福岡	3,020,169		
定期預金 親和銀行 大名	6,092,911		
定期預金 筑邦銀行 赤坂門	7,137,210		
合 計	22,565,604	合 計	22,565,604

第6号議案

平成13年度 成年後見制度推進基金特別会計決算書
自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	過 不 足 額	備 考
前 期 繰 越	1,000,000	1,000,000	0	繰越金
繰 入 金	3,000,000	3,000,000	0	一般会計より
雑 収 入	1,000	1,246	246	受取利息
合 計	4,001,000	4,001,246	246	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	過 不 足 額	備 考
寄 付 金	0	500,000	-500,000	公益信託 成年後見助成基金
助 成 金	2,000,000	2,000,000	0	リーガルサポート福岡へ
予 備 費	2,001,000	0	2,001,000	
合 計	4,001,000	2,500,000	1,501,000	

総収入額 4,001,246円

総支出額 2,500,000円

差引金 1,501,246円 (次期繰越収支差額金)

貸借対照表

平成14年3月31日

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産)		(負 債)	
普通預金 西日本銀行 赤坂門	500,033	成年後見制度推進基金	1,501,246
定期預金 佐賀銀行 福岡	1,001,213		
合 計	1,501,246	合 計	1,501,246

第7号議案

平成13年度 会館特別会計決算書

自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	非収益事業	収益事業	摘 要
前期繰越 地代家賃	1,869,824 1,821,200	1,869,824 1,821,200	1,869,824	1,821,200	銀行預金、現金 (村田) 87,300×12=1,047,600 (有吉) 55,300×12=663,600 (九州ブロック)50,000 (リーガルサポート)60,000
会議室使用料 本会元入	50,000 3,000,000	88,000 3,027,807	3,027,807	88,000	支部・青年会・囲碁会 運営費(1,500,000) 人件費(1,527,807)
雑収入	1,000	416	416		
合 計	6,742,024	6,807,247	4,898,047	1,909,200	

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	非収益事業	収益事業	摘 要
人件費 維持管理費	1,500,000 1,300,000	1,527,807 1,306,200	1,188,295 1,015,934	339,512 290,266	朝日ビルテック 949,200 西日本警備(警備)315,000 " (防災点検他)42,000
修 理 費	100,000	93,576	72,782	20,794	床張替え工事他 58,695 照明取付工事 34,881
水道光熱費	850,000	853,741	664,021	189,720	九州電力 752,434 西部ガス 37,851 水道料 63,456
保 險 料 雑 費	42,000 100,000	41,900 88,727	32,589 69,010	9,311 19,717	安田火災(火災保険料)
租 税 公 課 減価償却費	1,050,000 1,450,000	983,200 1,189,198	780,267 835,442	202,933 353,756	固定資産税、法人市県民税 建物、空調設備機器、応接セット
一括償却資産償却 予 備 費	- 350,024	121,450 0	121,450 0	0 0	会議室カーペット、会長室照明
支出合計	6,742,024	6,205,799	4,779,790	1,426,009	
収支差額金	0	601,448	118,257	483,191	
合 計	6,742,024	6,807,247	4,898,047	1,909,200	

減価償却計算表

平成14年3月31日

減価償却資産の名称等	取得年月	取得価格	期首残高	耐用年数	償却率	固定資産除却	当期償却	期末残高
建 物	S48. 1	32,905,410	19,401,201	50	0.020	0	592,297	18,808,904
空調設備機器	H 8. 11	6,173,520	1,721,415	6	0.319	0	549,126	1,172,289
応 接 セ ッ ト	H13. 8	286,650	286,650	8	0.250	0	47,775	238,875
合 計		39,365,580	21,409,266			0	1,189,198	20,220,068

貸借対照表

平成14年3月31日現在

借 方		貸 方	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
現 金	17,162	敷 金	830,000
銀 行 預 金	2,020,010	基 本 財 産	29,447,040
		一般会計受入	3,027,807
土 地	7,284,600	営繕準備金特別会計受入	776,076
建 物	18,808,904		
什 器 備 品	1,411,164	当 期 剩 余 金	-4,296,183
一括償却資産	242,900		
合 計	29,784,740	合 計	29,784,740

損益計算書

自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

借 方		貸 方	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
人 件 費	1,527,807	家 賃 収 入	1,821,200
維持管理費	1,306,200	会議室使用料	88,000
修 理 費	93,576	雑 収 入	416
水道光熱費	853,741		
保 險 料	41,900		
租 税 公 課	983,200		
減価償却費	1,189,198		
一括償却資産償却	121,450		
雑 費	88,727		
当期剰余金	-4,296,183		
合 計	1,909,616	合 計	1,909,616

財 産 目 録

平成14年3月31日現在

摘 要	内 訳	金 額
(資産の部)		
現 金		17,162
普 通 預 金	西日本銀行 赤坂門支店	2,020,010
土 地	福岡市中央区舞鶴3丁目60番 宅地 133.62㎡	7,284,600
建 物	同所同番地 家屋番号60番8 鉄筋コンクリート造5階建 事務所延 478.36㎡	18,808,904
什 器 備 品		1,411,164
一 括 償 却 資 産		242,900
合 計		29,784,740
(負債及び正味財産)		
敷 金	村田・有吉	830,000
正 味 財 産		28,954,740
合 計		29,784,740

剰 余 金 処 分 案

前期繰越基本財産	29,447,040
一般会計受入	3,027,807
当座準備金特別会計受入	776,076
当期剰余金	-4,296,183
	28,954,740
	(次期繰越基本財産)

上記のとおり報告します。

平成14年 5月 25日

福岡県司法書士会

会 長 下 川 真 一

平成13年度 共済特別会計決算書

自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

収入の部

科 目	予 算 額	決 算 額	非 収 益 事 業	収 益 事 業
均 等 会 費	20,900,000	20,972,500	20,972,500	
任 意 会 費	34,000,000	33,464,000	33,464,000	
用 紙 積 立 金	4,500,000	4,012,385	4,012,385	
銀 行 預 金 利 息	5,000,000	90,928	90,928	
社債等売却益又は利息		11,598,310	11,598,310	
配 当 金		4,071,350	4,071,350	
株 式 売 却 益		198,204	198,204	
貸 付 金 利 息	2,000,000	1,462,012	1,462,012	
共 済 基 金 取 崩 し	58,040,000	96,046,012	96,046,012	
売 上 金	15,000,000	13,849,824		13,849,824
本 会 元 入	9,450,000	9,068,513	9,068,513	
雑 収 入	100,000	76,990	76,990	
合 計	148,990,000	194,911,028	181,061,204	13,849,824

支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	非 収 益 事 業	収 益 事 業
退 職 金 給 付	30,000,000	63,157,834	63,157,834	
慶 弔 費	400,000	354,000	354,000	
見 舞 金	30,000	0	0	
結 婚 給 付	100,000	40,000	40,000	
療 養 給 付	100,000	140,500	140,500	
積 立 金 相 殺	2,000,000	9,615,630	9,615,630	
分 娩 給 付	30,000	10,000	10,000	
災 害 給 付	50,000	0	0	
配 偶 者 給 付	30,000	60,000	60,000	
年 金 給 付	25,000,000	22,632,048	22,632,048	
福 祉 事 業 費	300,000	36,000	36,000	
共 済 基 金 繰 入	68,770,375	78,188,984	78,188,984	
期 首 商 品 棚 卸 高	1,869,625	1,869,625		1,869,625
仕 入	11,000,000	10,047,551		10,047,551
期 末 商 品 棚 卸 高	-2,100,000	-1,966,790		-1,966,790
人 件 費	7,900,000	7,631,868	3,815,934	3,815,934

科 目	予 算 額	決 算 額	非 収 益 事 業	収 益 事 業
コ ン ピ ュ ー タ 費				
ソ フ ト	0	0	0	0
本 体	1,550,000	1,436,645	718,322	718,323
旅 費 交 通 費	500,000	684,160	342,080	342,080
通 信 費	150,000	110,040	55,020	55,020
荷 造 包 装 費	70,000	49,613		49,613
送 料	150,000	133,610		133,610
事 務 用 消 耗 品 費	30,000	5,355	2,677	2,678
会 議 費	200,000	200,000	100,000	100,000
図 書 費	200,000	215,000	107,500	107,500
振 替 料 金	60,000	48,440		48,440
印 刷 費	150,000	12,600	6,300	6,300
販 売 委 託 費	120,000	92,000		92,000
雑 費	100,000	106,315	53,157	53,158
雑 損 失	30,000	0		0
予 備 費	200,000	0	0	0
支出合計	148,990,000	194,911,028	179,435,986	15,475,042
収支差額	0	0	1,625,218	-1,625,218
合 計	148,990,000	194,911,028	181,061,204	13,849,824

財 産 目 録
平成14年3月31日現在

資 産 の 部				負 債 及 び 基 金 の 部		
科 目	金 額	摘 要	科 目	金 額	摘 要	
現 通 預 金	40,000	つり銭準備金	買 掛 金	547,365	申請書印刷代	
普 替 預 金	110,888,670	西日本銀行			精工社印刷所	
振 替 預 金	695				谷口印刷所	
社 債 ・ 転 換 社 債 等	90,000,000	野村証券	用 紙 基 金	2,711,643	三晃社	
	71,650,000	大和証券				
	5,780,506	東海東京証券				
	28,000,000	日興コーディアル証券				
	275,422,200	みずほインベスターズ証券	共 済 基 金	956,465,475		
	4,435,500	富士火災				
株式 (JR東日本)	10 株	6,520,000 野村証券				
〃 (福岡銀行)	10,000 株	5,049,875 大和証券				
〃 (ヤマト運輸)	10,000 株	15,418,623 〃				
〃 (凸版印刷)	10,000 株	16,625,868 〃				
〃 (横河電機)	10,000 株	7,242,634 〃				
〃 (日本電信電話)	10 株	16,660,000 〃				
〃 (船井電機)	600 株	16,464,000 〃				
〃 (信金中金優先出資)	17 株	8,160,000 〃				
〃 (NTTデータ)	10 株	5,049,035 〃				
〃 (三菱レイヨン)	3,000 株	2,708,653 東海東京証券				
〃 (正興電機製作所)	1,000 株	2,681,000 〃				
〃 (日本電信電話)	10 株	16,660,000 日興コーディアル証券				
〃 (ソニー)	1,000 株	13,879,854 〃				
〃 (J S A T)	3 株	4,238,403 〃				
〃 (村田製作所)	1,000 株	12,503,736 〃				
〃 (日本電信電話)	10 株	9,490,000 〃				
〃 (コナミ)	2,000 株	8,760,000 〃				
〃 (フジテレビ)	4 株	2,802,800 〃				
〃 (T B S)	2,000 株	6,368,852 〃				
〃 (東京瓦斯)	10,000 株	3,409,625 〃				
〃 (カゴメ)	1,500 株	1,551,000 〃				
〃 (九州電力)	30,000 株	45,917,597 みずほインベスターズ証券				
〃 (シャープ)	20,000 株	35,618,038 〃				
〃 (船井電機)	1,000 株	12,642,403 〃				
〃 (レンゴー)	10,000 株	5,453,445 〃				
〃 (トーヨー)	8,000 株	6,705,556 〃				
〃 (日本電信電話)	35 株	25,090,000 〃				
〃 (アスクル)	1,000 株	6,758,852 〃				
〃 (ネットワンシステムズ)	3 株	2,124,300 新光証券				
〃 (オービック)	100 株	6,174,000 〃				
〃 (光波)	2,300 株	8,777,762 〃				
〃 (KDDI)	10 株	3,007,766 メリルリンチ日本証券				
〃 (みずほホールディングス)	10 株	2,724,962 〃				
貸 付 金	27,419,900	30口				
未 収 会 費	7,500					
売 掛 金	351,239	(北九州支部)				
〃	215,835	(久留米支部)				
〃	307,009	(八女支部)				
商 品	1,966,790	次期繰越				
合 計	959,724,483		合 計	959,724,483		

貸借対照表

平成14年3月31日現在

資 産 の 部		負債及び基金の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	40,000	買 掛 金	547,365
普 通 預 金	110,888,670	用 紙 基 金	2,711,643
振 替 貯 金	695	共 済 基 金	956,465,475
社 債 等	818,526,845		
貸 付 金	27,419,900		
売 掛 金	874,083		
商 品	1,966,790		
立 替 送 料	0		
未 収 会 費	7,500		
合 計	959,724,483	合 計	959,724,483

平成13年度共済給付明細

(退職金給付)

支 部 名	氏 名	種 類
久留米	(準)新木谷	子脱
北九州	(準)木川原	子子
西飯塚	(準)川向田	子子
北九州	(準)高木	寿武
久留米	(準)園田	武智
久留米	(準)園田	美義
赤坂	(準)河秋	中賀
久留米	(準)山永	崎谷
西舞鶴	(準)山鳥	矢松
北舞鶴	(準)像松	江崎
北舞鶴	(準)州飯	田吉
北舞鶴	(準)米秋	黒岩
北舞鶴	(準)州橋	尾松
北舞鶴	(準)東東	内友
北舞鶴	(準)東東	成貝
北舞鶴	(準)橋橋	新宮
北舞鶴	(準)橋橋	本古
北舞鶴	(準)女米	村賀
北舞鶴	(準)米米	田部
北舞鶴	(準)米東	賀田
北舞鶴	(準)東岡	部尾
北舞鶴	(準)福福	家久
北舞鶴	(準)福福	久
合計	33名	63,157,834

(結婚給付)

氏 名	種 類
神田典明	結婚手当
吉田善礼	
合計	40,000

(療養給付)

氏 名	種 類
中村正義	療養費
長谷川憲次	
合計	140,500

(分娩給付)

氏 名	種 類
山崎隆子	分娩手当給付
合計	10,000

(慶弔費)

氏 名	種 類
園田田中	供花料
鳥谷義辰	
橋口浩	
村田浩	武雄次
古賀晴	薫志
平賀滋	妙夫
黒賀木	彬子
後藤森	治一
末松藤	良一
松野上	聖一
矢井野	正博
野中	安浩
宮大	崎治
山崎博	樹次
貝原村	紀利
川部田	幸一
安丸桑	啓也
大谷田	みどり
池田	親族の結婚
宮崎醇一郎	配偶者の死亡
合計	354,000

(配偶者給付)

氏 名	種 類
大曲修二	配偶者療養費 (2回)
合計	60,000

(年金給付)

助成月・人数	金 額
6月支給 66名	5,497,997
9月支給 65名	5,405,608
12月支給 98名	6,582,368
3月支給 62名	5,146,075
合計	22,632,048

(福祉事業費)

助成月・人数	金 額
5月支給 4名	5,000
8月支給 6名	7,000
10月支給 23名	24,000
合計	36,000

(共濟基金計算書)

期首共濟基金		974,322,503
<hr/>		
支 出	退職金給付	63,157,834
	慶弔費	354,000
	結婚給付	40,000
	療養給付	140,500
	分娩給付	10,000
	配偶者給付	60,000
	年金給付	22,632,048
	積立金相殺	9,615,630
	福祉事業費	36,000
	共濟基金取崩額計	96,046,012
<hr/>		
共濟基金繰入れ		78,188,984
<hr/>		
期末共濟基金		956,465,475
<hr/>		

共 済 基 金 処 分 案

期末共済基金

956,465,475円

次期繰越共済金

956,465,475円

以上のとおり報告します。

平成14年5月25日

福岡県司法書士会共済会

委 員 長 田 中 明

副 委 員 長 大 谷 愛一郎

委 員 吉 原 正 典 ・ 丸 山 信 幸 ・ 中 村 泰 三 ・ 森 いつ子

菱 田 輝 彦 ・ 宇 津 崎 知 子 ・ 國 永 修 一

第9号議案

平成13年度 収益事業損益計算書

自平成13年4月1日～至平成14年3月31日

科 目	合 計	会館特別会計	共済特別会計
売 上 金	13,849,824		13,849,824
地 代・家 賃	1,821,200	1,821,200	
会 議 室 使 用 料	88,000	88,000	
① 収 入 合 計	15,759,024	1,909,200	13,849,824
期首商品棚卸高	1,869,625		1,869,625
仕 入	10,047,551		10,047,551
期末商品棚卸高	-1,966,790		-1,966,790
人 件 費	4,155,446	339,512	3,815,934
コ ン ピ ュ ー タ 費			
ソ フ ト 費	0		0
本 体	718,323		718,323
旅 費 交 通 費	342,080		342,080
通 信 費	55,020		55,020
荷 造 包 装 費	49,613		49,613
送 料	133,610		133,610
事 務 用 消 耗 品 費	2,678		2,678
会 議 費	100,000		100,000
図 書 費	107,500		107,500
振 替 料 金	48,440		48,440
印 刷 費	6,300		6,300
販 売 委 託 費	92,000		92,000
雑 費	72,875	19,717	53,158
雑 損 失	0		0
維 持 管 理 費	290,266	290,266	
修 理 費	20,794	20,794	
水 道 光 熱 費	189,720	189,720	
保 險 料	9,311	9,311	
租 税 公 課	202,933	202,933	
減 価 償 却 費	353,756	353,756	
② 支 出 合 計	16,901,051	1,426,009	15,475,042
当期利益(①-②)	-1,142,027	483,191	-1,625,218

監査報告書

平成 14 年 4 月 16 日

福岡県司法書士会
会長 下川真一 殿

福岡県司法書士会
監事 緒方義立
監事 池端龍男
監事 網田省吾

私共、監事 3 名は、平成 13 年度の一般会計、職員退職引当金特別会計、運営基金特別会計、営繕準備金特別会計、財務調整積立金特別会計、成年後見制度推進基金特別会計、会館特別会計、共済特別会計及び収益事業損益計算書に関する監査を下記のとおり実施した。

第 1 回 平成 13 年 8 月 22 日 場所 県会館会議室 出席監事 3 名 (会計全部について)

第 2 回 平成 13 年 12 月 12 日 場所 同上 出席監事 2 名 (会計全部について)

第 3 回 平成 14 年 4 月 16 日 場所 同上 出席監事 3 名 (会計全部について)

この監査は、会則第 60 条第 1 項に基づき、執行部に対し、平成 13 年度の収支決算報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び収支差額金処分案、会計帳簿、伝票、証憑書類、預金証書、各種通帳等の提出を求め、監査をした結果次のとおり報告します。

記

1. 財産目録、貸借対照表、損益計算書は、法令、会則に適合し会の財産および損益の状況を正しく表示していると認める。
2. 収支決算報告書、会計帳簿、伝票、証憑書類の内容は真正であるとともに適正に処理されていることを確認した。
3. 収支差額金処分案に関する事項については会の財産の状況に照らし妥当であると認めた。

会則・規則改正等

福岡県司法書士会共済会規程廃止の件

福岡県司法書士会共済会規程を廃止したいので、承認を求める。

[廃止理由]

1. 共済制度を福岡県司法書士会の事業として行うことについての制度としての問題

① 経過説明

平成13年3月30日閣議決定された「規制改革推進3ヶ年計画」により士業団体の強制入会制度の見直しが検討事項にされており、それに関連して業務及び財務内容の公開が求められている。その結果、日司連では昨年の総会で福利厚生規則を廃止している。

② 業務及び財務の公開をした場合の問題点

強制入会制度をとり会員から会費を強制的に徴収している場合、その会費が会務執行に使用される場合は問題ないが、会務執行と直接関係ないものを会費と称して強制的に徴収していることと、その徴収会費部分が業務報酬に反映されるとの指摘を受ける可能性があり、引いては強制入会制度のあり方が問われることになる。

2. 福岡県司法書士会の共済制度の運用上の問題

① 現在の共済制度（年金給付、退職一時金給付）を維持するためには現在の共済基金を運用し、その利益で給付金を賄う必要がある。

② 現在の共済制度を維持するための共済基金の運用に際しては、近時の公定歩合の推移を見た場合、単に銀行に預金するような方法では利益の維持は困難であり、高度な知識と経験に裏付けられた運用が必要になる。

③ 現在の共済委員会で努力をされ運用実績もでてきているが、現在の経済状況下においては、基金の運用に関しこれ以上共済委員会に負担をかけるのは限界である。

3. 以上の経過から、業務及び財務の内容を公開した時点で、共済制度が存続している状態であれば、直ちに指摘される事項である。

したがって、強制会費を前提とした共済制度を廃止し、何時でも業務及び財務の情報公開ができる体制を早急に作る必要がある。

又、現実に共済基金の運用利益と共済給付予定金との間に格差が出ている以上、今後共済制度を維持していくことは困難であり、共済事業を廃止せざるを得ない。

4. 用紙の販売及び残余財産の分配については、別に規則を定めて行う。

福岡県司法書士会共済会規程は、平成14年5月25日で廃止する。

第11号議案

福岡県司法書士会会則一部改正の件

福岡県司法書士会会則の一部を次のとおり改正したいので、承認を求める。

[提案理由]

第10号議案福岡県司法書士会共済会規程廃止の提案に伴い、共済に関連する会則の一部の改正を行うものである。

会則一部改正案

福岡県司法書士会会則の一部を次のとおり改正する。

1. 第3条第1項第6号を次のとおり改正する。

(事業)

第3条 本会は、前条に規程する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(6) 福利厚生に関する事項

2. 第37条第1項第3号を次のとおり改正する。

(総会の議決事項)

第37条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(3) 補助者規則の制定及び変更に関する事項

3. 第51条第1項第6号を次のとおり改正する。

(総務部)

第51条 総務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(6) 福利厚生に関する事項

4. 第96条及び第96条の2を削除する。

附 則

(施行期日)

1. 改正会則は、認可の日から施行する。

福岡県司法書士会会則一部改正 現行・改正案対照条文

〔現会則〕	〔改正案〕
序文 省 略	同 左
第1条～第2条	同 左
(事業)	(事業)
第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。	第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
(1)～(5) 省 略	(1)～(5) 同 左
(6) <u>福利厚生及び共済に関する事項</u>	(6) <u>福利厚生に関する事項</u>
(7)～(14) 省 略	(7)～(14) 同 左
第4条～第36条 省略	同 左
(総会の決議事項)	(総会の決議事項)
第37条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。	第37条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
(1)(2) 省 略	(1)(2) 同 左
(3) <u>共済規定及び補助者規則の制定及び変更に関する事項</u>	(3) <u>補助者規則の制定及び変更に関する事項</u>
(4)～(8) 省 略	(4)～(8) 同 左
第38条～第50条 省略	同 左
(総務部)	(総務部)
第51条 総務部においては、次に掲げる事項をつかさどる。	第51条 総務部においては、次に掲げる事項をつかさどる。
(1)～(5) 省 略	(1)～(5) 同 左
(6) <u>福利厚生及び共済に関する事項</u>	(6) <u>福利厚生に関する事項</u>
(7)～(9) 省 略	(7)～(9) 同 左
第52条～第95条 省 略	同 左
第11章 <u>共済、表彰、慶弔</u>	第11章 <u>表彰、慶弔</u>
(共済委員会等)	削 除
第96条 本会に、 <u>共済に関する事務を行うため、共済委員会を置く。</u>	
2 <u>前項の事務及び委員会に関する事項は、共済会規程の定めるところによる。</u>	
3 <u>前項の規程は、総会の議決を経なければならない。</u>	
(連合会への委託)	削 除
第96条の2 本会が制定する <u>福利厚生共済乙号規則に定める事業の管理並びに運営</u> については、 <u>日本司法書士会連合会に委託する。</u>	
第97条以下省略	同 左
	附則
	(施行期日)
	1 <u>改正会則は、認可の日から施行する。</u>

第12号議案

福岡県司法書士会共済会清算事務規則制定の件

福岡県司法書士会共済会規程の廃止に伴い標記規則を制定したいので、承認を求める。

〔制定理由〕

福岡県司法書士会共済会規程の廃止に伴い、福岡県司法書士会共済会の清算事務を遂行するための規則を制定するものである。

福岡県司法書士会共済会清算事務規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、福岡県司法書士会共済会規程の廃止（以下「従前の規程」という。）及び福岡県司法書士会共済会（以下「共済会」という。）の解散に伴う事務手続き（以下「清算事務」という。）について必要な事項を定める。

(適 用)

第2条 この規則は、平成14年5月25日（以下「解散日」という。）において福岡県司法書士会に入会している者（以下「会員」という。）及びその会員の補助者のうち解散日に現に共済会に入会している者及び事務局職員（以下「準会員」という。）に適用する。

(見做し退会)

第3条 会員及び準会員は、解散日に共済会を脱会したもものとして、残余財産の分配を受ける。

(清算中の共済会)

第4条 解散日以降、共済会は、清算の目的の範囲内においては存続しているものと看做す。

第2章 清算委員会

(委 員)

第5条 清算事務を適正かつ速やかに行うために、福岡県司法書士会共済会清算委員会（以下「清算委員会」という。）を設置し、以下の各委員で構成する。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 7名以内

監査委員 3名

(清算事務)

第6条 清算委員会は、下記の清算事務を行なう。

- ① 解散日現在において共済会が保有する資産の保全・換価並びに管理
- ② 解散日以前に、会員及び準会員から給付請求のあった脱会一時金、死亡一時金、療養給付、災害見舞金、結婚祝い金、弔慰金（以下「給付金等」という。）で、解散日現在未払いであるものの支払い
- ③ 解散日以前の発生原因に基づき、解散日以降除斥期間の末日までに会員及び準会員から請求のある給付金等の支払い
- ④ 解散日以前の発生原因に基づき、共済会の負担に属する費用等の債務の支払い
- ⑤ 会員及び準会員に対する貸付金の回収
- ⑥ 前号までの給付金等及び費用等の債務並びに清算事務に要する費用を差し引いた残余財産（以下「残余財産」という。）の分配
- ⑦ その他、清算の目的を達成するために必要な事務

2 清算委員会は、会員及び準会員の利益に適する方法をもって、清算事務を遂行しなければならない。

3 清算委員会は、清算事務の遂行の結果に対してはその責めを負わないものとする。

(委員長の任務)

第7条 委員長は、清算事務を統括する。

(副委員長の任務)

第8条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故又は差し支えあるときはこれに代わるものとする。

(委員の任務)

第9条 委員は、委員長、副委員長を補佐して清算事務を分掌し、共に清算事務を遂行する。

(監査委員の任務)

第10条 監査委員は、残余財産の状況を監査する。

(委員等の選任)

第11条 清算委員は、本会の会員の中から、理事会で選任する。

ただし、監査委員は福岡県司法書士会の監事が兼務する。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選による。
- 3 委員に欠員が生じたときは、適宜理事会で選任する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、清算事務の終了のときまでとする。

(委員の招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の過半数により成立する。

(議 決)

第15条 委員会の議決は、出席者の3分の2以上で決する。

第3章 給付金の特例

(給付金の廃止)

第16条 解散日以降の原因に基づく給付金等の請求はすることができない。

なお、解散日以前の原因に基づく療養給付金の給付期間の終期は、解散日とする。

2 解散日以降の養老年金は給付しない。ただし、解散日までの養老年金は月割りで給付する。

(除斥期間)

第17条 会員、準会員もしくはその遺族(以下「請求権者」という。)は、解散日から平成14年7月31日までの間、解散日以前の発生原因に基づく給付金等の請求をすることができる。

2 前項の期間内に請求のなかった給付金等は、理由の如何にかかわらず、請求権者への支払いを免れる。

(給付金の支払)

第18条 清算委員会は、会員から給付金の支払が請求された場合は、請求を受けた日から30日以内に支払う。

第4章 貸付金

(貸付金の償還)

第19条 解散日以前に、貸付を受けた者は、貸付当時の約定に従って返済することができる。

第5章 特別会計

(経理の独立)

第20条 清算委員会の経理は、福岡県司法書士会の特別会計とする。

(会計年度)

第21条 特別会計の会計年度は、福岡県司法書士会の会計年度と同一とする。

(総会の承認)

第22条 清算委員会は、毎会計年度終了後、決算報告書を作成して福岡県司法書士会定時総会に報告し、その承認を受けなければならない。

2 準会員に対する報告は、決算報告書の開示をもってし、その承認を要しない。

3 第1項の場合、監査委員は予め監査し、その結果を定時総会に報告しなければならない。

第6章 残余財産の分配

(清算費用)

第23条 清算委員会は、清算事務に要する諸経費を特別会計から支払う。

(残余財産の総額)

第24条 残余財産の総額は、分配額の算出を行なう日における特別会計の残高とする。

(分配金額の算出方法)

第25条 残余財産の額が、全会員、準会員の積立金（均等会費、任意会費、用紙積立金）の総額を上回ったときは、各会員、準会員に積立金全額を積立金額に応じて一次分配金として分配する。年金受給者は、年金額確定時の積立金から支給済み年金額を差し引いた金額と年金額確定時以降の積立金の合計額を積立金額とする。ただし、年金額確定時の積立金から支給済み年金額を差し引いた差額がゼロ以下になる場合は、年金額確定後の積立金のみを一次分配金とする。

2 残余財産の額が、全会員、準会員の積立金（均等会費、任意会費、用紙積立金）の総額を下回ったときは、次の計算式で算出した額を分配する。

$$\text{分配金} = \text{残余財産額} \times \frac{\text{各会員・準会員の積立金額}}{\text{全会員・準会員の積立金総額}}$$

年金受給者は、年金額確定時の積立金から支給済み年金額を差し引いた金額と年金額確定時以降の積立金の合計額を積立金額とする。ただし、年金額確定時の積立金から支給済み年金額を差し引いた差額がゼロ以下になる場合は、年金額確定後の積立金をその会員の積立金額とする。分配金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

3 第1項による分配をした後に残る財産については、次の方法で按分し二次分配金とする。

分配金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

$$\text{第二次分配金} = \text{一次分配金控除後の残余財産額} \times \frac{\text{各会員の脱会一時金予定額}}{\text{全会員の脱会一時金予定額総額}}$$

年金受給者については、年金残高から一次分配金を差し引いた金額と年金確定後の脱会一時金予定額の合計をその会員の脱会一時金予定額とする。

4 前2項の分配後、なお残余金が生じた場合には一般会計に繰り入れる。

(分配金の支払時期)

第26条 第25条に基づき計算された分配金の額については、会員及び準会員へ各別に通知し、通知後60日以内に支払う。

2 清算委員会は、理事会の承認を得て、残余財産の確定前に換金済資産の一定額を前条第2項の計算式に基づいて分配することができる。

3 前2項の分配時期の前に、退会または死亡した会員及び準会員に対する支払時期も前2項のとおりとする。

(相殺)

第27条 清算委員会は、会員及び準会員に会費及び貸付返済金の未納があるときは、その分配額から未納会費等相当分を相殺することができる。

第7章 報告

(報告)

第28条 清算委員会は、分配額の支払いが完了し、清算事務が終了したときは、清算報告書を清算終了後に開催される最初の定時総会に提出し報告する。

第8章 附則

(給付金等の定義)

第29条 各種給付金・積立金等の定義は、従前の規程によるものとする。

(規則の制定)

第30条 この規則の制定は、総会の決議による。

(規則の廃止)

第31条 この規則は、会員及び準会員への残余財産の分配が完了したときに廃止する。

(施行期日)

第32条 この規則は、平成14年5月26日から施行する。

第13号議案

福岡県司法書士会用紙販売規則制定の件

福岡県司法書士会共済会規程の廃止に伴い標記規則を制定したいので、承認を求める。

〔制定理由〕

福岡県司法書士会共済会規程の廃止に伴い、福岡県司法書士会共済会が行っていた用紙の販売を福岡県司法書士会の事業として引継ぎ、特別会計として経理するための規則を制定するものである。

福岡県司法書士会用紙販売規則（案）

（事業内容）

- 第1条 福岡県司法書士会は、福岡県司法書士会会則第3条第5号に基づき用紙の販売を行う。
2. 取り扱う用紙の販売価格等は、細則で定める。

（支部への委託）

- 第2条 用紙の販売は、本会の各支部に委託することができる。
2. 用紙の販売を支部に一括委託する場合は、委託料を交付することができる。
3. 前項の委託料等は、細則で定める。

（支部の台帳の整備）

- 第3条 前条の委託を受けた支部の担当者は、販売用紙の内訳を明確にするため必要な台帳を備えなければならない。

（会 計）

- 第4条 用紙の販売にかかる会計は、福岡県司法書士会の特別会計とする。
2. この事業の経費は、用紙特別会計で賄う。

（経費負担）

- 第5条 用紙販売に伴う送料の負担等については、細則で定める。

(制定及び改廃)

第6条 この規則の改廃は総会の承認によるものとする。ただし、細則の制定等については理事会の決議によるものとする。

付 則

1. 本規則は、平成14年5月26日から施行する。

第14号議案

福岡県司法書士会役員等選挙規則廃止の件

福岡県司法書士会役員等選挙規則を廃止したいので、承認を求めらる。

(廃止理由)

現行規則は不備な点が多く実情にそぐわないので、抜本的に見直し、新しく同規則を制定する必要がある。廃止理由は、第15号議案会則一部改正の提案理由及び第16号議案福岡県司法書士会役員等選挙規則制定の同逐条説明のとおりで、現行同規則を廃止したい。

福岡県司法書士会役員等選挙規則は、会則改正認可の日で廃止する。

福岡県司法書士会会則一部改正の件

福岡県司法書士会役員等選挙規則廃止に伴い、福岡県司法書士会会則の一部を次のとおり改正したいので、承認を求めらる。

(提案理由)

役員選任方法の改定について (第25条及び第37条第5号の改正)

本会は会則に基づき本会役員等選挙規則を定めているが、この現行選挙規則は種々問題を抱えている。主要問題のひとつとして選挙権行使の公平性確保の問題がある。選挙権は会員の基本的な権利であるが、現行の選挙制度には不在者投票制度等もなく、やむを得ない事情によって総会欠席を余儀なくされた会員の選挙権を奪うこととなっている。この他にも、次年度事業計画案等の策定における次期役員の見与に関する問題がある。事業計画案及び予算案はそれを執行する者によって策定されるべきであるが、役員改選が定時総会で実施されているため、次期役員が事業計画案等の策定に見与できない事態が生じている。

そこで、これら選挙制度上の諸問題を解決すべく選挙規則の改正を図っているところである。選挙権行使の公平性確保の問題については、その解決のために郵便投票制度の導入を図り、また、次期役員による事業計画案及び予算案の策定を可能にするために選挙の実施時期繰り上げを予定している。しかしながら、郵便投票制度を導入し、選挙の実施時期を繰り上げるにつき、会則第25条の定めが障害となっている。

現行会則第25条は「役員は総会で選任する。」としており、このため現行選挙規則は、選挙で選出した役員も、会長推薦(指名)役員も、総会の承認を得なければならないとしている。これまでは、総会の出席者が総会場で投票するので、選挙の結果をその総会が否決するようなこともなかったのであるが、選挙の実施を繰り上げて郵便投票を実施することにより、選挙で投票する会員と、総会出席者は構成が異なる可能性が高く、投票による選挙で選出しても、選挙の結果が僅差であるときは、総会で否決される可能性がでてくる。たとえば、会長選挙において当選した候補者が対立候補者の巻き返しにあい、総会で承認されないといった事態も予想されるのである。かかる混乱を防止しなければならないことは明白である。

また、総会で選任の承認を得なければ選任の効力が生じない(確定しない)という現行制度のままでは、選挙の実施時期を繰り上げて次年度事業計画案等の策定を次期役員予定者が行なうとしても、事業計画案等を策定するにあたり、いまだ選任されていない者がこれを策定することとなる。選任された者に事業計画案等を策定させるとすれば、役員選任の効力も策定作業の前に生じさせておかなければならない。

さらには、これまで会則第25条につき、「選挙で選出した役員を、さらに総会で承認を得なければならないとするのは、屋上屋を重ねるようなものである。」といった批判がなされていた。この批判は、役員の見出が選挙によって事実上決着し、総会の承認が形式にすぎないものとなって形骸化していることによるものである。役員が欠けた場合の補欠選任等においても、会則第25条の「役員は総会で選任する。」とする定めがある限り、選挙を実施した上で、更に承認のための臨時総会を開催しなければならず、その負担は少なくない。

以上の問題点を解決するために、会則第25条の「総会で」という部分を「別に定める司法書士会役員等選挙規則に基づき」と改正するものである。もちろん、役員の見任は本会の運営上最も重要な事項のひとつであり、軽視できるものではないから、この会則第25条の改正に伴い、会則第37条第5号を改正して、役員の見任規定」に関する事項を総会の議決事項とするものである。

役員選任方法の改定に伴う措置について

(第24条第5項の削除 及び 第37条第6号、第43条第6項、同第7項、第98条第1項、同第2項の改正)

第24条第5項監事代行者は、会則第25条の改正に伴い、役員補欠選任を承認するための臨時総会開催の必要がなくなり、後任者の選任が容易となるから、これをあらかじめ定めておく必要性がない。また、役員以外の役職選任も役員と同様に取扱うため、役員以外の役職選任に関する部分を改正するものである。

以上の理由により条文の改正を行なうものである。

福岡県司法書士会会則一部改正案

福岡県司法書士会会則の一部を次のように改める。

1. 第24条第5項を削除し、第6項を第5項に改める。
2. 第25条を次のとおり改め、第2項を削除する。

(役員を選任)

第25条 役員は会員のうちから、別に定める福岡県司法書士会役員等選挙規則(以下「選挙規則」という)に基づき選任する。

3. 第37条第1項5号及び6号中、「選任」を「選任規定」に改める。
4. 第43条第6項中、「総会で」を「選挙規則に基づき」に改め、同第7項を削除し、同第8項を第7項に改める。
5. 第98条を次のとおり改める。

(連合会の代議員)

第98条 連合会会則第18条第1項の代議員は、会員のうちから選挙規則に基づき選任する。

2 第26条及び第27条の規定は、前項の代議員に準用する。

6. 附 則

(施行期日)

1 改正会則は、認可の日から施行する。

福岡県司法書士会会則 現行・改正対照表

現 行

第1条～第23条 省略

(役員職務)

第24条 会長は、本会を代表し、会の業務を総理する。
2～4 省略

5 監事に事故があるとき、又は監事が欠員のときは、あらかじめ総会の決議により定められた者がその職務を行う。

6 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員選任)

第25条 役員は会員のうちから、総会で選任する。

2 役員選任に関する事項は、別に定める福岡県司法書士会役員等選挙規則による。

第26条～第36条 省略

(総会議決事項)

第37条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 役員選任及び解任に関する事項

(6) 綱紀委員の選任及び解任に関する事項

(7)～(8) 省略

第38条～第42条 省略

改正案

第1条～第23条 省略

(役員職務)

第24条 会長は、本会を代表し、会の業務を総理する。
2～4 省略

削除

5 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員選任)

第25条 役員は会員のうちから、別に定める福岡県司法書士会役員等選挙規則(以下「選挙規則」という)に基づき選任する。

削除

第26条～第36条 省略

(総会議決事項)

第37条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 役員選任規定及び解任に関する事項

(6) 綱紀委員の選任規定及び解任に関する事項

(7)～(8) 省略

第38条～第42条 省略

(綱紀委員会)

第43条 本会に綱紀委員会を置く。

2～5 省略

6 委員は会員のうちから総会で選任する。

7 委員の選任方法は別に定める福岡県司法書士
会役員等選挙規則による。

8 委員は、役員を兼ねることができない。

第44条～第97条 省略

(連合会の代議員)

第98条 連合会会則第18条第1項の代議員は、会員のうちから総会及び理事会で選出する。ただし、
理事会で選出する代議員の数は定数の2分の1
以下とする。

2 第25条第2項、第26条及び第27条の規定は、
前項の代議員に準用する。

第99条及び第100条 省略

新設

(綱紀委員会)

第43条 本会に綱紀委員会を置く。

2～5 省略

6 委員は会員のうちから選挙規則に基づき選任す
る。

削除

7 委員は、役員を兼ねることができない。

第44条～第97条 省略

(連合会の代議員)

第98条 連合会会則第18条第1項の代議員は、会員のうちから選挙規則に基づき選任する。

2 第26条及び第27条の規定は、前項の代議員に
準用する。

第99条及び第100条 省略

附則

(施行期日)

1 この改正会則は、認可の日から施行する。

第16号議案

福岡県司法書士会役員等選挙規則制定の件

福岡県司法書士会役員等選挙規則を次のとおり制定したいので、承認を求める。

但し、第10号議案福岡県司法書士会共済会規程廃止の件が承認可決された場合は、共済に関連する条文を整理するため次のとおり必要な修正をする。

(提案理由)

本会役員等選挙規則制定の提案理由の主要事項は次の6項目である。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1 次期執行部による事業計画等案等の策定制度導入 | 選挙実施時期の繰り上げ |
| 2 選挙権行使の公平性確保 | 郵便による投票制度の導入 |
| 3 投票における判断材料の提供 | 選挙公報の発行と立会演説会の実施 |
| 4 会員の自由意思に基づく公正選挙の確保 | 倫理規定、選挙運動制限規定の設置 |
| 5 優秀な人材の登用 | 選挙区と定数の見直し |
| 6 選挙規則全般の整理と是正 | |

1. 次期執行部による事業計画案等の策定制度の導入

* 選挙実施時期の繰り上げ

事業計画案及び予算案はそれを執行する者によって策定されるべきであるから、新しく選出された新執行部が、就任後の最初の年度における事業執行につき、自ら策定した事業計画と予算に基づいて執行できるようにするため、選挙の実施時期を繰り上げて、任期満了の年の2月に実施することとした。

第15条(選挙期日)第2項

* 推薦人名簿

選挙実施時期の繰り上げに伴う会則第25条の改正により、総会のチェックがなくなれば、無投票選挙において泡沫候補の当選を阻止できなくなる。この対策として、立候補等の祭に推薦人名簿を添付させて要件を加重することとした。

第22条(立候補等の届出)第2項第3項

* 選出から就任までの期間の長期化に伴う対策

選挙の実施時期を繰り上げたことにより、役員等の選出から就任までの期間が長期(3ヶ月程度)となり、この間に起こりうる事態に対処するための条文整理が必要となった。

第20条(就任前の当選者の資格喪失)

第21条(繰り上げ当選)第1項1号

第43条(就任前の指名役員の資格喪失)

第45条(選考委員会)第1項2号

第47条(補欠選任)第1項

2 選挙権行使の公平性確保

* 郵便による投票制度の導入

選挙権は会員の基本的な権利であるが、現行の選挙制度には不在者投票制度等もなく、やむを得ない事情によって欠席を余儀なくされた会員の選挙権を奪うこととなっている。したがって、選挙権者である会員全員の意思反映方法が検討されなければならない。そこで、不在者投票制度の導入などを検討したのであるが、選挙の

実施時期を繰り上げることも併せて総合的に検討した結果、郵便投票制度を採用してこの問題を解決することとした。 第31条(投票の方法)3号

これに伴い、投票及び開票に関する具体的手続規定を変更及び新設した。

第32条(投票用紙) 第33条(投票の管理)3号 第34条(投票の締切)

第37条(無効投票)1号4号

3 投票における判断材料の提供

* 選挙公報の発行と立会演説会の実施に関する規定の設置

選挙において、選挙公報と立会演説会は重要な機能を発揮する。選挙権者の的確な投票を期待する上で、選挙公報と立会演説会は必要不可欠ともいえる情報提供手段であるが、現行の選挙規則には、選挙公報・立会演説会等に関する条項が欠落している。そこで、改定規則では、これらを新設した。

第28条(選挙公報) 第29条(立会演説会)

4 会員の自由意思に基づく公正選挙の確保

* 倫理規定・選挙運動制限規定の設置

民主的社会にあつては、選挙人の自由意思による公正選挙が確保されることによって、正常な発展が期待できるところとなる。したがって、選挙における選挙人の選択に際しては、選挙人の自由意思による人物本位、政策本位の選択が為されることが望まれるところである。しかしながら、本会選挙規則には倫理規定や選挙運動の制限規定が設けられてなく、買収や供応さえも可といわれている。このような状況を改善して、会員の自由意思に基づく公正選挙の確保を図るため、倫理規定、選挙運動制限規定を置き、さらに違反者に対しては警告ができることとした。 第27条(選挙における倫理) 第30条(選挙運動の制限)

5 優秀な人材の登用

* 選挙区と定数の見直し

選挙制度改革において選挙区と定数の問題も根本的な主要課題である。将来性があり意欲的で優秀な候補者が輩出するようなシステムを構築するため、そして、地域性にとらわれず広域的に支持を集められる人材を登用するため、大選挙区を廃止して副会長(3名)と理事の一部(7名)を全選挙区で選出することとし、小選挙区の理事等の定数を各選挙区の会員数に応じた数に是正して、別表を全面的に改定した。

第4条(選挙区と定数) 別表

6 選挙規則全般の整理と是正

現行選挙規則はこの他にも種々問題を抱えており、選挙規則の抜本的・全体的に見直し作業を進めた。

* 全体の構成

全体の構成を、

第1章、総則 第2章、選挙管理委員会 第3章、選挙 第4章、選任の特例 第5章、補則 とし、第3章選挙をさらに、第1節通則 第2節立候補等 第3節選挙運動 第4節投票 第5節開票、の5節に分け、各章各節に条文を配置した。

* 効力の発生時期等

役員等の選任手続においては、当選(選出)の確定時期、選任の効力の発生時期、就任の時期が明確でなければならない。改定規則ではこれらを次のように定めた。

選出(当選)の確定時期

候補者が定数を超えない選挙の場合 定数を超えないとき、超えなくなったとき(第17条第4項)

投票を実施する選挙の場合 開票集計後の当選確定宣言のとき(第38条第2項)

指名役員	選管委員会に対する指名の届出のとき(第42条)
但し、任期満了に伴う会長選挙の立候補者の、副会長候補者指名の場合は、	
指名をした会長候補者の当選が確定したとき(第42条但し書)	
理事会選出の連合会代議員	理事会より選管委員会への報告のとき(第44条第2項)
選考委員会選出の役員等	選考委員会より選管委員会への報告のとき(第45条第2項)
繰り上げ当選者	繰り上げ事由が生じたとき(第21条第2項)
選任の効力の発生時期	第19条(第48条で準用する場合を含む)の告示のとき(第5条第1項)
就任の時期	選任の効力が生じたとき(第5条第2項)
	ただし、任期満了に伴う改選により選任された役員等は、現任役員等の任期満了のとき

*** 文書表現の見直し**

文章表現においては、簡潔、明瞭を旨として表記し、同じ趣旨でありながら異なった表現を用いているものについては統一を図った。例えば、告示に類するものとして、公告、公示等が使用されていたが、これらを告示に統一することとした。 第6条(告示の方法)

逆に、立候補手続における「推薦」と、会長推薦副会長、会長推薦理事の「推薦」は、同じ言葉が異なった内容で使用されているので、混乱を避けるため、「会長推薦副会長、会長推薦理事」を「会長指名副会長、会長指名理事」と変えて区別した。 第40条(指名副会長) 第41条(指名理事)

*** その他の事項**

今回の改定において、以上述べた改定事項のほかにも、次の各条文を下記の理由により新設(改定)している。この他にも種々改めており、改定箇所が多岐にわたるので、詳細については別添の改定案逐条説明に譲ることとする。

第1条(目的)	目的の明確化。
第3条(選挙権及び被選挙権)	選挙権者、被選挙権者の確認明示。
第8条(委員会の職務)	選管委員会の職務と執務姿勢の明示。
第35条(開票立会人)	開票作業の透明性を図るための、立会人の員数枠の廃止。
第40条(指名副会長)第2項	会長選挙における重要判断事項として副会長の事前指名。
第43条(就任前の指名役員の資格喪失)	指名者と被指名者の不可分性に基づく措置。
第46条(選考委員会の組織と運営)第2項	選考の効率化のため、全選挙区選考委員会の構成の変更。
第49条(届出等の様式)	本条による届出等の様式に関する条文の簡潔化。
第50条(選任記録の作成と保存)	後日のための記録と保存。
第51条(細則)	詳細規定設置の必要性に備えた。

以上の理由により現行役員等選挙規則を廃止し、新たに役員等選挙規則を制定するものである。

福岡県司法書士会役員等選挙規則案

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県司法書士会(以下「本会」という)の役員等の選任を公正に行うために必要な事項を定める。

(役員等の選任)

第2条 この規則によって選任する役員等は次のとおりとし、その選任はこの規則で別に定める場合を除き、選挙によって行う。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 監 事 (以上会則第23条)
- (5) 綱紀委員 (会則第43条第2項・第6項)
- (6) 共済委員長・委員・監査委員 (本会共済規程第5条・第10条)
- (7) 日本司法書士会連合会代議員 (会則第98条)

(選挙権及び被選挙権)

第3条 選挙告示の日における本会の会員は、所属する選挙区における選挙権および被選挙権を有する。ただし、司法書士法第12条第2項の処分を受けている会員、及び、選挙期日までに会則第13条第4項により会員名簿から除かれた者を除く。

(選挙区と定数)

第4条 選出する区域(以下「選挙区」という)は全選挙区及び小選挙区の2種とし、小選挙区は次の4選挙区とする。

福岡選挙区 南部選挙区 北九州選挙区 筑豊選挙区

2 選挙区の範囲及び役員等の定数は別表に定める。

(選任の効力と就任の時期)

第5条 役員等の選任の効力は、第19条(第48条で準用する場合を含む)の告示のときに生ずる。

2 役員等は選任の効力が生じたときに就任する。ただし、任期満了に伴う改選により選任された役員等は、現任役員等の任期満了のときに就任する。

(告示の方法)

第6条 この規則に基づく告示は、本会事務所に掲示して行う。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第7条 役員等の選任に関する事務を管理執行するため選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設ける。

(委員会の職務)

第8条 委員会は、次の各号の職務を、中立且つ公正に遂行しなければならない。

- (1) 役員等の選任に関する告示
- (2) 届出等の受理
- (3) 選挙公報の発行
- (4) 立会演説会の開催に関する事務
- (5) 投票及び開票の事務
- (6) その他この規則で定める役員等の選任に関する必要な事項

(委員会の組織)

第9条 委員会は、選挙管理委員(以下「委員」という。)12名をもって組織する。

- 2 委員会には委員の互選による委員長1名を置く。
- 3 委員長は、副委員長2名以内を指名することができる。

(委員会の運営)

第10条 委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は本会会長がこれを招集する。

- 2 委員長は委員会を代表し、その事務を統轄する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は3分の2以上の委員の出席により成立し、出席委員の過半数の決議により運営する。可否同数のときは委員長が決する。
- 5 委員3分の2以上の同意がある場合は、書面による決議をすることができる。

(委員の選任)

第11条 委員は、役員等以外の会員のうちから、理事会の承認を得て会長が任命する。

- 2 委員の欠員が生じたときは、前項により補欠委員を任命する。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、就任後第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、後任者が選任されるまでなおその職務を行う。

- 2 補欠により選任された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。

(委員の資格喪失)

第13条 委員は次の各号の場合にその資格を喪失する。この場合当該委員は直ちに書面をもって会長及び委員会にその旨の届け出をしなければならない。

- (1) 役員等の候補者となる意思を公にしたとき
- (2) 役員等の被指名者となったとき
- (3) 役員等の候補者の推薦人となったとき

第3章 選 挙

第1節 通 則

(選挙の方法)

第14条 選挙は、選挙区及び役職ごとに選挙区の選挙権者の投票により行う。

(選挙期日)

第15条 選挙は、選挙期日を定めてこれを行う。

2、役員等の任期満了に伴う選挙の選挙期日は、任期満了の年の2月末日までの日を定める。

(選挙告示)

第16条 委員会は次の各号の事項を定めて、選挙期日の50日前までに告示するとともに、各会員に通知しなければならない。

- (1) 選挙する役職名と定数
- (2) 選挙期日
- (3) 開票所
- (4) 立候補及び推薦の届出期間
- (5) 辞退の届出期限
- (6) 投票の方法その他必要と認める事項

(選挙の当選者)

第17条 選挙における当選者は、得票数が多い者から順次定数に達するまでの者とする。

2 得票数が同数で当選者を決定できないときは、抽選により当選者を決定する。この抽選の方法は委員会が定める。

3 会長選挙における当選者の得票数は、有効投票数の半数以上でなければならない。最多得票者が半数に達しない場合は、最多得票者から順次2名について、更に選挙を行う。この場合、候補の辞退は認めず、選挙期日は開票から15日以内の日を目途として定める。

4 候補者の数が定数を超えないとき、または、超えなくなったときは、投票を行うことなく候補者全員が当選し、選出が確定する。

(当選の告知と就任承諾)

第18条 委員会は、当選者の選出が確定したときは、ただちに選挙の結果を当該候補者に告知しなければならない。

2 当選者は、前項の告知後10日以内に、就任を承諾する旨を委員会に届け出なければならない。

(就任承諾者の告示)

第19条 委員長は、前条第2項の届出をなした者の役職名、氏名及び所属支部名を告示するとともに、すみやかに各会員に通知しなければならない。

(就任前の当選者の資格喪失)

第20条 就任前の当選者は次の各号の場合に当選者の資格を喪失する。

- (1) 第18条第2項の届け出をしないとき
- (2) 会則第13条第4号の規定に該当したとき
- (3) やむをえない事情で就任できないとき

(繰り上げ当選)

第21条 当選者の次に多数得票をした者(以下「次点者」という)は、次の各号の場合に繰り上げて順次当選者とする。ただし、会長選挙の次点者は、この限りではない。

(1) 就任前の当選者が前条により資格を喪失したとき

(2) 就任後6ヶ月以内に、役員等の欠員が生じたとき

2 前項の繰り上げ当選者は、その繰り上げの事由が生じたときに選出が確定する。

第2節 立候補等

(立候補等の届出)

第22条 役員等選挙の立候補届、及び候補者推薦届は、届出期間内に委員会に届け出なければならない。

2 会長立候補届及び会長候補者推薦届には、会員20名以上の推薦による推薦人名簿を添付しなければならない。

3 会長以外の立候補届及び候補者推薦届には、会員5名以上の推薦による推薦人名簿を添付しなければならない。

4 推薦人は候補者の選挙区に所属する会員に限るものとし、推薦届には被推薦者の承諾を証する書面を添付しなければならない。

5 前4項により委員会に提出された書面は公開とする。

(立候補等の告示)

第23条 前条第1項の届出を受理したときは、委員会はただちに役職及び選挙区、候補者の氏名、及び、所属支部名を告示しなければならない。

(重複候補の禁止)

第24条 役員等の候補者は、重複して他の選挙の候補者となることはできない。

(候補の辞退)

第25条 候補者がその候補を辞退するときは、辞退届出の期限までに委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出を受理したときは、委員会はただちに辞退した候補者の氏名、役職及び選挙区を告示しなければならない。

(候補者の告示等)

第26条 辞退届出の期限経過により候補者が確定したときは、委員会は、遅滞なく、役職及び選挙区ごとに、候補者の氏名、所属支部を告示しなければならない。

2 前項の告示事項は、各支部事務所その他委員会の指定の場所に掲示するとともに、各会員に通知しなければならない。

第3節 選挙運動

(選挙における倫理)

第27条 この規則に基づく選挙のための運動は、品位を保持し公正を旨として行わなければならない。

(選挙公報)

第28条 委員会は、選挙権を有する会員に対して選挙公報を発行する。ただし、投票を実施しない選挙におい

ては、これを発行しないことができる。

- 2 選挙公報の掲載事項は委員会で定める。
- 3 役員等の候補者は、委員会の求める選挙公報掲載資料を委員会の定める期限までに提出しなければならない。
- 4 選挙公報は、選挙期日の10日前までに発送しなければならない。

(立会演説会)

第29条 委員会は、会長及び副会長選挙につき、立会演説会を開催する。ただし、候補者が定数を超えない場合には、これを開催しないことができる。

- 2 委員会は、前項以外の役員等の選挙につき、立会演説会を開催することができる。

(選挙運動の制限)

第30条 候補者およびその支援者は、選挙運動として次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 投票と引き換えに利益を授受し、又はその約束をする行為。
 - (2) 投票と引き換えに供応をし、又はこれを受ける行為。
 - (3) 投票用紙のとりまとめをする行為。
 - (4) 特定候補への投票を強要する行為。
 - (5) 投票用紙発送後の戸別訪問。
 - (6) 候補者を誹謗し、その他不正・不当な手段で他人の当選を妨げる行為。
- 2 委員会は、前項の違反者に対して警告をし、警告に従わない場合は、その内容を公表することができる。

第4節 投票

(投票の方法)

第31条 投票は、次の各号の方法によって行う。

- (1) 委員会所定の投票用紙により、無記名式とする。
- (2) 各選挙区の役職ごとに1人1票の単記式とする。
- (3) 配達日指定郵便によって投票し、指定配達日は選挙期日と同日とする。

(投票用紙)

第32条 委員会は、投票用紙及び投票用封筒を調整して、選挙期日の10日前までに発送しなければならない。

- 2 投票用紙は、各選挙区の役職ごとに、立候補等の届出の順による候補者の氏名を予め記載しておかなければならない。
- 3 投票用封筒は、投票用紙封入用の内封筒と郵便用の外封筒に分け、内封筒は無記名とし、外封筒には署名欄及び押印欄を設ける。
- 4 投票用紙が会員に到着しない等特段の事情がある場合には、委員会の定める方法により投票用紙及び投票用封筒の再交付をすることができる。この場合、郵便用の外封筒には再交付の旨を付して交付する。
- 5 委員会は投票用紙の発送後、遅滞なく、発送した旨を当該選挙の候補者に通知しなければならない。

(投票の管理)

第33条 委員会は投票に関して次の各号の措置を講じなければならない。

- (1) 投票方法の具体的説明。
- (2) 重複投票、無効投票及び不正投票の防止措置。
- (3) 到着した投票封筒の保管。

(投票の締切)

第34条 委員長は、選挙期日において、投票郵便物を受け取りたる後の適宜の時間に投票を締切り、その旨を宣言しなければならない。

第5節 開 票

(開票立会人)

第35条 投票を実施する選挙の候補者は、開票に先立ち委員会に開票立会の申出をなし、立会人氏名と所属支部名の届け出をすることができる。

2 委員会は、開票に支障がある場合は、立会人の数を制限することができる。

(開票と点検)

第36条 開票は、投票の締切後ただちに、委員会が立会人の立会のもとに開票所で行う。

(無効投票)

第37条 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 重複した投票で真偽が確認できないもの
- (2) 所定の投票用紙を用いない等、第31条の規定に反した投票
- (3) 候補者を特定できない投票
- (4) 投票の締め切りまでに到着しない投票
- (5) その他委員会の定める方法によらないもの

(当選者の確定)

第38条 委員長は投票の集計終了後、全ての選挙の当選者を確認して、当選確定の旨を宣言しなければならない。

2 投票を実施した選挙の当選者は前項の宣言によって選出が確定する。

(選挙の結果の告示)

第39条 委員会は、前条により当選者が確定したときは、次の各号の事項を告示しなければならない。

- (1) 開封前の投票総数と無効投票数
- (2) 役職毎の投票総数
- (3) 役職毎の有効投票数及び無効投票数
- (4) 役職毎の候補者の得票数
- (5) 役職毎の当選者の氏名及びその所属支部
- (6) 役職毎の無投票当選者の氏名及びその所属支部

2 前項の告示事項は会長に報告するとともに、各支部事務所その他委員会の指定の場所において掲示する。

第4章 選任の特例

(指名副会長)

第40条 会長の指名により、副会長1名を選任する。

2 任期満了に伴う会長選挙の立候補者は、前項の副会長候補者を指名し、自己の立候補届と同時に委員会

に届け出なければならない。

3 前項の届け出には被指名者の指名の承諾を証する書面を添付しなければならない。

(指名理事)

第41条 会長の指名により、理事3名を選任する。

2 任期満了に伴う会長選挙において当選が確定した次期会長は、当選の確定後すみやかに、前項の理事を指名し、委員会に届け出なければならない。

(指名役員選出の確定)

第42条 指名による役員候補者は、委員会に対する指名の届け出によってその選出が確定する。ただし、第40条第2項による指名副会長は、指名をした会長候補者の当選確定に伴い選出が確定する。

(就任前の指名役員の資格喪失)

第43条 選出が確定した就任前の指名役員は、自己に資格喪失事由が生じたときのほか、指名をした次期会長が資格を喪失したときにその資格を失う。

(連合会代議員選任の特例)

第44条 日本司法書士会連合会代議員につき、その定数の2分の1(2分の1に端数のあるときは、端数を切り捨てた数)は、理事会構成員の互選により選出する。

2 前項の代議員の選出は、理事会より委員会への報告により確定する。

(選考委員会)

第45条 委員会は、次の各号の場合に、当該選挙区に選考委員会を置き、不足定数の役員等の選出を求めなければならない。

(1) 選挙により選出すべき候補者の数が定数に満たないとき

(2) 会長選挙以外の選挙における当選者が就任前に資格を喪失して、繰り上げ当選者もないとき

2 選考委員会は前項の不足定数の役員等を選出し、協議の経過及び選出の結果を遅滞なく委員会へ報告しなければならない。選考委員会の選出の結果は委員会への報告のときに確定する。

3 会長以外の役員等については、理事会の決議により前項の補充選出をしないことができる。

(選考委員会の組織と運営)

第46条 小選挙区の選考委員は、当該選挙区の支部長の兼務とし、支部長に事故があるときは、副支部長が代行する。

2 全選挙区の選考委員は、小選挙区の選考委員の代表者とし、福岡選挙区2名、南部選挙区1名、北九州選挙区1名、筑豊選挙区1名をそれぞれ選出する。

3 前条及び前項の選出は、当該選挙区の選考委員の協議によるものとし、協議が調わないときは決議による。この決議は全員の同意により書面によることができる。

4 選考委員会の決議は選考委員の議決権の過半数によって決する。ただし、選考委員の議決権は選考委員1名につき1個とする。

(補欠選任)

第47条 役員等及び選出が確定した次期会長に欠員を生じたときは、補欠選任をする。

2 前項による補欠選任は、欠員となった役員等を選出した方法による。

3 次期会長に欠員を生じたとき及び任期満了の前年の定時総会までに会長に欠員を生じたときを除き、理事会の決議により第1項の補欠選任をしないことができる。

(準用規定)

第48条 第18条(当選の告知と就任承諾)、第19条(当選者の告示)及び第20条(就任前の当選者の資格喪失)の規定は、選挙によらない役員等の選出手続に準用する。

第5章 補 則

(届出等の様式)

第49条 この規則に基づく委員会への届け出等は、委員会の定める様式の書面によらなければならない。

(選任記録の作成と保存)

第50条 委員会は役員等の選任の経過を記録し、保存しておかななければならない。

(細則)

第51条 委員会は、理事会の承認を得て、この規則に基づく委員会の職務に関する事項につき、細則を定めることができる。

(規則の制定及び改正)

第52条 この規則の制定及び改正は、総会の承認を得たときに効力を生ずる。

付 則

- 1 この規則は、改正会則認可の日から施行する。
- 2 従前の福岡県司法書士会役員等選挙規則は、この規則施行の日に廃止する。
- 3 従前の規則により選任された委員は、この規則による委員と看做す。

但し、第10号議案福岡県司法書士会共済会規程廃止が承認可決された場合は、共済に関連する条文が不要となるため、条文を整理するため、この福岡県司法書士会役員等選挙規則案の第2条6号を削除して、7号を6号とし、同第4条第2項による別表のうちから、共済委員、共済監査委員、共済委員長に関する部分を削除するものである。

別表(規則第4条第2項)

総 定 数

会 長	1名	綱紀委員	10名
副 会 長	4名	共済委員長	1名
理 事	20名	共済委員	8名
監事(共済監査委員)	3名	日司連代議員	備考欄記載
備 考 日本司法書士会連合会の代議員の定数は、同連合会会則第18条第2項の員数			

選 挙 区 表

選挙区		役 職 名	定 数	選挙区の範囲(支部名)	
全 選 挙 区		会 長	1名	本会全域	
		副 会 長	3名		
		理 事	7名		
		監事(共済監査委員)	3名		
		共済委員長	1名		
		日司連代議員	備考欄記載		
小 選 挙 区	福 岡 選挙区	理 事	5名	舞鶴中央、舞鶴北、舞鶴東、赤坂、西福岡、南福岡、東福岡、筑紫、宗像	
		綱紀委員	5名		
		共済委員	3名		
	南 部 選挙区	理 事	2名		久留米、甘木、吉井、柳川、大牟田、八女
		綱紀委員	2名		
		共済委員	2名		
	北九州 選挙区	理 事	2名		北九州
		綱紀委員	2名		
		共済委員	2名		
筑 豊 選挙区	理 事	1名	行橋、田川、飯塚、直方		
	綱紀委員	1名			
	共済委員	1名			
備 考 選挙により選出する日本司法書士会連合会の代議員の定数は、総定数の2分の1(2分の1に端数のあるときは、端数を切り上げた数)					

選 任 の 特 例

選任方法	役 職 名	定 数	根 拠 条 項
会 長 指 名	副 会 長	1名	規則第40条
会 長 指 名	理 事	3名	規則第41条
理事会 互 選	日司連代議員	備考欄記載	規則第44条
備 考 理事会の互選により選出する日本司法書士会連合会の代議員の定数は、総定数の2分の1(2分の1に端数のあるときは、端数を切り捨てた数)			

福岡県司法書士会役員等選挙規則(逐条説明)

(表題の右の数字は現行選挙規則の条数であり、下線部分は現行選挙規則と異なる部分である)

第1章 総 則

(目的) 1

第1条 この規則は、福岡県司法書士会(以下「本会」)の役員等の選任を公正に行うために必要な事項を定める。

共済委員等の選任は会則ではなく共済規定に基づくので「会則の規定に基づき、」を削除した。
目的を明確に表現した。

(役員等の選任) 2

第2条 この規則によって選任する役員等は次のとおりとし、その選任はこの規則で別に定める場合を除き、選挙によって行う。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理 事
- (4) 監 事 (以上会則第23条)
- (5) 綱紀委員 (会則第43条第2項・第6項)
- (6) 共済委員長・委員・監査委員 (本会共済規程第5条・第10条)
- (7) 日本司法書士会連合会代議員 (会則第98条)

この規則を適用する役員等の範囲を明確にした。

会則改正に伴ない選任方法は選挙を原則とし、例外はこの規則で別に定めることを明確にした。

(選挙権及び被選挙権) 3、4

第3条 選挙告示の日における本会の会員は、所属する選挙区における選挙権および被選挙権を有する。ただし、司法書士法第12条第2項の処分を受けている会員、及び、選挙期日までに会則第13条第4項により会員名簿から除かれた者を除く。

選挙権および被選挙権は会員の基本的な権利と考え、これを明示した。

選挙管理事務処理の都合(郵便投票における投票用紙等の発送先を特定するため等)で、選挙権および被選挙権の資格基準日を選挙告示の日とした。

ただし書きで、業務停止処分を受けている会員及び選挙期日までに会員名簿から除かれた者を除くこととした。

(法第12条第2項の処分=二年以内の業務の停止。)

会則第13条第4項(死亡・脱会・登録取消)

(選挙区と定数) 5、31

第4条 選出する区域(以下「選挙区」)は全選挙区及び小選挙区の2種とし、小選挙区は次の4選挙区とする。

福岡選挙区 南部選挙区 北九州選挙区 筑豊選挙区

2 選挙区の範囲及び役員等の定数は別表に定める。

副会長選挙を全選挙区としたため、大選挙区は不要となりこれを削除した。

員数を定数と訂正し、表現を統一した。

日本司法書士会連合会の代議員定数は、同連合会会則第18条第2項によって必然的に定められるので現行規則第2項は不要であると判断した。これに換えて別表定数欄(備考欄)に記載することとした。

(選任の効力と就任の時期) 35

第5条 役員等の選任の効力は、第19条(第48条で準用する場合を含む)の告示のときに生ずる。

2 役員等は選任の効力が生じたときに就任する。ただし、任期満了に伴う改選により選任された役員等は、現任役員等の任期満了のときに就任する。

現行規則第35条を第1章総則に移し、選任の効力発生を明確にした。

会則改正に伴い、「役員等の選任の効力は、第39条の告示のときに生ずる。」とした。

公告を告示と訂正し、表現を統一した。

就任の時期を明確にするため、2項を新設した

(告示の方法) 新設

第6条 この規則に基づく告示は、本会事務所に掲示して行う。

告示に関する各条文を簡潔にするため、告示方法の定めを本条に置いた。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会) 7

第7条 役員等の選任に関する事務を管理執行するため選挙管理委員会(以下「委員会」という)を設ける。

(委員会の職務) 新設

第8条 委員会は、次の各号の職務を、中立且つ公正に遂行しなければならない。

- (1) 役員等の選任に関する告示
- (2) 届出等の受理
- (3) 選挙公報の発行
- (4) 立会演説会の開催に関する事務
- (5) 投票及び開票の事務
- (6) その他この規則で定める役員等の選任に関する必要な事項

選挙管理委員の職務と、そのあるべき執務姿勢を明示した。

(委員会の組織) 8-1、8-3、8-6

第9条 委員会は、選挙管理委員(以下「委員」という。)12名をもって組織する。

- 2 委員会には委員の互選による委員長1名を置く。
- 3 委員長は、副委員長2名以内を指名することができる。

委員長の員数を明示した。

(委員会の運営) 8-2、8-4、8-6、8-7、

第10条 委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は本会会長がこれを招集する。

- 2 委員長は委員会を代表し、その事務を統轄する。

- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 委員会は3分の2以上の委員の出席により成立し、出席委員の過半数の決議により運営する。可否同数のときは委員長が決する。
- 5 委員3分の2以上の同意がある場合は、書面による決議をすることができる。

委員長に事故が起きた場合の定めがないので新設した。
3分の2の決議では、必要事項を決定できない可能性があるので、過半数の決議とした。
書面による決議の要件(全員の同意)を緩和し、委員会開催の負担を軽減した。

(委員の選任) 9

第11条 委員は、役員等以外の会員のうちから、理事会の承認を得て会長が任命する。
2 委員の欠員が生じたときは、前項により補欠委員を任命する。

3分の1以上の欠員が生ずるまで補充できないのでは、職務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、
3分の1以上の欠員という欠員補充要件を削除した。

(委員の任期) 11

第12条 委員の任期は、就任後第2回目の定時総会の終結の時までとする。ただし、後任者が選任されるまで
なおその職務を行う。
2 補欠により選任された委員の任期は、他の委員の残任期間と同一とする。

(委員の資格喪失) 10

第13条 委員は次の各号の場合にその資格を喪失する。この場合当該委員は直ちに書面をもって会長及び
委員会にその旨の届け出をしなければならない。
(1) 役員等の候補者となる意思を公にしたとき
(2) 役員等の被指名者となったとき (新設)
(3) 役員等の候補者の推薦人となったとき (新設)

第2号第3号を加えた。

第3章 選 挙

第1節 通 則

(選挙の方法) 19-1

第14条 選挙は、選挙区及び役職ごとに選挙区の選挙権者の投票により行う。

(選挙期日) 新設

第15条 選挙は、選挙期日を定めてこれを行う。

- 2、役員等の任期満了に伴う選挙の選挙期日は、任期満了の年の2月末日までの日を定める。

事業計画案及び予算案はそれを執行する者によって策定されるべきであり、次期執行部が次年度の事業計画
案・予算案を策定できるようにするため、選出時期を繰り上げたものである。

(選挙告示) 12

第16条 委員会は次の各号の事項を定めて、選挙期日の50日前までに告示するとともに、各会員に通知しな

なければならない。

- (1) 選挙する役職名と定数
- (2) 選挙期日
- (3) 開票所
- (4) 立候補及び推薦の届出期間
- (5) 辞退の届出期限
- (6) 投票の方法その他必要と認める事項

告示の日を選挙期日の50日前までとしたのは、その間の作業に要する日数を勘案して定めた。これは最小限度の間隔を空けるべき日数であり、実際に定める場合は、選挙公報の原稿の作成と印刷、立会演説会の実施、郵便投票に要する日数等を十分に考慮して定めなければならない。

(告示 15日 届出締切 4日 辞退期限 3週間 公報・投票用紙の発送 10日 投票 開票)

(選挙の当選者) 25 19-4

第17条 選挙における当選者は、得票数が多い者から順次定数に達するまでの者とする。

2 得票数が同数で当選者を決定できないときは、抽選により当選者を決定する。この抽選の方法は委員会が定める。

3 会長選挙における当選者の得票数は、有効投票数の半数以上でなければならない。最多得票者が半数に達しない場合は、最多得票者から順次2名について、更に選挙を行う。この場合、候補の辞退は認めず、選挙期日は開票から15日以内の日を目途として定める。

4 候補者の数が定数を超えないとき、または、超えなくなったときは、投票を行うことなく候補者全員が当選し、選出が確定する。

会長選挙の当選要件が過半数では、候補者2名の選挙で得票数が同じ場合の処理が出来ないので、要件を半数とした。

「監事選挙における当選者の次に得票数の多い者を監事代行者とする。(会則第24条第5項)」は、会則改正に伴い削除した。

決選投票の選挙期日は、開票から長引かせることは出来ないので、「15日以内の日」とし、これを「目途」とすることにより多少の余裕をもたせた。

(当選の告知と就任承諾) 26 27-1

第18条 委員会は、当選者の選出が確定したときは、ただちに選挙の結果を当該候補者に告知しなければならない。

2 当選者は、前項の告知後10日以内に、就任を承諾する旨を委員会に届け出なければならない。

(就任承諾者の告示) 29

第19条 委員長は、前条第2項の届出をなした者の役職名、氏名及び所属支部名を告示するとともに、すみやかに各会員に通知しなければならない。

この告示によって、選任の効力が生ずる。(第5条)

(就任前の当選者の資格喪失) 27-2 28

第20条 就任前の当選者は次の各号の場合に当選者の資格を喪失する。

- (1) 第38条の届け出をしないとき

- (2) 会則第13条第4号の規定に該当したとき
- (3) やむをえない事情で就任できないとき

第38条(就任承諾) 会則第13条第4号(死亡・脱会・登録取消)

3号のやむを得ない事情には、病気等で就任が困難な状態のとき等が考えられる。

(繰り上げ当選) 28

第21条 当選者の次に多数得票をした者(以下「次点者」という)は、次の各号の場合に繰り上げて順次当選者とする。ただし、会長選挙の次点者は、この限りではない。

- (1) 就任前の当選者が前条により資格を喪失したとき
- (2) 就任後6ヶ月以内に、役員等の欠員が生じたとき

2 前項の繰り上げ当選者は、その繰り上げの事由が生じたときに選出が確定する。

現行規則での次点者の資格要件「当該選挙における候補者の平均得票数の2分の1以上の得票」では、一人に票が集中することもあり、また、無投票当選の場合との比較で、不要であると考え削除した。同じ理由で、次点者の次点者と順次繰り上げて当選者としても、問題はないと考え「順次」と明示した。

現行規則では選挙から6ヶ月以内の欠員について繰り上げ当選を認めており、短期間に選挙を再び実施することの事務処理負担等を考慮して、これを就任後6ヶ月以内とした。

2項は選出の確定時期を明示したものである。

第2節 立候補等

(立候補等の届出) 13

第22条 役員等選挙の立候補届、及び候補者推薦届は、届出期間内に委員会に届け出なければならない。

- 2 会長立候補届及び会長候補者推薦届には、会員20名以上の推薦による推薦人名簿を添付しなければならない。
- 3 会長以外の立候補届及び候補者推薦届には、会員5名以上の推薦による推薦人名簿を添付しなければならない。
- 4 推薦人は候補者の選挙区に所属する会員に限るものとし、推薦届には被推薦者の承諾を証する書面を添付しなければならない。
- 5 前4項により委員会に提出された書面は公開とする。

2項、3項は、会則改正で役員を選任において総会の承認を要しないこととしたため、これに替わる泡沫候補者防止の措置である。

(立候補等の告示) 新設

第23条 前条第1項の届出を受理したときは、委員会はただちに役職及び選挙区、候補者の氏名、及び、所属支部名を告示しなければならない。

(重複候補の禁止) 14

第24条 役員等の候補者は、重複して他の選挙の候補者となることはできない。

従前の「他の役員等」の表記では、理事の候補者は全選挙区及び小選挙区の双方の候補者になれるのではな
いかとの疑問が寄せられたので、かかる紛れを解消するために、「重複して他の選挙」と修正した。

(候補の辞退) 15

第25条 候補者がその候補を辞退するときは、辞退届出の期限までに委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出を受理したときは、委員会はただちに辞退した候補者の氏名、役職及び選挙区を告示しなければならない。

期限経過後は選挙事務に混乱が生ずるので、当選者が確定するまで辞退はできない。また、当選確定後の辞退は可能であり、辞任と同様の性質を有するものとする。辞退も立候補等と同様に告示事項とした。

(候補者の告示) 16

第26条 辞退届出の期限経過により候補者が確定したときは、委員会は、遅滞なく、役職及び選挙区ごとに、候補者の氏名、所属支部を告示しなければならない。

2 前項の告示事項は、各支部事務所その他委員会の指定の場所に掲示するとともに、各会員に通知しなければならない。

3節 選挙運動

(選挙における倫理) 新設

第27条 この規則に基づく選挙のための運動は、品位を保持し公正を旨として行わなければならない。

(選挙公報) 新設

第28条 委員会は、投票権を有する会員に対して選挙公報を発行する。ただし、投票を実施しない選挙においては、これを発行しないことができる。

2 選挙公報の掲載事項は委員会で定める。

3 役員等の候補者は、委員会の求める選挙公報掲載資料を委員会の定める期限までに提出しなければならない。

4 選挙公報は、選挙期日の10日前までに発送しなければならない。

選挙権者の的確な投票を期待する上で、選挙公報は重要な情報提供手段であるから本条を新設した。

選挙公報の掲載事項として、役員等の候補者の所信、経歴、写真その他の事項を具体的に明示することも検討したが、写真の掲載には選挙公報発行の日程に余裕がない中で印刷に手間取るおそれがあり、経歴の掲載を嫌う候補者も予想され、選挙管理委員会の判断に委ねることとした。

発送を10日前までと定めたが、これは投票用紙発送の日程に合わせたものである。

(立会演説会) 新設

第29条 委員会は、会長及び副会長選挙につき、立会演説会を開催する。ただし、候補者が定数を超えない場合には、これを開催しないことができる。

2 委員会は、前項以外の役員等の選挙につき、立会演説会を開催することができる。

立会演説会は、選挙権者が政策等の情報を入手できるとともに、候補者の人物像を具体的にイメージできる重要なものであるから本条を新設した。

(選挙運動の制限) 新設

第30条 候補者およびその支援者は、選挙運動として次の各号の行為をしてはならない。

(1) 投票と引き換えに利益を授受し、又はその約束をする行為。

- (2) 投票と引き換えに供応をし、又はこれを受ける行為。
- (3) 投票用紙のとりまとめをする行為。
- (4) 特定候補への投票を強要する行為。
- (5) 投票用紙発送後の戸別訪問。
- (6) 候補者を誹謗し、その他不正、不当な手段で他人の当選を妨げる行為。

2 委員会は、前項の違反者に対して警告をし、警告に従わない場合は、その内容を公表することができる。

現行規則には選挙運動に関する条項が全く欠落しており、選挙運動における行きすぎた行為を防止し、会員の自由意思に基づく公正選挙の確保を図るため、本条を新設した。さらに違反者に対しては警告ができることとした。

第4節 投票

(投票の方法) 19-2、 21

第31条 投票は、次の各号の方法によって行う。

- (1) 委員会所定の投票用紙により、無記名式とする。
- (2) 各選挙区の役職ごとに1人1票の単記式とする。
- (3) 配達日指定郵便によって投票し、指定配達日は選挙期日と同日とする。

現行規則第19条2項の、「原則として」は曖昧であるから削除した。

第3項は選挙権行使の公平性を確保するため新設した。不在者投票制度等他の投票方法も検討したが総合的に判断して郵便による投票方法を選択した。

(投票用紙) 20

第32条 委員会は、投票用紙及び投票用封筒を調整して、選挙期日の10日前までに発送しなければならない。

- 2 投票用紙は、各選挙区の役職ごとに、立候補等の届出の順による候補者の氏名を予め記載しておかなければならない。
- 3 投票用封筒は、投票用紙封入用の内封筒と郵便用の外封筒に分け、内封筒は無記名とし、外封筒には署名欄及び押印欄を設ける。
- 4 投票用紙が会員に到着しない等特段の事情がある場合には、委員会の定める方法により投票用紙及び投票用封筒の再交付をすることができる。この場合、郵便用の外封筒には再交付の旨を付して交付する。
- 5 委員会は投票用紙の発送後、遅滞なく、発送した旨を当該選挙の候補者に通知しなければならない。

1項3項4項は郵便投票制度採用による新設規定

発送を10日前までと定めたが、これは最低限度の日数であり、委員会が余裕を持たせる事も可能である。

5項で投票用紙発送の旨を通知事項としたのは、選挙運動の制限規定の中に投票用紙発送後の個別訪問を禁止することとしたことによるものである。

(投票の管理) 新設

第33条 委員会は投票に関して次の各号の措置を講じなければならない。

- (1) 投票方法の具体的説明。
- (2) 重複投票、無効投票及び不正投票の防止措置。
- (3) 到着した投票封筒の保管。

(投票の締切) 22

第34条 委員長は、選挙期日において、投票郵便物を受け取りたる後の適宜の時間に投票を締切り、その旨を宣言しなければならない。

郵便による投票を導入したため、配達日指定郵便物の配達方法を考慮して定めた。

配達日指定郵便の場合、指定日の前日までに配達郵便局に到着した郵便物を、配達員が翌日(指定配達日)の朝に持ち出し通常午後5時までには配達される。郵便物は1日に一度配達されるのみである。

また、局止郵便にしておけば、指定配達日の任意の時間に郵便物を受け取ることができる。

指定配達日に配達されるには、指定配達日の3日前までに投函されなければならないが、指定日の前日までに配達郵便局に到着しておかなければならないので、この点の徹底が必要である。

郵便料金の違いがあるので指定配達日は平日とすべきである。(平日30円、休日200円)

第5節 開 票

(開票立会人) 18

第35条 投票を実施する選挙の候補者は、開票に先立ち委員会に開票立会の申出をなし、立会人氏名と所属支部名の届け出をすることができる。

2 委員会は、開票に支障がある場合は、立会人の数を制限することができる。

候補者1名につき複数の立会人の申出も許されるが、第2項によって制限されることもある。

(開票と点検) 24

第36条 開票は、投票の締切後ただちに、委員会が立会人の立会のもとに開票所で行う。

(無効投票) 23

第37条 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 重複した投票で真偽が確認できないもの
- (2) 所定の投票用紙を用いない等、第31条の規定に反した投票
- (3) 候補者を特定できない投票
- (4) 投票の締め切りまでに到着しない投票
- (5) その他委員会の定める方法によらないもの

第3号は現行規定の被選挙権者を候補者と改めたものである。被選挙権者は会員である。

第4号は郵便投票制度を採用したことによるものである。

(当選者の確定) 25

第38条 委員長は投票の集計終了後、全ての選挙の当選者を確認して、当選確定の旨を宣言しなければならない。

2 投票を実施した選挙の当選者は前項の宣言によって選出が確定する。

第2項は投票を実施しない選挙の当選者選出確定(第17条第4項)に対応するものである。

(選挙の結果の告示) 26

第39条 委員会は、前条により当選者の選出が確定したときは、次の各号の事項を告示しなければならない。

- (1) 開封前の投票総数と無効投票数

- (2) 役職毎の投票総数
 - (3) 役職毎の有効投票数及び無効投票数
 - (4) 役職毎の候補者の得票数
 - (5) 役職毎の当選者の氏名及びその所属支部
 - (6) 役職毎の無投票当選者の氏名及びその所属支部
- 2 前項の告示事項は会長に報告するとともに、各支部事務所その他委員会の指定の場所において掲示する。

本条は従前の総会議場内での告示に対応するものである。

第4章 選任の特例

(指名副会長) 33

第40条 会長の指名により、副会長1名を選任する。

- 2 任期満了に伴う会長選挙の立候補者は、前項の副会長候補者を指名し、自己の立候補届と同時に委員会に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出には被指名者の指名の承諾を証する書面を添付しなければならない。

第2項は指名副会長候補者も投票に際しての重要な判断事項であるから新設した。

(指名理事) 33

第41条 会長の指名により、理事3名を選任する。

- 2 任期満了に伴う会長選挙において当選が確定した次期会長は、当選の確定後すみやかに、前項の理事を指名し、委員会に届け出なければならない。

(指名役員選出の確定) 34

第42条 指名による役員候補者は、委員会に対する指名の届け出によってその選出が確定する。ただし、第40条第2項による指名副会長は、指名をした会長候補者の当選確定に伴い選出が確定する。

但し書は、第40条第2項新設に伴うもの。

(就任前の指名役員の資格喪失) 新設

第43条 選出が確定した就任前の指名役員は、自己に資格喪失事由が生じたときのほか、指名をした次期会長が資格を喪失したときにその資格を失う。

今回の改正により、選出が確定してから就任までかなりの期間が空くので、この間の手当て手が必要となり新設した。指名者と被指名者は、少なくとも就任するまでは、不離不可分の関係にあると考え、後段を置いた。

(連合会代議員選任の特例) 6

第44条 日本司法書士会連合会代議員につき、その定数の2分の1(2分の1に端数のあるときは、端数を切り捨てた数)は、理事会構成員の互選により選出する。

- 2 前項の代議員の選出は、理事会より委員会への報告により確定する。

(選考委員会) 30

第45条 委員会は、次の各号の場合に、当該選挙区に選考委員会を置き、不足定数の役員等の選出を求め

なければならない。

- (1) 選挙により選出すべき候補者の数が定数に満たないとき
 - (2) 会長選挙以外の選挙における当選者が就任前に資格を喪失して、繰り上げ当選者もないとき
- 2 選考委員会は前項の不足定数の役員等を選出し、協議の経過及び選出の結果を遅滞なく委員会へ報告しなければならない。選考委員会の選出の結果は委員会への報告のときに確定する。
 - 3 会長以外の役員等については、理事会の決議により前項の補充選出をしないことができる。

第1項2号は今回の改正により、選出が確定してから就任までにかかなりの期間が空くので、この間の手当て手が必要となり新設した。

(選考委員会の組織と運営) 30

第46条 小選挙区の選考委員は、当該選挙区の支部長の兼務とし、支部長に事故があるときは、副支部長が代行する。

- 2 全選挙区の選考委員は、小選挙区の選考委員の代表者とし、福岡選挙区2名、南部選挙区1名、北九州選挙区1名、筑豊選挙区1名をそれぞれ選出する。
- 3 前条及び前項の選出は、当該選挙区の選考委員の協議によるものとし、協議が調わないときは決議による。この決議は全員の同意により書面によることができる。
- 4 選考委員会の決議は選考委員の議決権の過半数によって決する。ただし、選考委員の議決権は選考委員1名につき1個とする。

全選挙区の選考委員はこれまで全支部長であったが、何らかの結論を出さなければならない場合の協議は、協議者が少ないほど結論が出しやすいと判断して代表者5名とした。

現行規定第30条第4項「会長は選考委員会に参与して意見を述べることができる。」は不要と考え削除した。

(補欠選任) 36

第47条 役員等及び選出が確定した次期会長に欠員を生じたときは、補欠選任をする。

- 2 前項による補欠選任は、欠員となった役員等を選出した方法による。
- 3 次期会長に欠員を生じたとき及び任期満了の前年の定時総会までに会長に欠員を生じたときを除き、理事会の決議により第1項の補欠選任をしないことができる。

選出が確定した就任前の次期会長に事故が起きた場合、特に選挙で当選した次期会長に事故が起きた場合の補充選出は、会長選挙では繰り上げ当選の制度もないことから、また、その職務の重要性に鑑み、いきなり選考委員会で選出すべきではなく、再度選挙を実施すべきであって、再度の選挙で立候補者のないときに選考委員会で選出すべきであり、また、残任期間1年以上の現任会長と同様に扱うべきであるので、補欠選任すべきものとした。

(準用規定) 37

第48条 第18条(当選の告知と就任承諾)、第19条(当選者の告示)及び第20条(就任前の当選者の資格喪失)の規定は、選挙によらない役員等の選出手続に準用する。

第5章 補 貝

(届出等の様式) 新設

第49条 この規則に基づく委員会への届け出等は、委員会の定める様式の書面によらなければならない。

届出等の書面様式に関する各条文を簡潔にするため、届出等の様式の定めを本条に置いた。

(選任記録の作成と保存) 新設

第50条 委員会は役員等の選任の経過を記録し、保存しておかなければならない。

(細則) 新設

第51条 委員会は、理事会の承認を得て、この規則に基づく委員会の職務に関する事項につき、細則を定めることができる。

(規則の制定及び改正) 38

第52条 この規則の制定及び改正は、総会の承認を得たときに効力を生ずる。

附 則

- 1 この規則は、改正会則認可の日から施行する。
- 2 従前の福岡県司法書士会役員等選挙規則は、この規則施行の日に廃止する。
- 3 従前の規則により選任された委員は、この規則による委員と看做す。

別表(規則第4条第2項)

総 定 数

会 長	1名	綱紀委員	10名
副 会 長	4名	共済委員長	1名
理 事	20名	共済委員	8名
監事(共済監査委員)	3名	日司連代議員	備考欄記載
備考 日本司法書士会連合会の代議員の定数は、同連合会会則第18条第2項の員数			

選 挙 区 表

選挙区		役 職 名	定 数	選挙区の範囲(支部名)	
全 選 挙 区		会 長	1名	本会全域	
		副 会 長	3名		
		理 事	7名		
		監事(共済監査委員)	3名		
		共済委員長	1名		
		日司連代議員	備考欄記載		
小 選 挙 区	福 岡 選挙区	理 事	5名	舞鶴中央、舞鶴北、舞鶴東、赤坂、西福岡、南福岡、東福岡、筑紫、宗像	
		綱紀委員	5名		
		共済委員	3名		
	南 部 選挙区	理 事	2名		久留米、甘木、吉井、柳川、大牟田、八女
		綱紀委員	2名		
		共済委員	2名		
	北九州 選挙区	理 事	2名		北九州
		綱紀委員	2名		
		共済委員	2名		
筑 豊 選挙区	理 事	1名	行橋、田川、飯塚、直方		
	綱紀委員	1名			
	共済委員	1名			
備考 選挙により選出する日本司法書士会連合会の代議員の定数は、総定数の2分の1(2分の1に端数のあるときは、端数を切り上げた数)					

選 任 の 特 例

選任方法	役 職 名	定 数	根 拠 条 項
会 長 指 名	副 会 長	1名	規則第40条
会 長 指 名	理 事	3名	規則第41条
理事会 互 選	日司連代議員	備考欄記載	規則第44条
備考 理事会の互選により選出する日本司法書士会連合会の代議員の定数は、総定数の2分の1(2分の1に端数のあるときは、端数を切り捨てた数)			

福岡県司法書士会補助者規則一部改正の件

福岡県司法書士会補助者規則の一部を次のとおり改正したいので、承認を求める。

〔提案理由〕

福岡県司法書士会補助者規則は、昭和59年7月1日施行以来18年の年月を経ているが、その間、司法書士法施行規則第20条を一部改正する省令が平成10年4月4日公布され、同年10月1日から施行されたのに伴い一部改正されたのみであり、現行規則による事務取扱いは形骸化されたものになっている実情にある。

そこで、当該規則を抜本的に見直し、取扱いの現状と整合性を持たせるため、条文の整理、字句の修正、届出の簡略化を図るために条文の整序を行うものである。

補助者規則一部改正案

福岡県司法書士会補助者規則の一部を次のとおり改正する。

1. 規則第4条関係

- (1) 第4条第1項「会員は、補助者を置こうとするときは、届出書に次の各号の書類を添付して、本会に提出しなければならない。」を「会員は、補助者を置いたときは、補助者を置いた旨の届出書に次の各号の書類を添付して、本会に提出しなければならない。」に改める。
- (2) 第4条第1項第1号「補助者となるべき者の自筆履歴書。」を「補助者となるべき者の自筆履歴書(写)」と改める。
- (3) 第4条第1項第2号「使用制限に該当しない旨の誓約書。」を削除する。
- (4) 第4条第1項第3号「住民票抄本。」を規則第4条第1項第2号「住民票抄本等。」と改める。

- (5) 第4条第1項第4号を規則第4条第1項第3号に改める。
- (6) 第4条第1項第5号「支部長の意見書。」を削除する。
- (7) 第4条第1項の次に第2項「会員は、補助者登録手数料を納付しなければならない。」を加える。
- (8) 第4条第2項中「その適否を」を「その受理、不受理を」とし第2項を第3項に改める。
- (9) 第4条第3項の次に第4項及び第5項を加える。
 - 第4項 会員は、補助者の届出事項に変更があったときは、補助者変更届出書を本会に提出しなければならない。
 - 第5項 本会は、第1項及び第4項の届出があったときは、すみやかに福岡法務局長に通知しなければならない。

2. 規則第6条関係

- (1) 第6条第1項、第2項及び第3項を削除する。

3. 規則第9条関係

- (1) (補助者証(身分証明書)及び補助者徽章)を(身分証明書及び補助者徽章)に改める。
- (2) 第9条第1項ないし第6項中「補助者証(身分証明書)」を「身分証明書」に改める。

4. 規則第12条関係

- (1) 第12条第1号「第4条及び第6条に関する事務。」を「第4条に関する事務。」に改める。
- (2) 第12条第2号「補助者の指導、調査及び研修に関する事務。」を「補助者の指導及び研修に関する事項。」に改める。
- (3) 第12条第3号中「事務」を「事項」に改める。

5. 規則第13条関係

- (1) 第13条中「7名以内」を「8名以内」に改める。

6. 規則第15条関係

- (1) 第15条「委員会の委員の任期は、前条第1項により選任をした理事会を組織する役員との任期と同一とする。」を「委

員の任期は、本会の役員の任期と同一とする。」に改める。

7. 規則第17条関係

- (1) 第17条「委員及び委員であった者又は委員会に参加した者は、委員会の審議の内容に関し、知ることのできた秘密を漏らしてはならない。」を「委員及び委員であった者は、職務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。」に改める。

8. 規則第18条関係

- (1) 第18条中「会長の承認を得て委員長が招集する。」を「委員長が招集する。」に改める。

9. 附則

(施行期日)

この改正規則は、平成14年8月1日から施行する。

福岡県司法書士会補助者規則一部改正 現行・改正対照表

現行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、福岡県司法書士会(以下「本会」という。)会則第92条及び第92条の2に基づき補助者に関する事項を定め、もって司法書士業務の適正な遂行に寄与することを目的とする。

第2章 補助者

(補助者の定義)

第2条 補助者とは、司法書士が司法書士法(以下「法」という。)第2条の業務を行なうにつき、その事務を補助させるために使用する者をいう。

(使用の制限)

第3条 会員は、次の各号に該当する者を、補助者として使用することができない。

- ① 成年被後見人又は被保佐人、準禁治産者。
- ② 補助者として使用する趣旨が明らかに制度の目的に反する者。

改正案

第1章 総則

(目的)

第1条 【同左】

第2章 補助者

(補助者の定義)

第2条 【同左】

(使用の制限)

第3条 【同左】

(補助者の届出)

第4条 会員は、補助者を置こうとするときは、届出書に次の各号の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

- ① 補助者となるべき者の自筆履歴書。
- ② 使用制限に該当していない旨の誓約書。
- ③ 住民票抄本。
- ④ 写真2葉
- ⑤ 支部長の意見書

【新設】

2. 本会は、届出書を受け取ったときは、すみやかにその適否を調査し、支部を経由して、会員に通知しなければならない。

【新設】

【新設】

(員数増員の許可申請)

第5条 削除

(届出書等の提出)

第6条 会員は、補助者を置いたときは、補助者を置いた旨の届出書に補助者の氏名、住所及び生年月日を記載して、本会に届出なければならない。
届出事項に変更があったときも同様とする。

2. 本会は、前項の届出があったときは、すみやかに法務局又は地方法務局長に通知しなければならない。
3. 本会は、第1項により届出された補助者が、第3条各号のいずれかに該当する場合又は第4条による手続きを経していない場合は、会員に対し、適正に是正するよう指導するものとする。

(補助者の届出)

第4条 会員は、補助者を置いたときは、補助者を置いた旨の届出書に次の各号の書類を添付して、本会に提出しなければならない。

- ① 補助者となるべき者の自筆履歴書(写)

【削除】

- ② 住民票抄本等。

- ③ 写真2葉。

【削除】

2. 会員は、補助者登録手数料を納付しなければならない。

3. 本会は、届出書を受け取ったときは、すみやかにその受理、不受理を調査し、支部を経由して、会員に通知しなければならない。

4. 会員は、補助者の届出事項に変更があったときは、補助者変更届出書を本会に提出しなければならない。

5. 本会は、第1項及び第4項の届出があったときは、すみやかに福岡法務局長に通知しなければならない。

(員数増員の許可申請)

第5条 【同 左】

(届出書等の提出)

第6条 【削除】

(解雇届)

第7条 会員は、補助者が退職し又は補助者を解雇したときは、その理由を明記した届出書を14日以内に本会に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の届出書を受け取ったときは、すみやかに福岡法務局長に通知しなければならない。

(届出等の催告)

第8条 本会は、必要がある場合は、会員に対して補助者の届出、退職又は解雇若しくは変更の届出を行なうよう催告することができる。

(補助者証(身分証明書)及び補助者徽章)

第9条 本会は、会員に対し届出を受理した後すみやかに補助者証(身分証明書)及び補助者徽章を交付しなければならない。

2. 会員は、補助者の執務に際して、補助者証(身分証明書)を携帯させ、補助者徽章を佩用させなければならない。
3. 会員は、補助者を解雇したときは、直ちに補助者証(身分証明書)及び補助者徽章を本会に返還しなければならない。
4. 補助者証(身分証明書)の様式及び補助者徽章は、別に定める。
5. 会員は、補助者共同使用を単独使用に又は補助者単独使用を共同使用に変更したときは、補助者証(身分証明書)を本会に返還し、新たな補助者証(身分証明書)の交付を受けなければならない。
6. 会員は、補助者証(身分証明書)又は補助者徽章を滅失若しくは損傷したときは、再交付を請求しなければならない。

(規則違反)

第10条 会員がこの規則に反して補助者を使用したときは、会則に従って処置するものとする。

(支部長の処置)

第11条 支部長は、所属支部会員のうちこの規則に抵触する者がある事実を知ったときは、遅滞なく、意見を付して本会に報告しなければならない。

(解雇届)

第7条 【同 左】

(届出等の催告)

第8条 【同 左】

(身分証明書及び補助者徽章)

第9条 本会は、会員に対し届出を受理した後すみやかに身分証明書及び補助者徽章を交付しなければならない。

2. 会員は、補助者の執務に際して、身分証明書を携帯させ、補助者徽章を佩用させなければならない。
3. 会員は、補助者を解雇したときは、直ちに身分証明書及び補助者徽章を本会に返還しなければならない。
4. 身分証明書の様式及び補助者徽章は別に定める。
5. 会員は、補助者共同使用を単独使用に又は補助者単独使用を共同使用に変更したときは、身分証明書を本会に返還し、新たな身分証明書の交付を受けなければならない。
6. 会員は、身分証明書又は補助者徽章を滅失若しくは損傷したときは、再交付を請求しなければならない。

(規則違反)

第10条 【同 左】

(支部長の処置)

第11条 【同 左】

第3章 補助者委員会

(委員会の職務)

第12条 補助者委員会(以下「委員会」という。)は、次の事務を行なう。

- ① 第4条及び第6条に関する事務。
- ② 補助者の指導、調査及び研修に関する事務。
- ③ その他補助者に関する必要な事務。

(委員会の組織)

第13条 委員会は、3名以上7名以内をもって組織する。

(委員会の構成)

第14条 前条の委員は、理事会で選任する。

2. 委員会に委員長1名を置き、必要がある場合には、副委員長を置くことができる。
3. 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

(委員の任期)

第15条 委員会の委員の任期は、前条第1項により選任をした理事会を組織する役員の任期と同一とする。

(委員長・副委員長の職務)

第16条 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統轄する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ委員長の定めた順序により委員長の職務を行なう。

(秘密の保持)

第17条 委員及び委員であった者又は委員会に参加した者は、委員会の審議の内容に関し、知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(招集)

第18条 委員会は、会長の承認を得て委員長が招集する。

(決議)

第19条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席者の過半数で議決する。

第3章 補助者委員会

(委員会の職務)

第12条 補助者委員会(以下「委員会」という。)は、次の事務を行なう。

- ① 第4条に関する事務。
- ② 補助者の指導及び研修に関する事項。
- ③ その他補助者に関する必要な事項。

(委員会の組織)

第13条 委員会は、3名以上8名以内をもって組織する。

(委員会の構成)

第14条 【同 左】

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、本会の役員の任期と同一とする。

(委員長・副委員長の職務)

第16条 【同 左】

(秘密の保持)

第17条 委員及び委員であった者は、職務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。

(招集)

第18条 委員会は、委員長が招集する。

(決議)

第19条 【同 左】

(書面による決議)

第20条 委員長は、緊急を要する事項について、書面による決議を求めることができる。

2. 前項の場合、委員全員の書面による同意があったときは、委員会の決議があったものとみなす。
3. 前項の決議があったときは、委員長は、遅滞なく、決議の結果を委員に通知しなければならない。

(報告義務)

第21条 委員長は、委員会の審議の結果を会長に報告しなければならない。

(経過録)

第22条 委員会の運営の結果については、経過録を作り、委員長及び副委員長がこれに記名押印して、本会に保存するものとする。

(規則の改廃)

第23条 この規則の制定、改廃は、総会の承認を得なければならない。

【新 設】

(書面による決議)

第20条 **【同 左】**

(報告義務)

第21条 **【同 左】**

(経過録)

第22条 **【同 左】**

(規則の改廃)

第23条 **【同 左】**

附 則

(施行期日)

この改正規則は、平成14年8月1日から施行する。

福岡県司法書士会会則一部改正の件

福岡県司法書士会会則の一部を次のとおり改正したいので、承認を求める。

〔提案理由〕

平成13年12月19日閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、司法書士会の会則から一定の数額が表示された報酬に関する規定を削除しなければならないこととされ、早期にこれを実行する必要が生じた。

そこで、「会員は、事務所の見易い場所に、連合会が定める付録第8号様式の報酬基準表を掲げなければならない。」と規定している第81条を削除するとともに、第95条を「会員は、嘱託人に対し、その報酬の金額又は算定方法を事務所の見易い場所に掲示するなどして明らかにしなければならない。」と改めることとした。これにより、司法書士会が定める報酬基準表を廃止する一方、会員独自の報酬額表を作成し事務所に掲示する等により、利用者たる国民の利便を損なうことのないよう、報酬の明示義務を課すとともに、前記閣議決定に対処するものである。

また、この改正に伴い、関連する第85条第2項を「事件簿には、嘱託を受けた順序に従い、事件1件ごとに受託番号、受託年月日、件名、嘱託人の氏名及び住所を記載しなければならない。」と改めることとした。

なお、施行日については、会員に周知を図る必要があることから、平成15年1月1日とする。

報酬に関する会則一部改正案

福岡県司法書士会会則の一部を次のとおり改正する。

1. 第81条を削除する。
2. 第85条2項中「基本報酬の適用がある種別又は事件の種類」を「事件」と改める。
3. 第95条を、次のとおり改める。
(報酬の明示)
第95条 会員は、嘱託人に対し、その報酬の金額又は算定方法を事務所の見易い場所に掲示するなどして明らかにしなければならない。

附 則

(施行期日)

1. この会則は、平成15年1月1日から施行する。

福岡県司法書士会会則一部改正 現行・改正対照表

現行会則

改正案

第1条～第80条 省略

【同 左】

(報酬基準表の掲示)

第81条 会員は、事務所の見易い場所に、連合会が定める付録第8号様式の報酬基準表を掲げなければならない。

第81条 【削除】

第82条～第84条 省略

【同 左】

(事件簿)

第85条 会員は、連合会の定める付録第10号様式により事件簿を調整しなければならない。

(事件簿)

第85条 【同 左】

2. 事件簿には、嘱託を受けた順序に従い、基本報酬の適用がある種別又は事件の種類1件ごとに受託番号、受託年月日、件名、嘱託人の氏名及び住所を記載しなければならない。

2. 事件簿には、嘱託を受けた順序に従い、事件1件ごとに受託番号、受託年月日、件名、嘱託人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3～7 省略

第86条～第94条 省略

【同 左】

(報酬)

第95条 法第15条第6号に規定する報酬は、別紙第2の定めるところによる。

(報酬の明示)

第95条 会員は、嘱託人に対し、その報酬の金額又は算定方法を事務所の見易い場所に掲示するなどして明らかにしなければならない。

第96条～第100条 省略

【同 左】

【新 設】

附 則

(施行期日)

1. この会則は、平成15年1月1日から施行する。

平成 14 年度 事業計画(案)

平成14年度事業計画(案)

新しい法律家「司法書士」を目指して

～ 改正司法書士法の施行に向けて ～

第一 はじめに

司法書士制度は130年の歴史を経て、今日新たな局面を迎えることとなった。昨年6月12日に提出された司法制度改革審議会の意見書を受けて、平成15年4月1日から改正司法書士法が施行され、特別研修終了後、我々は簡裁代理権を付与された新しい法律家「司法書士」として生まれ変わろうとしている。

さて、意見書では、弁護士改革が実現するまでの当面の法的需要を充足させるための措置として隣接法律専門職種の利用が論じられている。しかし、最も重要なことは「司法制度の利用者の意見・意識を十分汲み取り、それを制度の改革・改善に適切に反映させていくこと」とも述べられている。

明治5年(1872)の司法職務定制に始まった司法書士制度は、市民に支えられ、市民と共に築きあげられた制度である。国民の権利擁護を使命とした先達の尽力が市民に認められてきたからこそ今回の改正に至ったことは言うまでもない。今後、新たな制度として生まれ変わろうとも、我々が市民の権利の保護に寄与し続ける限り、制度もまた発展し続けるものと信じたい。

しかしながら、今時の改正を傍観的にみる会員も少なくない。簡裁代理権は不要との意見も耳にする。簡裁代理権が付与されるということは法律家として認知されたのであり、これまで専門性を維持してきた登記業務にあっても、今後は法律家として関与する姿勢が求められていることを忘れてはならない。

政府のe-Japan計画の一環として、オンライン申請が実現する日も間近に迫っている。インターネットの普及により、国民が利用しやすい行政手続を実現可能としているが、反面、その危険性が利用者に理解されないまま基盤整備だけが先行している現状において、我々が、登記申請の実体関係に積極的に関与していく姿勢こそ、真に国民の権利保護を担う職能として必要なことである。

また、事物管轄という制限はあっても、民事紛争全般での代理業務を担うことになり、これまで「市井の法律家」、「ホームローヤー」を称してきた我々が、名実共に法律家として機能していくことになる。双方代理から片面代理への意識の転換。これこそ今日我々に求められているものである。

この変革は、我々が自ら勝ち取ったものではないかも知れない。しかし、国民が望む司法の一役を担う職能として我々が指名されたことを鑑みると、簡裁代理権付与を望むとか望まないとかの議論は間違っていないだろうか。国民が望む司法の実現に向けて、すべての司法書士にその変革が求められているのだという自覚をもって、本年度の事業を行っていく。

第二 事業執行の基本姿勢

本年度は、①会員の意識改革、②組織の改革、③対外活動の充実、を重要課題とする。

まず、①会員の意識改革であるが、これまでの代書的発想からの脱却、資質の向上がない限り、真の改革は達成されない。このテーマに関しては従来から取り組まれてきた分野であるが、本年度は事業遂行の上での重要課題としてとらえ、新制度に対応しうる意識改革を推進する。研修会は単なる業務研修に終始することなく、倫理面の研修事業も積極的に行っていく。また、「相談」が業務として明文化されることに伴い、これまで行ってきた「相談業務」を全面的に見直していく。一方、継続的に取り組んでいる消費者問題、成年後見、法律扶助等の社会問題に対する事業も引き続き実施していくが、すべての会員が権利の保護の観点から積極的に関与してもらえらるための方策を検討し実施していく。登記のオンライン申請を初めとするIT社会への対応についても支援を行っていく。会員の意識改革に欠かせない内部広報の伝達についても変革を図り、新たな司法書士像を確立する。

②組織の改革については、会務執行体制の改善を行う。県会、支部、ブロック、委員会、事務局等の在り方について検討し、来るべき制度改革に対応しうる基盤整備を行っていく。特に、継続的の事業が増加しつつあるため、「事業部」の新設も検討していく。また、会費徴収方法の検討、会計制度の透明化を図ることで、適切な予算措置が行えるよう改善していく。さらに、共済制度の廃止により清算事務が開始するが、会員間の不公平が生ずることのないよう適切な事務処理を行う。司法書士法改正を前提として会則、規則、細則等の整備に着手する一方で、時代に即応した会則、規則の整備も行っていく。

③対外活動の充実であるが、司法書士の業務がいまだに市民に認知されていない現状があることから、マスメディアに対して積極的に働きかけを行い、市民に対しての制度広報を行っていく。特に、改正司法書士法施行時にマスメディアの全面的な協力が得られるよう、関係者との連携を密にしていく。また、これまで以上に行政機関との関係を深め、市民により良いサービスが提供できるような事業を行っていく。さらに、教育関係者との親交を深め、明日の制度を担う司法書士の養成制度の実現に向けて事業を展開する。青少年法律講座を実施して4年目を迎えることになるが、これまでの実績に基づいて検証し、改善を行っていく。

最後になるが、平成15年度から実施される特別研修については、司法書士の二分化を避けるために、一人でも多くの会員が受講されるよう理解と協力を求めていく。また、特別研修実施のための基盤整備には会員の協力が不可欠であり、その点も十分な理解と協力を求めていく。

第三 具体的事業一覧

第1. 会員の意識改革を推進する事業	
1 新制度へ向けての会員の意識改革	総務部
①倫理の向上、非違事件の防止 ②司法書士執務規範の周知徹底 ③制度改革についての研究	綱紀委員会 制度改革委員会
2 研修制度の充実	研修部
①特別研修実施のための基盤整備 ②会員研修の充実、強化 業務研修会 民事研修会 憲法研修会 ③各種研修会参加の推進と助成 日司連中央研修会・専門実務研修会・新法令研修会 ・日司連新人中央研修会・九州ブロック会員研修会 ・九州ブロック新人研修会・他県会開催業務研修会 ④任意研究団体の創設、推進 ⑤新人研修会・配属研修の実施 配属研修指導員会議 ⑤支部、ブロックの研修助成	特別研修準備委員会 法律事務推進サポート委員会
3 内部広報の充実	広報部
①会報「ふくおか」の発行 ②インターネット、ファクシミリを利用した情報伝達	
4 IT社会への対応	企画部
①登記オンライン申請への対応 ②パソコン利用の推進 ③ホームページ、メーリングリストを利用した 迅速な情報公開	高度情報化対策委員会

5 社会問題に対する活動の推進	
①消費者問題の専門性拡充 ②法律扶助の拡充	消費者問題対策委員会 法律扶助サポート委員会
6 相談事業の確立	
	広報部、企画部
①相談事業の改善 常設テレフォン相談（一般・夜間） 高齢者等テレフォン相談 多重債務問題110番（青年会との共催） ②有料相談所設置の検討 ③法律相談過疎地域での相談活動の推進 巡回法律相談会（青年会と協力）	相談業務実行委員会
7 成年後見制度の推進	
	研修部
①会員に対する啓発	

第2. 組織の改革に関する事業	
1 会務執行体制の改善	
	総務部
①県会、支部、ブロックの役割の改善 ②委員会活動の改善 ③支部との連携強化 ④各種助成金の見直し ⑤九州ブロック司法書士会協議会への対応	
2 事務局の改善	
	総務部
①事務局体制の見直しと整備	

3 会員の声を会務に反映するための事業		企画部
①執務協議会の実施		
4 会則の改正に対する事業		総務部
①司法書士法改正に対応した会則、規則、細則等の改正及び整備 ②時代に即応した会則、規則等の整備		会則等改正委員会
5 会計業務の改善		経理部
①会費に関する改善策の検討 ②会計処理の合理化		
6 補助者制度に対する対応		
①補助者研修制度の検討 ②補助者研修会の実施		補助者委員会
7 会館問題に対する対応		
①会館問題の検討と有効活用		会館問題検討委員会
8 福利厚生に関する事業		
①共済の清算に関する事務 ②司法書士国民年金基金制度への加入推進		共済清算委員会
9 非司排除に対する対応		
①非司排除事業の見直し		非司排除委員会

第3. 対外活動に関する事業

1 対外広報の拡充	広報部
①ホームページの活用 ②自治体、各種団体等への司法書士のPR活動	
2 メディアの活用	広報部
①マスメディアを利用した制度広報 ②マスコミとの連携強化 ③会員と連携した新聞広告の実施	
3 裁判所、大学等に対する対応	研修部、広報部
①関係機関との連携強化 ②大学での司法書士制度のPR ③学術関係者との交流	
4 法律講座等に対する対応	
①青少年法律講座の発展的見直し ②成年後見制度の広報、アピール	青少年法律講座実行委員会

第4. その他の事業

①ADRに対する研究 ②リーガルサポート福岡への協力 ③日司政連福岡会との協調 ④公嘱協会への協力 ⑤福岡専門職団体連絡協議会への参加、交流 ⑥日司連からの諮問事項の検討 ⑦青年司法書士の育成と支援 ⑧全青司福岡全国研修会への支援 ⑨会則第3条に定める事業	専門職委員会 日司連照会検討委員会
--	----------------------

※各事業の所掌は各部、必要であれば特別委員会を設置して遂行する。

平成 14 年度 予算案

収入の部

款	項	目	13年度予算	13年度決算	14年度予算	摘 要
前期繰越金	前期繰越金	前期繰越金	16,755,209	16,755,209	14,787,408	
会費入会金			133,969,000	140,135,700	138,790,000	
	会 費		132,849,000	138,287,700	137,670,000	
		定額会費	92,529,000	93,761,700	95,910,000	@11,500円×延8, 340名(695×12月)
		事件数割会費	40,320,000	44,526,000	41,760,000	@120円×29,000件×12月
	入会時徴収金		1,120,000	1,848,000	1,120,000	
		入 会 金	900,000	1,485,000	900,000	@45,000×20名
		入会手数料	220,000	363,000	220,000	@11,000×20名
日司連助成金	日司連助成金	日司連助成金			2,650,000	
		会議出席費	-	-	1,500,000	代議員等旅費他45万 会長会旅費26万、その他79万
		配属研修費	-	-	700,000	@5万×14事務所
		法律扶助	-	-	150,000	
		特別研修助成	-	-	300,000	特別研修準備に対する助成
寄 付 金	寄 付 金	寄 付 金	1,000	0	1,000	
雑 収 入	雑 収 入		1,220,000	1,380,069	1,210,000	
		雑収入(受取利息)	20,000	3,665	10,000	
		雑収入(その他)	1,200,000	1,376,404	1,200,000	登録手数料、補助者手数料他
繰 入 金			0	0	10,500,000	
	財務調整積立金繰入金	財務調整積立金繰入金	0	0	0	
	運営基金繰入金	運営基金繰入金	0	0	5,000,000	特別事業費(特別研修準備)その他
	共済基金繰入金	共済基金繰入金	-	-	910,000	人件費、コンピュータ費受入れ
	用紙販売特別会計繰入金	用紙販売特別会計繰入金	-	-	1,080,000	人件費、コンピュータ費受入れ
	共済積立金清算特別会計繰入金	共済積立金清算特別会計繰入金	-	-	3,510,000	人件費、コンピュータ費受入れ
合 計			151,945,209	158,270,978	167,938,408	

支出の部

款	項	目	13年度予算	13年度決算	14年度予算	摘 要
負担会費			50,783,500	50,521,490	53,420,000	
	連合会費		48,283,500	48,350,490	51,120,000	
		連合会普通会費	27,105,000	27,195,500	29,400,000	@3,500×延8,400名(700×12月)
		連合会特別会費	19,719,000	19,702,490	21,720,000	@300×延8,400名=2,520,000(会館建設等特別会費) @1,000×延8,400=8,400,000(司法改革特別会費・平18まで) @10×30,000×12月=3,600,000(会館建設特別会費) @20×30,000×12月=7,200,000(研修事業特別会費)
		連合会共済会費	1,459,500	1,452,500	-	13年6月を以って廃止
	九州ブロック会費	九州ブロック会費	2,500,000	2,171,000	2,300,000	九州ブロック会決定
会議費			17,040,000	17,552,859	20,450,000	
	会議開催費		12,440,000	13,015,099	13,850,000	
		総会費	4,000,000	3,932,639	4,700,000	定時総会4,000,000、臨時総会(会則改正)会場40万・資料20万・その他10万計70万
		理事会費	2,800,000	3,057,385	2,950,000	理事会25万×6回=1,500,000、合同役員会700,000、会場費・懇親会700,000、その他
		支部長会費	1,000,000	846,990	700,000	350,000×2回=700,000
		執行部費	1,740,000	2,546,765	2,100,000	常任理事会16回1,600,000、部長連絡会4回200,000、他
		総務部費	400,000	331,600	600,000	部会費 会則等改正対策
		経理部費	100,000	86,800	100,000	"
		企画部費	700,000	686,200	800,000	" IT推進対策、消費者問題対策、裁判業務対策
		広報部費	700,000	650,000	800,000	" 会員用ホームページ開発、対外向けホームページの充実
		研修部費	700,000	628,120	800,000	" 特別研修対策
		監査費	300,000	248,600	300,000	3回開催
	会議出席費		4,600,000	4,537,760	6,600,000	
		連合会会議出席費	1,200,000	1,491,100	3,000,000	総会関係1,450,000、会長会300,000、その他会議1,250,000
		九B会議出席費	1,500,000	993,860	1,300,000	総会(宮崎)1,000,000、役員会(福岡)180,000、他120,000
		専門職団体連絡会費	1,300,000	1,240,200	1,500,000	負担会費30万、総会費30万、共同相談会旅費・日当30万、その他60万
		各種会議出席費	600,000	812,600	800,000	各種会議旅費・日当・祝儀等

款	項	目	13年度予算	13年度決算	14年度予算	摘 要
事業費			40,860,000	34,964,850	49,610,000	
	会員名簿作成費	会員名簿作成費	630,000	630,000	630,000	
	執務協議会費	執務協議会費	2,500,000	3,120,000	3,500,000	執務協議会助成@3,000×700名=2,100,000 執行部派遣費110万参加費30万(5.5万/1支部×20支部:1支部平均5名参加)(参加費3,000×5名×20支部)
	委員会費		4,000,000	3,154,907	6,660,000	
		網紀委員会費	500,000	231,800	400,000	
		委員会活動費	3,500,000	2,923,107	6,260,000	
		非司法書士排除			200,000	5万×4回=20万
		選挙管理			880,000	8万×4回=32万、選挙関係費用(立会演説会・会場費、投票郵便費、公報印刷費等)56万
		補助者			100,000	4万×2回=8万、その他2万
		高度情報化対策			400,000	8万×5回=40万
		青少年法律講座			450,000	@2.5万×10講座、資料作成費20万
		消費者問題対策			540,000	6万×9回=54万
		相談業務実行			300,000	6万×5回=30万
		法律扶助サポート			350,000	9万×2回=18万、その他2万、日司連助成15万
		専門職連絡			850,000	5万×14回=70万、協議会委員会15万
		日司連照会検討			300,000	5万×6回=30万
		法律事務推進サポート			100,000	4万×2回=8万、その他2万
		会館問題検討			100,000	10万×1=10万
		制度改革			300,000	6万×5回=30万
		商事法務			480,000	6万×8回=48万
		会則等改正			400,000	3万×10回=30万、コピー5万、その他5万
		その他			510,000	苦情処理委員会、登録調査委員会、その他

研修費		6,600,000	3,678,593	14,000,000	
	会員研修会費	2,700,000	1,923,321	4,100,000	業務研修会3回180万、民事研修会助成5回30万、一般研修会200万(全青司全国研修会・福岡大会と提携)
	新人研修会費	900,000	378,219	2,000,000	集合研修費50万、配属研修150万(@5万×30事務所)
	成年後見研修会費	-	-	600,000	成年後見制度施行2周年記念事業(5月1日)をリーガルサポートと共同開催
	役員研修会費	500,000	35,880	0	
	補助者研修会費	200,000	165,487	200,000	
	研修対策費	2,100,000	1,070,000	2,100,000	ブロック研修室助成費110万、各種研修会参加助成100万
	ブロック研修費	-	-	4,800,000	助成金・ブロック研修助成金から移動 @50万×4ブロック+@4000×700名
	図書費	200,000	105,686	200,000	民事月報、登記研究、登記先例解説集、金融法務事情他
広報費		13,460,000	10,431,350	12,000,000	
	広報活動費	9,060,000	6,545,160	7,600,000	通常実施の相談業務全般(多重債務、昼一般の相談員日当)1000×2名×5日×4週×12月=48万、1000×4名×5日×4週×12月=96万、多重債務110番20万、 行政相談14万、法の日無料相談130万、市民法律教室30万、対外広報活動支援6万 マスメディア対策費360万、電話帳広告50万、その他6万
	会報発行費	4,400,000	3,886,190	4,400,000	年12回発行340万、編集会議費50万、取材活動費30万、原稿料20万
福利厚生費	福利厚生費	20,000	0	20,000	
助成金		13,650,000	13,950,000	8,000,000	
	日司連推進助成金	500,000	970,000	1,000,000	日司連、九B役員等助成金
	ブロック研修助成金	4,780,000	4,792,000	-	(@500,000×4ブロック)+(@4,000×695名) *→研修費・ブロック研修費へ
	支部活動助成金	4,170,000	4,188,000	4,200,000	@6,000×700名
	公職登記協会助成金	300,000	300,000	300,000	
	青年会育成助成金	500,000	500,000	500,000	
	市民法律教室助成金	400,000	200,000	-	*→広報活動費へ
	成年後見制度推進基金	3,000,000	3,000,000	2,000,000	成年後見制度推進基金特別会計200万円(うちリーガルサポート福岡協力金として100万円)
特別事業費	特別事業費	0	0	4,800,000	
	特別研修対策費	-	-	3,800,000	特別研修に対応する準備委員会を立ち上げる等、特別研修に向けて体制を整えるための対策費。委員会費@10万×15回=150万、その他230万
	オンライン申請等高度情報化対策費	-	-	1,000,000	オンライン申請等、高度情報化社会に向けた対策費。サポート委員活動費@1500×4時間×100名=60万、その他40万

款	項	目	13年度予算	13年度決算	14年度予算	摘 要
運営費			38,519,660	38,241,871	40,100,000	
	事務費		5,606,500	5,460,864	8,400,000	
		通信費	1,300,000	1,662,781	1,700,000	
		印刷費	2,200,000	1,864,126	2,200,000	証紙印刷費50万
		リース料	900,000	787,177	800,000	FAX、ボタン電話、ワープロ、コピー機、印刷機、 丁合機、紙折り機
		コンピュータ費	390,000	518,168	2,000,000	コンピュータ、パソコン・リース保守料
		消耗品費	300,000	524,122	550,000	事務用品他
		旅費交通費	150,000	37,990	150,000	会議以外の旅費
		備品費	300,000	0	1,000,000	書棚20万、パソコン2台20万×2=40万、パソコン 用品10万、その他
		一括償却資産償却	66,500	66,500	0	高齢者等相談転送電話(償却終了)
	人件費		18,463,160	18,576,732	26,400,000	
		職員給与手当	11,893,160	12,026,732	19,900,000	職員給与手当総額21,400,000(うち会館会計 150万)
		役員委員費用弁償費	6,570,000	6,550,000	6,500,000	
	渉外費	渉外費	700,000	659,937	800,000	執行部対外活動費
	雑費	雑費	1,300,000	1,448,018	1,500,000	
	会館特別会計元入	会館特別会計元入	3,000,000	3,027,807	3,000,000	会館特別会計へ(人件費150万、その他運営費 予算150万)
	共済特別会計元入	共済特別会計元入	9,450,000	9,068,513	0	
慶弔費	慶弔費	慶弔費	1,400,000	1,202,500	1,400,000	会員の慶弔、総会表彰
積立金			1,000,000	1,000,000	1,000,000	
	職員退職引当積立金	職員退職引当積立金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	職員退職引当金特別会計へ
	運営積立金		0	0	0	
		運営基金積立金	0	0	0	
		財務調整積立金	0	0	0	
	営繕準備金積立金	営繕準備金積立金	0	0	0	
予備費	予備費	予備費	2,342,049	0	1,958,408	
合計			151,945,209	143,483,570	167,938,408	
収支差額金			0	14,787,408	0	
再合計			151,945,209	158,270,978	167,938,408	

第21号議案

平成14年度 職員退職引当金特別会計予算案

自平成14年4月1日～至平成15年3月31日

収入の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
前期繰越	繰越金	10,429,531	9,933,010	繰越金
繰入金	繰入金	1,000,000	1,000,000	一般会計より
雑収入	雑収入	8,279	6,000	受取利息
合	計	11,437,810	10,939,010	

支出の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
職員退職	退職金	1,504,800	0	
予備	予備費	0	10,939,010	
合	計	1,504,800	10,939,010	

第22号議案

平成14年度 運営基金特別会計予算案

自平成14年4月1日～至平成15年3月31日

収入の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
前期繰越	繰越金	17,711,635	17,728,172	繰越金
繰入金	繰入金	0	0	
雑収入	雑収入	16,537	13,000	受取利息
合	計	17,728,172	17,741,172	

支出の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
繰出	繰出金	0	5,000,000	一般会計へ
予備	予備費	0	12,741,172	
合	計	0	17,741,172	

第23号議案

平成14年度 営繕準備金特別会計予算案
自平成14年4月1日～至平成15年3月31日

収入の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
前期繰越	繰越金	10,163,449	8,750,731	繰越金
繰入金	雑収入	0 7,638	0 6,000	受取利息
合	計	10,171,087	8,756,731	

支出の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
繰出金	修繕費	776,076 642,600	0 0	
雑費	予備費	1,681 0	0 8,756,731	
合	計	1,420,357	8,756,731	

第24号議案

平成14年度 財務調整積立金特別会計予算案
自平成14年4月1日～至平成15年3月31日

収入の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
前期繰越	繰越金	22,546,861	22,565,604	繰越金
繰入金	雑収入	0 18,743	0 14,000	受取利息
合	計	22,565,604	22,579,604	

支出の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
予備費		0	22,579,604	
合	計	0	22,579,604	

第25号議案

平成14年度 成年後見制度推進基金特別会計予算案
自平成14年4月1日～至平成15年3月31日

収入の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
前	期	1,000,000	1,501,246	繰越金
繰	入	3,000,000	2,000,000	一般会計より
雑	収	1,246	1,000	受取利息
合	計	4,001,246	3,502,246	

支出の部

科	目	13年度決算額	予算額	備考
助	成	2,000,000	1,000,000	リーガルサポート福岡協力金
予	備	0	2,502,246	
合	計	2,000,000	3,502,246	

第26号議案

平成14年度 会館特別会計予算案

自平成14年4月1日～至平成15年3月31日

収入の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	非収益事業	収益事業	摘 要
前期繰越 地代家賃	1,869,824 1,821,200	2,037,172 1,821,200	2,037,172	1,821,200	銀行預金、現金 (村田) 87,300×12=1,047,600 (有吉) 55,300×12=663,600 (九州ブロック)50,000 (リーガルサポート)60,000
会議室使用料	88,000	60,000		60,000	
本会元入	3,027,807	3,000,000	3,000,000		運営費(1,500,000) 人件費(1,500,000)
雑収入	416	400	400		
合 計	6,807,247	6,918,772	5,037,572	1,881,200	

支出の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	非収益事業	収益事業	摘 要
人件費	1,527,807	1,500,000	1,125,000	375,000	
維持管理費	1,306,200	1,400,000	1,090,000	310,000	朝日ビルテック 西日本警備
修理費	93,576	150,000	116,000	34,000	
水道光熱費	853,741	900,000	700,000	200,000	九州電力 西部ガス 水道料
保険料	41,900	42,000	32,000	10,000	安田火災(火災保険料)
雑費	88,727	100,000	77,000	23,000	
租税公課	983,200	990,000	785,556	204,444	固定資産税、法人市県民税
減価償却費	1,189,198	1,026,000	743,000	283,000	建物、空調設備機器、応接セット
一括償却資産償却	121,450	121,450	121,450		会議室カーペット、会長室照明
予備費	0	689,322	630,601	58,721	
支出合計	6,205,799	6,918,772	5,420,607	1,498,165	
収支差額金	601,448	0	-383,035	383,035	
合 計	6,807,247	6,918,772	5,037,572	1,881,200	

第27号議案

平成14年度 共済特別会計予算案

自平成14年4月1日～至平成14年5月25日

収入の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	非収益事業	収益事業
均 等 会 費	20,972,500	0	0	0
任 意 会 費	33,464,000	0	0	0
用 紙 積 立 金	4,012,385	0	0	0
利息・売却利益	15,958,792	2,500,000	2,500,000	0
貸付金利息	1,462,012	20,000	20,000	0
共済基金取崩し	96,046,012	8,210,000	8,210,000	0
売 上 金	13,849,824	1,800,000	0	1,800,000
本 会 元 入	9,068,513	0	0	0
雑 収 入	76,990	30,000	30,000	0
収 入 合 計	194,911,028	12,560,000	10,760,000	1,800,000

支出の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	非収益事業	収益事業
退 職 金 給 付	63,157,834	4,500,000	4,500,000	0
慶 弔 費	354,000	60,000	60,000	0
見 舞 金	0	10,000	10,000	0
結 婚 給 付	40,000	20,000	20,000	0
療 養 給 付	140,500	20,000	20,000	0
積 立 金 相 殺	9,615,630	3,500,000	3,500,000	0
分 娩 給 付	10,000	20,000	20,000	0
災 害 給 付	0	50,000	50,000	0
配 偶 者 給 付	60,000	30,000	30,000	0
年 金 給 付	22,632,048	0	0	0
福 祉 事 業 費	36,000	0	0	0
共済基金繰入	78,188,984	1,300,000	1,300,000	0
期首商品棚卸高	1,869,625	1,966,790	0	1,966,790

仕 入	10,047,551	1,200,000	0	1,200,000
期末商品棚卸高	-1,966,790	-1,600,000		-1,600,000
人 件 費	7,631,868	660,000	520,000	140,000
コンピュータ費	1,436,645	250,000	176,000	74,000
旅 費 交 通 費	684,160	114,000	114,000	0
通 信 費	110,040	20,000	10,000	10,000
荷 造 包 装 費	49,613	10,000	0	10,000
送 料	133,610	25,000	0	25,000
事務用消耗品費	5,355	5,000	2,500	2,500
振 替 料 金	48,440	10,000	0	10,000
会 議 費	200,000	100,000	50,000	50,000
函 書 費	215,000	50,000	12,500	37,500
印 刷 費	12,600	10,000	5,000	5,000
販 売 委 託 費	92,000	20,000	0	20,000
雑 費	106,315	30,000	15,000	15,000
雑 損 失	0	5,000	0	5,000
予 備 費	0	174,210	72,105	102,105
支 出 合 計	194,911,028	12,560,000	10,487,105	2,072,895
収 支 差 額	0	0	272,895	-272,895
合 計	194,911,028	12,560,000	10,760,000	1,800,000

第28号議案

平成14年度 用紙販売特別会計予算案

自平成14年5月26日～至平成15年3月31日

収入の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	収益事業
売 上 金	13,849,824	9,200,000	9,200,000
雑 収 入	76,990	50,000	50,000
収 入 合 計	13,926,814	9,250,000	9,250,000

支出の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	収益事業
期首商品棚卸高	1,869,625	1,966,790	1,966,790
仕 入	10,047,551	6,300,000	6,300,000
期末商品棚卸高	-1,966,790	-1,600,000	-1,600,000
人 件 費	1,526,374	830,000	830,000
コンピュータ費	287,329	250,000	250,000
通 信 費	22,008	100,000	100,000
荷造包装費	9,923	50,000	50,000
送 料	26,722	125,000	125,000
事務用消耗品費	1,071	25,000	25,000
振 替 料 金	9,688	50,000	50,000
印 刷 費	2,520	35,000	35,000
販売委託費	92,000	100,000	100,000
雑 費	18,863	80,000	80,000
雑 損 失	0	25,000	25,000
予 備 費	0	215,000	215,000
支 出 合 計	11,946,884	8,551,790	8,551,790
収 支 差 額	1,979,930	698,210	698,210
合 計	13,926,814	9,250,000	9,250,000

第29号議案

平成14年度 共済積立金清算特別会計予算案

自平成14年5月26日～至平成15年3月31日

収入の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	非収益事業	収益事業
均 等 会 費	20,972,500	0	0	0
任 意 会 費	33,464,000	0	0	0
用 紙 積 立 金	4,012,385	0	0	0
利息・売却利益	15,958,792	5,000,000	5,000,000	0
貸付金利息	1,462,012	20,000	20,000	0
共済基金取崩し	96,046,012	18,360,000	18,360,000	0
本 会 元 入	9,068,513	0	0	0
雑 収 入	0	10,000	10,000	0
収 入 合 計	180,984,214	23,390,000	23,390,000	0

支出の部

科 目	13年度決算額	予 算 額	非収益事業	収益事業
退 職 金 給 付	63,157,834	4,500,000	4,500,000	0
慶 弔 費	354,000	60,000	60,000	0
見 舞 金	0	10,000	10,000	0
結 婚 給 付	40,000	20,000	20,000	0
療 養 給 付	140,500	20,000	20,000	0
積 立 金 相 殺	9,615,630	8,000,000	8,000,000	0
分 娩 給 付	10,000	20,000	20,000	0
災 害 給 付	0	30,000	30,000	0
配 偶 者 給 付	60,000	30,000	30,000	0
年 金 給 付	22,632,048	5,670,000	5,670,000	0
福 祉 事 業 費	36,000	0	0	0
共済基金繰入	78,188,984	0	0	0
人 件 費	6,105,494	2,510,000	2,510,000	0
コンピュータ費	1,149,316	1,000,000	1,000,000	0

旅費交通費	684,160	400,000	400,000	0
通信費	88,032	30,000	30,000	0
荷造包裝費	39,690	50,000	50,000	0
送料	106,888	120,000	120,000	0
事務用消耗品費	4,284	10,000	10,000	0
振替料金	38,752	50,000	50,000	0
會議費	200,000	200,000	200,000	0
図書費	215,000	50,000	50,000	0
印刷費	10,080	20,000	20,000	0
雜費	87,452	30,000	30,000	0
雜損失	0	10,000	10,000	0
予備費	0	550,000	550,000	0
支出合計	182,964,144	23,390,000	23,390,000	0
収支差額	-1,979,930	0	0	0
合計	180,984,214	23,390,000	23,390,000	0